

平成27年(ワ)第13562号 福島被ばく損害賠償請求事件

原 告 井戸川克隆

被 告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

原告準備書面第40号  
被告東京電力準備書面(15)  
に再反論する

令和7年1月17日

東京地方裁判所 民事第50部 合議係 御中

原告 井戸川克隆

# 内容

はじめに .....	3
1 原告及び双葉町民は、憲法に保障された善良な国民である .....	6
2 原発事故から見えてきた日本の暗黒史 .....	8
第1章 被告東京電力準備書面（15）に再反論する前に .....	15
1 本件事故の出発点における基本的な間違い .....	15
2 原告はウソと不条理に従えない .....	16
3 原告の損害論 .....	17
小 括 .....	23
第2章 損害賠償請求 .....	58
第1 損害賠償の請求手続き .....	58
第2 原子力損害賠償支援機構法の概要 .....	59
1 法律の趣旨 .....	59
2 法律の概要 .....	60
3 施行期日等 .....	62
第3 原子力損害賠償紛争センター組織概要 .....	63
小 括 .....	66
第1 原子力損害賠償支援機構法の概要についての解釈 .....	66
1 法律の趣旨について .....	66
2 法律の概要 .....	66
3 施行期日等 .....	69
4 能見会長と井戸川は結論には至っていない .....	72
5 国会論議 .....	81
第3章 被告東京電力準備書面（15）の誤り .....	84
第1 データ改ざん謝罪訪問 .....	84
第2 安全確保連絡会議 耐震安全性評価の延期について .....	84
第3 福島県が見ていた東京電力 .....	89
第4章 原告は再度主張する .....	99
第1 被告東京電力の事故報告書から本件事故のウソが分かる .....	99
第2 政府事故調・中間報告 .....	100

第3	被告東電の借金申し入れ .....	101
第4	双葉町民へ伝える原告の誓約書 .....	106
第5章	被告東京電力準備書面（15）の誤り .....	108
第1	原子力損害賠償の概略 .....	108
1	原因 .....	108
2	避難者の状況 .....	109
第2	賠償内容・基準 .....	110
1	原子力損害賠償紛争審査会 .....	110
2	中間指針の策定と考え方 .....	110
3	公平性 .....	111
4	中間指針の効力 .....	112
5	損害の内容について .....	112
第3	ICRP、UNSCEAR の被ばく評価の偽り .....	112
1	ICRP の誤用 .....	113
2	UNSCEAR は机上のウソの作文に過ぎない .....	113
3	再度原告は以下について要求する .....	119
第6章	原告の損害賠償請求に終わりはない .....	121
1	実害の証明 .....	121
(1)	実録放射性物質濃度 .....	121
(2)	原子力災害対策マニュアルによる被ばく患者の解釈 .....	123
2	許されざる事故対応 .....	124
3	東京電力の事故報告から .....	125
4	今中哲二資料より .....	129
結語	.....	131

はじめに

原告は賤民ではない。被告東電は約束を守れ。

「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」と東京電力自身が公言していたことを守らなかったのに、今更、被告東電の主張など聞くに及ばない。

東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故(以降、「本件事故」という。)は、原告及び双葉町に対するウソから事故に至ったものである。本件事故発生以降更にそのウソは、日本政府全体に及んで原告ら双葉町民を騙している。

原告は望んで双葉町から避難したのではない。菅直人政府原子力災害対策本部長から発出された避難指示によって避難したのである。菅直人政府原子力災害対策本部長が避難指示を発出した、その瞬間から発生した費用の「一部」を当裁判で請求しているのであって、避難が完了して無事自宅に帰るまでの損害と晚発性障害の発症の恐怖を引きずりながら生きる被害の請求は、これからであることを主張しておく。

被告東電が第一原発から原子力発電所周辺監視区域外に放射性物質を違法に放出させたことから避難せざるを得なかつたので、やむを得ず双葉町から避難したのである。被告東電は、原告が避難させられた根源が誰に在るのかを開陳すべきであって、原告にいわれのない反論は、新たな加害行為とみなす。

被告東電準備書面(15)の全部は、事実ではない後知恵の、言いがかりでしかないので否定する。

被告東電が被告東電準備書面(15)の全部を正当化するには、原告の主張を否定する証拠を原告に開示することが必要である。

原告の請求行為は、債権者が事実に基づいて、自主的な裁量で作成し、債務者に請求するものである。原告が被告らに請求するのは、被告らが事故前に事故防止のための時間がありながら、原告(双葉町)と結んでいた安全確保協定の定めに反して事故を招来させたものである。特に安全確保協定の第1条を厳守して

いれば、過酷事故には至らなかったことは明白である。

被告東電は、東日本太平洋沖地震・津波によって東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以降、「本件事故」という。）を壊し、周辺監視区域外に決して放出してはいけなかった放射性物質を放出させ、発電所周辺自治体及び住民に前例のない苦難を与えたことは、憲法第18条の条文に反するもので、事故発生直後から原告ら発電所周辺の浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町が参席しなければならない、原子力災害合同対策協議会に参集させず、原告らにとつて不利益なことを決めてきたことは全部同意していないことを、ここに明言しておく。

事故時に存在していた原子力災害対策マニュアル及び平成22年度福島県原子力防災訓練で実践していた事故時のシナリオに準じることがない本件事故時の体制は、原子力災害対策特別措置法が定めていたことを守らず、加害者である立場をわきまえず、僭越的な主張で原告に迫れるはずがない。

被告東電は、原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）第二十七条に、事業者の責任が記されていることに従えば、本件事故のような過酷な事故は起きなかったことに留意するべきである。

又、原子力基本法（基本方針）第二条「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨とし、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」（平成一六年一二月三日改正）となっていることに鑑み、本件事故から観れば「平和の目的に限り」、「安全の確保を旨とし」、「民主的な運営の下に」、「その成果を公開し」について、本件事故後の対応はどれをとっても著しく反していることが分かる。

原告はこれを了としていないことを被告東電に告げる。

## 1 原告及び双葉町民は、憲法に保障された善良な国民である

このため、ウソと虚偽で画策された「違法な事故対応体制」の「不条理」に支配されることはない。違法というのは、東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以降、「本件事故」という。）に際して、JCO 臨界事故の反省から作られた原子力災害対策特別措置法に沿わない体勢の下で、原告（元双葉町災害対策本部長）に避難指示を行い、その後、事故情報の共有を阻み、原災法第23条に定められている合同対策協議会への参加を阻まれたために、生の事故情報が得られず避難開始が遅れたことにより、町民の生命にかかる被ばくをさせられない権利を阻んだ。そして、夥しい被ばくをさせられたこと、初期被ばく障害及び晩発性障害の原因を生じさせられたこと等、いずれも、初期対応の不条理が主因で、全ての被害・損害が生じた、このために、「違法な事故対応体制」の「不条理」を赦免することは断じてできない。

原告は、双葉町災害対策本部長として町から課されていた町民の生命、身体及び財産の保護の執行が、政府災害対策本部の独断と独走によって進められた本件事故対応で妨害されてしまった。

簡単に言うと「町民の生命、身体及び財産の保護」の執行が、政府原子力災害対策本部の不条理によって妨害されたのである。

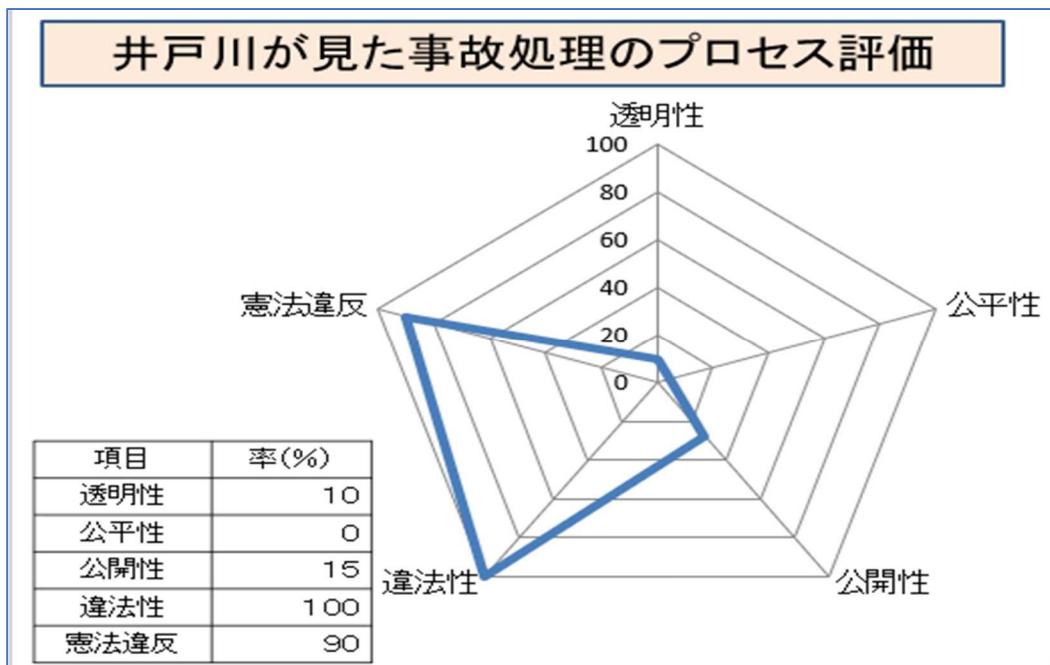
したがって、原告は双葉町災害対策本部長として本件事故直後から、政府原子力災害対策本部の机上論の指示等の全てを認めていない。その証拠には、あてにできない政府原子力災害対策本部を見限り、双葉町は、独断で町民を埼玉県まで避難させたことである。

このため、合意と実測値のない避難エリア設定、ヨウ素剤の予防服用不指示、SPEEDI 情報の隠ぺい、偽のスクリーニング検査実施等を、原告が当時の双葉町原子力災害対策本部長として、違法な対応を一度も認諾していない。

双葉町原子力災害対策本部は、本件事故直後から事故情報の共有、対話、要求等が遮断され、その上、原告不在で、加害者らが、加害者らによる、加害者らのためだけの利益を担保することを目指し、損害・被害の現場の実体のない机上論で作られた「中間指針」に、原告が同調・同意できないのは、条理に適うものである。

以下の図は、原発事故前後の有様から、事故のプロセスを原告が評価したものである。

本件事故の正体は、双葉町が被告らからの不利益情報の隠ぺいに根源があるのであって、決して「想定外」と被告らが言うのではなく、「止める」「冷やす」「閉じ込める」のウソを垂れ流した被告らの違背を、原告らが「想定外」と語るのが正しいのである。



## 2. 地方公共団体が「ウソ」で壊された

- ・ 過去の忌まわしい戦争でも、町は全町民避難で壊されるということはなかった。
- ・ 加害者側の寄り合いが被害者の対応をすることは、即ち、被害者は不利にされるということ。
- ・ 加害者側が罪を問われないで、被害者側が不自由な生活を強いられているのは、行政側が不要な壁を作ったことは職権濫用と断罪したい。
- ・ 事故の前後のあり方を調べないで、賠償支払いをするのは正しいことではない、事故後には公平、公正、公開、清潔さを検証しなければならない。
- ・ 壊した物は全て、元に戻す以外に事故の被害は続く。

70

被告東京電力準備書面（15）には、被告東電の「止める」「冷やす」「閉じ込める」が達成できなかつた自責について語ることなく、不条理の状況で作られた中間指針を原告に迫ることは、あらたな被害を押し付けるものなので、到底受け入れられるものではない。

### 私が合同対策協議会に参加していたら

#### «事故後の偽装はさせなかつた»

- ・ 官邸に主導権を与えなかつた。
- ・ 原子力安全・保安院の職員に現場放棄をさせなかつた。
- ・ 避難エリアは200キロにしていた。
- ・ ヨウ素剤は100キロ圏内に服用させた。
- ・ 会津地方を除く福島県民を中部地方に避難させた。
- ・ 原賠審に双葉郡から委員を参加させていた。

## 2 原発事故から見えてきた日本の暗黒史

### （1）戦争責任の忌避

近代戦争の責任とは、悪魔の取引による戦犯回避だった。代表的なのは優越的地位を利用して、悪魔の人体解剖を行った731部隊の石井四郎が戦犯から逃れて生き延びたことと、インパール作戦という地獄の片道を強行軍させた牟田口廉也などが代表されるが、何よりもひどいのは、戦地に行くこともなく銃弾の雨嵐が飛ばない、登戸学校で真綿の布団に寝ていた輩たち、そして、数々の前線の窮状に兵站の補給をしないで全滅させ、特攻隊員たちに無謀な死を迫った大本営の輩たちが、戦争の責任を忌避して生き延びて戦後の政府及び大企業の要職について、栄華を極めた者たちを鬼畜と卑下しなければならない。その輩たちの一部が、原子力産業をけん引してきたが、又しても責任回避を謀り生き延びようとしていることが許せない。

## (2) 企業の犯した環境汚染

企業の環境汚染の代表は、足尾鉱毒垂れ流し事件、水俣湾の有機水銀暴露事件、神通川イタイイタイ病事件、阿賀野川水銀暴露事件、京浜・四日市空気汚染事件及び、未だ世論の片隅に置かれているフッ素化合物の地下水汚染など。その多くの場合は、規制行政が企業の実態の隠ぺいに関わり、公衆には事実が伝えられていないことが特筆されている。足尾鉱毒垂れ流し事件を例にしても、鉱毒を渡良瀬川に放出した総量が恣意的に隠ぺいされている。

我が国最初の公害物質による環境汚染は、足尾銅山の鉱毒垂れ流しによる環境破壊である。その痛々しい痕跡は、現在も確認することができる。

«下記、写真はグーグルアースより引用 2024・10・23 »



(簗子橋堆積場に残された鉱毒)



(同左 拡大版)



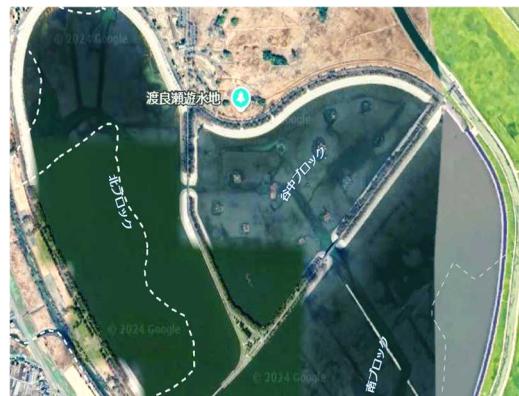
(松木谷の鉛毒の捨て場)



(同左 拡大版)



(鉛毒が貯められた渡良瀬遊水池周辺)



(同左 谷中村の痕跡)

上記の写真は、原告の胸に矢が刺さった思いを偲ばせている。

下記の写真は、原発事故後の双葉町新山地区の衛星写真である。

足尾銅山の場合は、精錬所の煙突から放出されていた亜硫酸が含まれる毒ガスで松木村に人が住めなくし、挙句に、鉛毒を含んだ鉛さいの捨て場にした。

この時、村人たちちは、中国人、朝鮮人たちと一緒に足尾銅山で鉛夫として、鉛石を採掘、運搬、精錬、残渣の廃棄等の仕事に従事して、禄を得ることに疲弊していたので、自分の置かれた劣悪な立場に反抗する力はなかったと推測される。

明治期から遅れて、双葉町民も松木村及び足尾町民と同じく、原子力発電所という放射能に汚染される職場に禄を求め住民たちは生活していた。



上記は、双葉町新山広町地区、北広町地区の衛星画像である。事故前には建物がいっぱい建っていたので、空き地はほとんどなかった。本件事故によつて、空き地にされたのである。被告東電は、当たらない言いがかりをつけず  
に、事故の責任を果たすのが先だろう。（グーグルアース画像）



上記画像は、双葉町大字郡山地区を映したものである。私有農地、山林原野と宅地はほとんど中間貯蔵施設用地とされてしまい、家屋が取り壊されている。（同上グーグルアース画像）



前頁の画像は、双葉町大字細谷地区の中間貯蔵施設用地とされたところを映したものと、福島第一原子力発電所の全容である。

この惨状は、被告東電の不作為と虚偽申告の結果招いた応報である。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書（略称：安全確保協定）の第一条の2項に記している、「**2. 丙は、原子力発電施設の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、原子力発電施設の設計、製作、施工、運転及び保守の各段階にわたる品質保証活動を請負企業等を含め積極的に行うものとする。**」を、確実に実行していれば、本件事故のような破廉恥でいたたまれないような事故は起きなかつたはずである。先ず、被告東電は、原告に言いがかりをつける前に、自ら足元の虚偽・偽装を反省し、それを発電所周辺の住民に認諾され、清廉潔白になる必要がある。

### （3）核被害の隠ぺい

東電原発事故が原因で、東日本を放射能汚染させた事件について。特に原発から放出された放射能汚染は、公務員らの隠ぺい工作により実態が隠ぺいされている。

下記図は、国民を守るのに慎重なアメリカの避難エリア。



アメリカが実施した半径 80 kmは、日本の半径 20 kmの 16 倍の面積になる。下記図は、半径 20 kmという現実とは程遠い空想の避難エリアを示す



下表は、3・12日 双葉町上羽鳥地区モニタリングポスト実測値

26.12.8.受領

Date	Time	Ch. CH001 Tag 低 DOSE			CH004 高 LIN			CH005 高 LOG1			CH006 高 LOG2				
		Unit	nGy/h	sec	MIN	MAX	nGy/h	MIN	MAX	nGy/h	MIN	MAX	nGy/h	MIN	MAX
2011/03/12	14:33:20	0.000	1.0404E+05		249	249	7.7268E+05	8.2509E+05		7.8433E+05	8.3657E+05				
2011/03/12	14:33:40	0.000	1.0404E+05		249	249	8.2509E+05	9.6828E+05		8.3657E+05	1.3320E+06				
2011/03/12	14:34:00	0.000	1.0404E+05		249	249	9.6716E+05	9.6828E+05		1.3320E+06	1.6577E+06				
2011/03/12	14:34:20	0.000	1.0404E+05		249	249	9.6716E+05	9.6828E+05		1.6520E+06	1.6807E+06				
2011/03/12	14:34:40	0.000	1.0404E+05		249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		1.6331E+06	1.6982E+06				
2011/03/12	14:35:00	0.000	1.0404E+05		249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		1.6982E+06	2.0324E+06				
2011/03/12	14:35:20	0.000	1.0414E+05		249	249	9.6716E+05	9.6828E+05		2.0324E+06	2.7164E+06				
2011/03/12	14:35:40	0.000	9.8446E+04		249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		2.7164E+06	3.3963E+06				
2011/03/12	14:36:00	0.000	9.3154E+04		249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		3.3963E+06	3.8238E+06				
2011/03/12	14:36:20	0.000	9.3154E+04		249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		3.8238E+06	3.8548E+06				
2011/03/12	14:36:40	0.000	9.3154E+04		249	249	9.6716E+05	9.6828E+05		3.5810E+06	3.8548E+06				
2011/03/12	14:37:00	0.000	9.8446E+04		249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		2.7384E+06	3.5810E+06				
2011/03/12	14:37:20	0.000	1.0404E+05		249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		1.9275E+06	2.7384E+06				
2011/03/12	14:37:40	0.000	1.0404E+05		249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		1.7579E+06	1.9275E+06				
2011/03/12	14:38:00	0.000	1.0404E+05		249	249	9.6716E+05	9.6828E+05		1.7865E+06	2.3605E+06				
2011/03/12	14:38:20	0.000	1.0414E+05		249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		2.3605E+06	2.4946E+06				
2011/03/12	14:38:40	0.000	1.0404E+05		249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		2.4946E+06	2.7990E+06				
2011/03/12	14:39:00	0.000	1.0028E+05		249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		2.7990E+06	3.3768E+06				
2011/03/12	14:39:20	0.000	9.9357E+04		249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		3.2211E+06	3.4080E+06				
2011/03/12	14:39:40	0.000	9.3068E+04		249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		3.2772E+06	3.8194E+06				
2011/03/12	14:40:00	0.000	8.8961E+04		249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		3.8194E+06	4.2121E+06				
2011/03/12	14:40:20	0.000	8.6616E+04		249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		4.2121E+06	4.4463E+06				
2011/03/12	14:40:40	0.000	8.5822E+04		249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		4.4463E+06	4.6132E+06				
2011/03/12	14:41:00	0.000	8.6616E+04		249	249	9.6828E+05	9.6828E+05		4.1831E+06	4.5709E+06				
2011/03/12	14:41:20	0.000	9.1369E+04		249	249	9.4886E+04	9.6828E+05		3.8637E+06	4.1831E+06				
2011/03/12	14:41:40	0.000	9.4886E+04		249	249	9.9449E+04	9.6828E+05		3.5150E+06	3.8637E+06				
2011/03/12	14:42:00	0.000	9.9449E+04		249	249	9.6716E+05	9.6828E+05		3.3189E+06	3.5156E+06				
2011/03/12	14:42:20	0.000	9.6650E+04		249	249	9.6716E+05	9.6828E+05		3.3574E+06	3.5237E+06				
2011/03/12	14:42:40	0.000	9.6650E+04		249	249	9.7634E+04	9.6828E+05		3.4041E+06	3.5116E+06				
2011/03/12	14:43:00	0.000	9.5763E+04		249	249	9.5763E+04	9.6828E+05		3.4159E+06	3.5318E+06				
2011/03/12	14:43:20	0.000	9.4016E+04		249	249	9.6716E+05	9.6828E+05		3.5318E+06	3.6517E+06				
2011/03/12	14:43:40	0.000	9.2300E+04		249	249	9.4016E+04	9.6828E+05		3.6517E+06	3.6855E+06				
2011/03/12	14:44:00	0.000	8.9867E+04		249	249	9.2300E+04	9.6828E+05		3.6855E+06	3.8107E+06				
2011/03/12	14:44:20	0.000	8.8043E+04		249	249	9.0615E+04	9.6828E+05		3.8107E+06	3.8949E+06				
2011/03/12	14:44:40	0.000	8.6696E+04		249	249	8.9043E+04	9.6828E+05		3.8949E+06	4.0738E+06				
2011/03/12	14:45:00	0.000	8.6696E+04		249	249	8.7498E+04	9.6828E+05		4.0504E+06	4.0879E+06				
2011/03/12	14:45:20	0.000	8.6616E+04		249	249	8.7498E+04	9.6828E+05		4.0411E+06	4.0879E+06				

以下の表は、前頁の要部を拡大したもの

249	249	9.6828E+05	9.6828E+05	3.2772E+06	3.8194E+06
249	249	9.6828E+05	9.6828E+05	3.8194E+06	4.2121E+06
249	249	9.6828E+05	9.6828E+05	4.2121E+06	4.4463E+06
249	249	9.6828E+05	9.6828E+05	4.4463E+06	4.6132E+06
249	249	9.6828E+05	9.6828E+05	4.1831E+06	4.5709E+06
249	249	9.6828E+05	9.6828E+05	3.8637E+06	4.1831E+06
249	249	9.6828E+05	9.6828E+05	3.5156E+06	3.8637E+06

2011年3月12日1号機のベントによる放射性物質の数値。

14時40分40秒の最大値は4,613 μSv/hを記録していた。この後、何も知らない原告らが、ヘルスケアふたばの外にいて15時36分頃に1号機の爆発物を、頭からかぶらされた恐怖と悔しさは永遠に回復できない。

このとき、被告ら誰一人、この場で同じ環境にはいなかったので、原告ら「双葉町民はハイリスク群」と称されたことを否定することができない。

のことについて、被告らからは謝罪もなく見舞いもないことは、狂気の沙汰であるのにも関わらず、当該裁判でも高ひしゃな態度でいられると、腸が煮えくり返る思いでいることを分からなければならない。

## 第1章 被告東京電力準備書面（15）に再反論する前に

### 1 本件事故の出発点における基本的な間違い

（1）本件事故では、双葉町原子力災害対策計画及び平成22年度浜岡原子力発電所総合防災訓練及び同年福島県原子力防災訓練の実績と違うことを、当たり前のように偽装した政府原子力災害対策本部は基本的に違反したことを行っている。

（2）基本的に違反したというのは、原子力災害対策特別措置法（以降、「原災法」という。）にも定められている、事故対応には地方自治体（双葉町等）が、政府原子力災害対策本部長から委任を受けた政府原子力災害現地対策本部長が招集することが決められていた浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町が参席した合同対策協議会で、避難区域の設定から、ヨウ素剤の予防服用指示、避難指示及びあらかじめ決めておいた初期対応に必要な班員に行動させることになっていたことを、原子力防災専門官が通報せず、全てを違え、情報の共有、判断、合意形成を阻んだ上に、官邸の無資格の素人政治家たちの違法な判断で、

合同対策協議会で決定することになっていたことを、発電所周辺の住民が必要とする発電所の実情を遮られた事故対応のことをいう。

(3) そして、本件事故に際し、菅直人政府原子力災害対策本部長が「**本件事故の出発点における基本的な間違い**」を侵して、何も資格を有しない官邸政治家らが、事前了解を得ないで発電所周辺自治体「**事故の全被害の主体者**」を違法に排除したまま、原子力防災訓練で合意された事項、原子力災害対策マニュアル等を減却し不条理な決定と押し付けを繰り返してきた。

不条理な決定と押し付けというのは、災害基本計画 第10編原子力災害対策編、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、原子炉等規制法、電気事業法、及び、原子力災害対策マニュアルに反して、事故情報を総理官邸、被告東電及び被告国が囲い込み、原告ら発電所周辺の自治体に必須の緊急時事故情報を遮断し、発電所周辺の住民の「**生命、身体及び財産の保護**」のための執行を妨害したのである。

その具体的な実例をいうと、世界で初めて行うベントを実施させるにあたって、第一原子力発電所近傍の最も影響がある原告を含む町村に無通告で、実行を迫った政府災害対策本部の行いは、周辺住民の被ばく被害の回避行動を遮り、避難を遅らせ不当な被ばくをさせてしまった。これを原告は不利益情報の不告知による**傷害事件**と認識している。

本件事故において最も悲劇的事例は、行政に定められていた「**住民の生命の保護**」を怠らせて、取り残されて生命を失った人々は、「**人災**」による被害者で、その責任者は「**本件事故の出発点における基本的な間違い**」を犯した政府原子力災害対策本部長にある。

双葉町で避難から取り残されて生命を失った方は、原告が知る限り5名と、津波で行方不明になっている1名の方がいる。

したがって、被告東電が主張する「被告東京電力準備書面(15)」は、「**本件事故の出発点における基本的な間違い**」の上にあるものなので、原告はこれを受け入れることはない。

## 2 原告はウソと不条理に従えない

被告東京電力準備書面(15)に再反論するにあたり、原告は、被告らが違法の下の事故対応を行ったことを強く批判し、双葉町(原告)と全てにおいて合

意・了承の手続きを欠落させたことの被害に基づいた損害を争っている。被告東京電力準備書面（15）で主張している中間指針は、不条理の下の事故対応状況を改善せず、しかも、事故被災者の実態調査、現地確認、事情聴取を行わず、審議員の多くが原子力関係者と思しき面々らの、極端な偏りで国が作ったという（真実は確認していない）中間指針に公平・公正は見当たらず、到底採用することはできないと判断して、原告は独自の考え方で損害賠償請求を裁判で行っている。

精神的損害の一人当たり一律に月10万円ということは、個々人の実情に沿うものではなく、加害者側の便法に過ぎないもので、全く、被災者を愚弄したものである。この精神的損害の一人当たり一律に月10万円という考えについて、原告は原子力損害紛争審査会（第21回）会議の席上、能見会長に10万円の根拠を質したら、「被告東電がすぐに支払える金額で、上限ではありません。」と回答している。

のことにより、正当性のない被告東京電力準備書面（15）は、原告の要求を反論する立場ではないことを強く主張しておく。

### 3 原告の損害論

原告は「貧すれば鈍する」訳にはいかない。原告は、現在事故前の生活には戻っていない。政府原子力災害対策本部は平成23年12月16日第一原子力発電所の事故の収束宣言を発したが、現在、原告は事故の影響下の真っ最中である。

このため、貧しているので生活費を切り詰めながらの人生を送っている。誰がこのようにさせたのかは、明確である。原子力行政の不作為によって、福島第一原子力発電所を壊したことで、原告の人生も壊された結果が現在に至っている。

そこで、被告東京電力に課されていた「止める」「冷やす」「閉じ込める」について語ると、先ず、①原発の安全・安心施策とは何だったのか？②それはどのように安全が担保されていたのか？③万が一という概念があったのか？又、④最悪な事態にどうすることになっていたのかという問題を振り返り、⑤実行されたのか？実行されない原因はどこにあったのか等の、解説と反論を求めなければならない。

本件事故は、2002年から津波地震が予見されていたのであって、突然に起きた事故ではない事はこれまでの準備書面で示してきた。にもかかわらず、被告らの誤導とウソを言いふらす原子力利益共同体によって、原発行政を知らない無垢で純真な多くの国民は、ウソで騙されているのが現状である。

単純に本件事故を省みると、原子力発電所の危険性を多くの国民は承知していたが、地震・津波ごときで簡単に壊れるものとは認識されていなかった。したがって、国民は1号機の爆発の映像から大きな衝撃を受けて、末世の驚嘆がもたらす思考停止になったものと考えている。

これに備えて、災害対策基本法第一条中（目的）に示されている、「この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、～、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。」と定められていることを多くの国民は認識していない。

この条文にある「責任の所在を明確にするとともに、」について、被告らにとって最も都合が悪いので触れることなく、本件事故は津波のせいで、対策をしていないくせに「対策をしても事故は防げなかつた」と虚言を語っている。

しかし、本件事故には事故前の法律に準じなければならぬので、「責任の所在を明確にするとともに、」という第一条を、原告は多用することにしている。

「本件事故の出発点における基本的な間違い」とは、責任を明確にすることを避けた経済産業省、文部科学省らは、規制義務の履歴の抹消を謀り、規制権限のない被災者と国民に対し自助政策を強制し、被告東電の債務の削減を被災者に押し付けている。この事態を明確にしているのは、従来の防災訓練の約束を隠し、政府原子力災害対策本部長は避難エリアを狭くすることを企て、避難の必要性を緩和・抹消することを目論んだために、最大の被害者にされた発電所周辺の自治体を本来の災害対応体制に参加させることができなかつた。この策略を見えなくさせるために、確証のない100ミリシーベルト以下とか、20ミリシーベルト以下という策文<sup>(注1)</sup>をつくり、マスコミに吹聴させて避難の必要性をごまかしたのである。先例の広島・長崎被爆者と同様に、この世に存在しない「デマ」で原告（国民・被災者）らを騙しているのである。

① 「原発の安全・安心施策とは何だったのか」について

- ・総務省行政評価局 平成21年2月「原子力の防災業務に関する行政評価・監視結果報告書（第二次）（原告準備書面第39号参照）。
- ・原子力安全・保安院提供資料「NISA」に詳述されている。
- ・平成20年度原子力総合防災訓練の実績の報告書参照。
- ・平成22年度福島県原子力防災訓練の実績の報告書参照。

等の約束と経験則が原告にある。そのほか、被告東京電力が強く主張していた「止める」「冷やす」「閉じ込める」については、被告自らが提唱していた約束である。この3つの公約には、免責事項は含んでおらず、本件事故後に被告東京電力が公言している「想定外」という断りを、事故前に聞いたことがないので、原告としては被告東電がいう「想定外」を認めることはない。結果として、原告ら双葉町民を偽りの安全・安心で騙していたのである。

② 「それはどのように安全が担保されていたのか」について法律・規則・規程等に基づくと

- ・災害対策基本法
- ・原子力災害対策特別措置法
- ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示
- ・電気事業法
- ・原子力損害の賠償に関する法律
- ・放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律
- ・放射線障害防止の技術的基準に関する法律
- ・運転責任者に係る基準等に関する規程
- ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令
- ・核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令
- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- ・原子力基本法
- ・経済産業省設置法

- ・独立行政法人日本原子力研究開発機構法
- ・独立行政法人原子力安全基盤機構法
- ・原子力委員会及び原子力安全委員会設置法
- ・保安規定

#### **マニュアル・計画等**

- ・防災基本計画
- ・原子力災害対策マニュアル
- ・原子力防災訓練計画
- ・緊急時環境放射線モニタリング計画
- ・福島県緊急時被ばく医療マニュアル
- ・双葉町原子力災害対策計画
- ・福島第一（第二）原子力発電所原子力事業者防災業務計画（毎年度事提出）
- ・原子力防災資機材現況届出書（毎年度事提出）

#### **協定・要綱**

- ・福島県原子力行政連絡調整会議設置要綱
- ・東京電力株式会社福島第一（第二）原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書
- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定の運用について
- ・原子力発電所に関する通報連絡要綱
- ・福島県原子力発電所安全確保技術連絡会運営要綱
- ・福島県原子力発電所安全確保連絡会議運営要綱
- ・東京電力株式会社○○○○原子力発電所に係る通報連絡に関する協定書
- ・福島県温排水調査監理委員会設置要綱
- ・福島県原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会設置要綱
- ・福島県原子力広報連絡会議設置要綱
- ・財団法人福島県原子力広報協会設立趣意書

- ・財団法人福島県原子力広報協会寄付行為
- ・福島県原子力発電所所在町協議会

### 被告東電の公約

- ・「止める」「冷やす」「閉じ込める」ので万が一にも安全であると約束していた

以上の法、マニュアル、協定等によって「発電所周辺の自治体と住民の安全は担保されていた」はずだったが、実際は、ウソと偽りで「事故の要因を隠されていた」結果で、発電所立地地域の安寧と社会秩序が壊され、そこに住む住民の人生の全てが壊され、避難せざるを得ない状況が被告等によって作られた「人災」なのである。

#### ③ 「万が一という概念があったのか」について

上記②に記載したすべてが「万が一という概念があったのか」に繋がっている。

「万が一という概念があったのか」について、被告東電が語っていた「止める」「冷やす」「閉じ込める」が万が一の安全だと教えられていたので、特に心配しなかった。

原告は、被告東電を信頼していたので、万に1つの事故は起こさないと考えていたために、本件事故のようなことは全然考えたことはなかった。

又、管理・監督責任は国なのだからしっかり管理されているものと考えていたので、万に一つの事故が起きること等思うことがなかった。原告が第一原発保安検査官事務所の都筑所長から頂いた NISA を信頼していたことも大きな要因である。

これを被告東電が、想定外というウソで隠ぺいすることを他に例えると、「人をナイフで刺しておきながら、死んだのは刺された相手が悪い」と形容するようなもので、常軌から考えて、被告東京電力がいう想定外は原告に通用するものではない。

#### ④ 「最悪な事態にどうすることになっていたのか」について

上記②の「マニュアル・計画等」にも含まれていたが、被災者たちには最悪の事態に必要な「避難生活計画」が策定されておらず、政府原子力災

害対策本部長は無策のままに避難指示を出し、自助を迫り、被災者が得べかりし利益の喪失状態に置かれて、事故を恨み、悔しさのなかで避難を強いられている。これも、政府原子力災害対策本部長が想定外という無策で、避難させた責任が永遠に残っている。

政府原子力災害対策本部長は、②にある組織を立ち上げると自身に責任が及ぶので、事故後の後知恵で法令に無い「内閣府原子力被災者生活支援チーム」という組織を作り、無法の限りを行って、そのことによる別項目の被害が発生している。「最悪な事態にどうすることになっていたのか」については、原告及び双葉町にとって事故及び事故後の扱いは想定外であり、ウソと偽りによって最悪な事態になっていて補償はされておらず（未払い状態）、いまだにウソが続けられているので、原告ら被災者には現状回復と終息は見通せない状態にある。

#### ⑤ 実行されたのか？実行されない原因はどこにあったのか

菅直人政府原子力災害対策本部長らが「法律・規則・規程等」と「マニュアル・計画等」及び、「協定・要綱」を無知の上、無いものにし、前例踏襲と例規に基づかない独断と独裁を繰り返したので、殆ど実行していない。

その陰で、原子力安全・保安院等は規制義務・原子力災害関係法体系を減却し、事故後の対応から発電所周辺監視区域外の双葉町等を排除して、原子力防災訓練の実績の事故の情報の共有と対話・合議・合意を阻み、挙句に原子力安全・保安院らは、原子力安全の規制主務を果たさず、その反省をすることもなく国民の前から逃避したのである。これを戦前の言葉で言えば「敵前逃亡」に匹敵する公務員らの職権濫用である。これは責任回避と逃亡ほう助と証拠隠滅であり、これを公務員の裁量権とは言わない。

以上、本件事故において実行されない上記②の原因は、いまだに正式な原子力災害対応体制には至っておらず、発電所所在町を排除したままの「審議開始未了」なので、**事故後の指示・行為は「全て」において法的効果は存在しない。**

実行できない原因是、事故対応の参席者（発電所周辺の町）が定足数に達せず、所在町が参加することになっていた最初の「重要方針決定会議」が開催されていないためである。

『注1・策文の原告の解釈：人を騙すことを目的に、現実に存在しないことを文書に記すことをいう。欺罔、奸さ、サギ行為がこれに当たる。』

## 小 括

「本件事故」を、原告（双葉町長・双葉町災害対策本部長）は、原告ら双葉町民に対して、長期評価等の危機迫る防災のための情報を隠していたことが主因の「人災」であると断定しているので、津波が原発事故の全てとは捉えていない。

「人災」という理由は、中央防災会議をはじめとして、津波に係る情報を双葉町災害対策本部長へ通告せずに、規制主務省庁らが原子力事業者らと情報を囲い込んでいた結果、3・11日に津波が襲来したのだから、危機情報の不通告によって事故を招いた人災と断定している。

その理由は、第一原子力発電所への波高が15.7mと想定されていた数値が、事故前に存在していながら、安全確保協定に基づく報告が、安全確保協定の当事者である双葉町に、被告東電が隠していた結果の因果応報であって、絶対に、これを認諾及び赦免できるものではない。

又、被告国（原子力安全・保安院）の配下の福島第一原発保安検査官たちが、波高15.7mの大津波情報を双葉町に知らせなかつた任務懈怠によって、事故に至つた「人災」でもある。

原告はこの時、波高15.7mの大津波の情報を聞いていたら、津波が及ぼす甚大な被害と原発の事故を心配しない双葉町民はだれ一人としていなかつたので、予防・防災の観点から「第一原子力発電所の運転」を止めるよう要請したことは世人が認めることである。

原告が波高15.7mの津波襲来を予想した場合、双葉町の郡山、浜野、両竹地区の住民に15.7mの大きさの津波が予想されていることを告げ、いつでも避難できるように準備をさせていた。双葉町で一番低い地区の浜野地区には、自主防災組織ができていたので、危機に対応する備えはできていたので、波高15.7mの情報があればすぐ避難することは可能だったが、この情報が

なかったために20名の犠牲者と1名の行方不明者が出てしまった。この人々は被告らの隠ぺいによる被害者ということになる。

双葉町の備えは福島県から伝えられていた平成17年1月「福島県沿岸市町津波避難計画策定の手引き」があり、これを基に双葉町としては、平成20年3月「双葉町津波防災計画策定基礎調査報告書」に津波浸水域が明記していた。

「福島県沿岸市町津波避難計画策定の手引き」の40・41頁には、津波危険度評価結果（想定地震A及びB）が記されており、双葉町はAタイプで3.3m、Bタイプで3.8mとされていた。これを波高15.7mと聞けば、想像を絶する大津波なので、双葉町が壊滅的な被害が予想される。当然、第一原子力発電所が壊れてしまうことは、だれも疑うことはなかったので、発電所の運転を直ちに止めるよう求めていた。

双葉町の平成20年3月「双葉町津波防災計画策定基礎調査報告書」作成の発注者は経済産業省資源エネルギー庁で受託者は財団法人電源地域振興センターが請け負い、調査を行い報告書の作成したのである。本件事故を省みると、この報告書は長期評価を覆い隠すための策文の塊であった。この報告書に記載された波高3.8mは、東日本大震災に伴う大津波の痕跡高によって、電源地域振興センターの報告書はウソだったことを証明している。

このような策文に騙された原告は、本件事故直後に、もっとひどく原告を騙したのが、「本件事故の出発点における基本的な間違い」である。

基本的な間違いを整理すると、○特 双葉町の実情、①政府事故対策センター（ERC）は責任放棄により定められていた役目を果たさず、②—1 総理官邸に指揮を丸投げさせた。②—2 政府原子力災害対策本部長が政府原子力災害「現地」対策本部長へ権限の一部委任を行っていない、②—3 スピイディ情報の不告知、③現場を知らない総理官邸素人政治家たちは、組織と部下を排除して、法外なこと（原子力災害対策マニュアル違反、双葉町原子力災害対策計画等に反すること）を行った、④事故直後に行われなければならないこと（オフサイトセンターの立上げ、参集要員への参集コールを発出させなかった）を偽装した。⑤オフサイトセンターにおける重要方針決定会議の不開催、⑥—1 オフサイトセンターに合同対策協議会を設置することをあいまいにした、⑥—2 同じく、協議をしないで官邸が勝手に避難範囲を決めて指示を出した。⑦

緊急時環境放射線モニタリングの結果の公表を止めた、⑧スクリーニング検査におけるバックグラウンド値を引き上げた。⑨世界初のベント情報を政府原子力災害対策本部長は双葉町に伝えなかった。⑩避難生活計画の無いままに住民を避難させた、⑪閣議決定の乱発と国会決議の無視等が考えられる。

○特 双葉町の実情=以下の資料は、原告がかつて双葉町災害対策本部長として、原子力防災訓練に参加していた当時に、1. ~ 8. についてはいずれも訓練で審議或いは実施してきていたので、本件事故の対応に当たっては実施された形跡が見当たらないので、「しない、させない、行わない、廃止する等」の報告が双葉町にされていたのか確認するために、公文書開示請求を行ったものである。公文書開示決定通知書によれば、請求内容に関わる文書が存在しないので、被告国からいかなる通告や告示はされていないことが判明した。

このため、原告が、やがて双葉町民から双葉町災害対策本部長としての不作為について、訴追されないものと考える。

公文書開示決定通知書

2双総第4697号

令和2年12月23日

東電原発事故研究所 井戸川 克隆 様

双葉町長 伊澤 史朗



令和2年10月23日付けで請求がありました公文書の開示について、双葉町情報公開条例第9条第1項の規定により次のとおり開示をすることに決定したので、同条第2項の規定により通知します。

公文書の件名	東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る政府災害対策本部より双葉町災害対策本部並びに双葉町長へ伝達された文書の内、以下について開示請求する。 1. 政府原子力災害対策本部は現地災害対策本部に権限を委譲しない。 2. 原子力災害合同対策協議会は現地において開催しない。 3. 原子力災害合同対策協議会は福島県庁に移動する。 4. 原子力災害合同対策協議会には浪江、双葉、大熊、富岡町を参加させない。 5. これ以降、政府災害対策本部は発電所周辺の自治体との協議は行わない。 6. 原子力災害対策マニュアルは廃止する。 7. 原子力災害防災訓練のシナリオは廃止する。 8. 原災法第23条は適用しない。 以上について、政府本部長名で通知、通告、通達、告示、公示、公布等の公文書が双葉町並びに双葉町災害対策本部に送達されれば、その文書について。
開示の日時	令和2年12月23日 午前 時 分から 午後
開示の場所	上記、開示請求の内容を示す文書は存在しないため開示文書はありません。
担当課(所)	総務課 行政係 電話番号 (0246)84-5201

① 原災本部事務局（E R C）は責任放棄により定められていた役目を果たさず=原子力発電所の安全確保を監理・監督する立場にあった経済産業省の原子力安全・保安院は、本件事故の発生を防止できなかった不作為の罪を問われるため、従来から約束されていた事故対応の指揮を執ることができる立場ではなかった。しかしである、他例をもって言えば、消防団員が放火して家が燃えているのに、その消防団は消火活動ができないのでは、消火・減災の

任務を懈怠することになり、放火犯に免罪符を与えることになるので消防活動をやめることはできない。

本件においては、原発事故に伴う被災者が発生したのだから、火災の場合と同じく災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に定められていた「**住民の生命、身体及び財産の保護**」を最優先するためには、政府原子力事故対策本部事務局（E R C）は、官邸の素人政治家達に指揮を執らせてはいけなかった。政府原子力事故対策本部事務局（E R C）の任務懈怠による二次被害が現在注目されていないが、原告はこの任務懈怠による二次被害の規模は災害史上最大・最高で、終わりが見えることがないものと判断している。

②－1 総理官邸に指揮を丸投げさせた=原子力安全・保安院は本件津波対策を怠り、本件事故を惹起させた加害者なのだから、従来の防災訓練のマニュアルのように指揮を執る立場にはなかったと判断して、原子力災害対策マニュアルに沿う主導的対応をしなかった。

しかし、総理官邸の素人政治家が本件事故の対応を出来るほど、発電所周辺の自治体と同等の実務経験がなく、結果、被告東電の思うままに事故対応を行い、多くの禍根を残した。

政府と東電の統合対策本部なる原災法に定めのない組織を中心に東京で進め、事故現場を抱える原告らには、全く情報共有や協議・合意形成を行っていない。

いわゆる原告らとのステークホルダー・ミーティングが全くない状態で、その対応を事故の第一義的責任者の被告東電が有利に行い、原告ら被害者排除のいびつな形で、被告東電の思うままの形で事故対応が進められてきている。

原告は本件事故発生以来、ステークホルダー・ミーティングに（原告）双葉町災害対策本部長の参加が無い違法な事故対応を批判し、裁判に至っているので、本件事故直後からの片鱗な対応、原告らを排除したまま被告らだけの、優位な立場で決めたすべての行為・決定を認めていない。

②－2 政府原子力災害対策本部長が政府原子力災害現地対策本部長へ権限の一部委任を行っていない=事故前の防災訓練では、政府原子力対策本

部長から政府現地対策本部長への一部委任が実行され、そのことは告示として双葉町に伝えられることになっていた。

告示が届かないと現地対策本部長として認めることができないために、現地対策本部長はオフサイトセンターに合同対策協議会を開催することも、全ての指揮も執ることができないことは、過去の防災訓練の実績で理解していた。

しかし、本件事故後は、本部長の権限委任は行われず、「不當に委任されたものと見なして」池田経産副大臣は現地対策本部長の任に就いた。現地対策本部長の正体は、仮であって、法的な資格のないままに、重要方針決定、避難エリア決定、避難指示、ヨウ素剤の予防服用基準、スクリーニング検査基準等法の裏付けのないままに、緊急対応をおこなったので、現地対策本部としての体裁は未だに整っていない。本件事故の行政の対応に法の裏付けがない今まで、各地で損害賠償請求事件の裁判が行われているが、違法な初期対応を正解しないまま判決が下されていることは、本件事故の正体が、優越的地位を巧妙に悪用し、不當で如何に悪質であるかを露呈している。

②—3 スピイディ情報の不達=スピイディ情報は、3月11日23時49分頃、福島県原子力センターに届けられていたことは、発電所周辺の自治体、特に双葉町に伝えられなかつた。



«上記は、福島県原子力防災のしおりに掲載されているもの»。

スピイディ情報は双葉町災害対策本部長へ届けられるものであったが、本件では伝えられていない。

この件については、森まさ子衆議院議員が国会質問で菅直人総理に質している。

原子力災害対策マニュアルでは、福島県庁と同じく双葉町、大熊町に直接スピイディ情報は届けられることになっていたが、本件事故では届けられなかった。

のことについて政府事故対策本部事務局（E R C）は、来るべきところから情報が来なかつたからスピイディ情報を届けなかつたと公言しているが、3月11日23時49分頃、福島県原子力センターに届けられていたのだから、同時に双葉町、大熊町にも伝えられないことの整合性はない。これも、政府事故対策本部事務局（E R C）の裏切りと菅内閣の実務経験のないことの裏返しであると判断している。

しかし、原子力災害対策マニュアルでは、発電所から緊急通報があれば発電所周辺の自治体を含む59市町村に、緊急積報を転送することになっていたが、福島県庁はこれを行っていない。福島県庁に届いた緊急通報を、広く県民に公知させなかつた任務の裏切りは許せない。

### ③ 現場を知らない総理官邸素人政治家たちは、組織と部下を排除して法外なこと =

官邸に指揮を執らせるることは、事故前に決めていなかつたのだから、違法でその結果は全て無効である。

我が国で起きた原発事故の規模は災害史上最大で、その事故に関するウソ・偽りも災害史上最高である。総理官邸素人政治家たちは、無知を悪用して組織と部下を排除して法外なことを行った。これを災害史上最も悪質な事故対応として、歴史に刻まなければならぬ。

本件事故の主体者は、直接的関係者としての事故の第一義的責任の有る被告東電と、直近で強度の被ばく被害に遭遇させられた発電所周辺の自治体及び住民である。総理官邸素人政治家たちは本件事故の間接的関係者であるので、直接的関係者の随伴者という立場なので、この関係を超えることは通常の考えではあり得ない。

しかし、本件事故の場合、間接的関係の官邸政治家たちが直接的関係者を排除して、不利益情報を隠ぺいして、直接的関係者が有する被ばくをさせられない権利を妨害して、ベントや爆発物による夥しい被ばく被害を与えてしまった。

被ばく被害の加害者は第一義的には「止める」「冷やす」「閉じ込める」が実行できなかった被告東電にあるが、3月11日15時以降には、EPZに従い8～10kmの避難開始に十分な時間的余裕があった。16時以降避難指示を発出することは可能だったが、法・規則及び前例を省みず、菅直人総理の個人的感情で避難開始を遅らせた「人災」である。

枝野幸男官房長官がERCとOFCを超えて記者会見を行うことは、原子力災害対応のどこにも決められていなかった。

原子力災害で記者会見を行う場所は、政府事故対策本部事務局(ERC)と、現地のオフサイトセンター(OFC)の二元体制で行うことになっていたので、防災訓練ではこの体制で模擬記者会見を行っていた。枝野幸男官房長官が記者会見を行うことを誰が、どこで決めたのかわからないが、防災訓練の実績に無い妨害である。本件事故に際してみると、政府と決めたことはいざというときには、上位にいる者によって簡単に破られるということを学んだ。

#### ④ 直後に行わなければならないこと =

発電所監視区域外の住民の被ばく被害回避対策である。

そのために準備されていた装置は下記に示した。

## 一斉招集連絡システム（原子力防災専門官室）

原災法第10条通報があった場合、初動期に必要な情報の共有を図るため原子力防災専門官が開催する「現地事故対策連絡会議」の構成員への招集連絡を一斉に行うシステムです。



上記の一斉召集装置は本件事故において起動されていない。停電を理由にしているが、原災法第10条通報受信時には停電をしていないので、このシステムを稼働させることは可能だった。原子力安全・保安院の被ばく隠しが、この時から始まっていたようである。原子力防災専門官の不作為は、被ばくさせられないための避難対策の実施を阻んだ犯罪となっている。

本件事故において、最優先されるべきことは、放射性物質の放射線を避けるために、汚染されると予想される場所に長時間留まらず、遮蔽し、遠ざかり、身体を守らなければならぬように周知されていた。

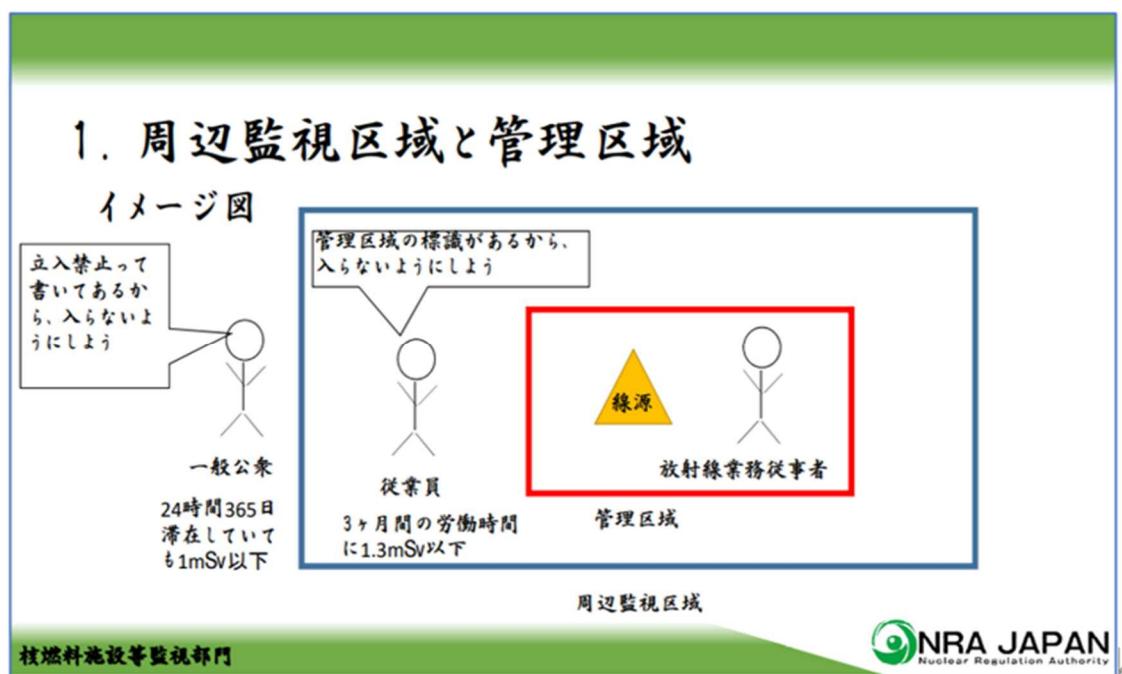
次頁は、環境省が示した資料。

- ① 離れる（距離）とは、線源から距離を置くことで、当たり前の行為である。本件事故では関東・東北地方は全域汚染されていたので、中部地方以西に避難しなければならなかった。原告がさいたまスーパーアリーナに避難したのは、中継地点だったのである。
- ② 間に重いものを置く（遮へい）とは、線源が管理された場合であって、本件のような場合には通用しない。グランドシャイン・スカイシャインのように乱反射する本件では外部被ばく、内部被ばくとも防ぐことは

できないので、研究所、病院等の管理区域を明確にできる場所に限られる。

- ③ 近くにいる時間を短くとは、当該裁判で現地進行協議の際に、原告が示した資料と現地における装備並びに短時間の現地調査の計画は、このことに基づいている。

«環境省の資料から転載»



上記は「令和3年2月26日 原子力規制委員会原子力規制庁の資料から引用」

本件における違法行為とは、2011.3.11日17時以降、上図のような区域を設けなければならなかった。

しかし、菅直人政府原子力災害対策本部長はこの区域の設定を行わなかった。このため、発電所周辺住民は、無法化され、無防備の状態におかれて、本人が制限することができない被ばくをさせられたのである。本件の被ばく被害は、全て菅直人政府原子力災害対策本部長の乱入と不作為によるものである。

菅直人政府原子力災害対策本部長は自身の著書で、事故に対する準備がされていなかったというような記述があるが、彼自身が法とマニュアルがあったことが無知であったのである。

上記の約束事項が、菅直人政府原子力災害対策本部長に理解されていたなら、原告ら双葉町民は1号機のベントによる被ばくと、1号機の爆発物による直接被ばくを避けることが可能だった。

上図で特筆すべきなのは、**立ち入り禁止って書いてあるから、入らないようにしよう**とイメージされていて、「一般公衆24時間365日滞在していても1m Sv以下」と記されている。20ミリシーベルト以下ということで避難指示が解除された地域があるが、上記に図示された記述とは相いれない、うがった見方をすれば、双葉町民は一般公衆ではなく、特定な公衆人と解釈されているのかもしれない。

では誰が、双葉町民は一般公衆ではないと証明できるのだろうか、被告国に明らかにしていただかなければならない。

これが、完成しなければ、被告東電がいう「中間指針」の通用はできない。

##### ⑤ オフサイトセンターにおける重要方針決定会議=

本件事故ではこの会議を実行していない。

下記は双葉町原子力災害対策計画より転写  
同対策協議会の役割

緊急事態対応方針決定会議		全 体 会 議
決 定 事 項	①屋内退避・避難の決定及び解除 ②ヨウ素剤服用の指示の決定 ③飲食物摂取制限の決定及び解除 ④事故収束のためにとるべき措置 ⑤緊急事態解除宣言を出すべきとの具申 ⑥その他現地対策本部長が必要と認めた事項	①緊急事態対応方針決定会議の調整事項の連絡 ②緊急事態対応方針の確認 ③緊急事態対策の実施状況に関する情報の共有 ④放射線モニタリング状況及び予測の報告 ⑤プラント状況及び予測の報告 ⑥プレス広報内容の確認 ⑦町民広報内容の確認 ⑧県・町等からの要望の取りまとめ ⑨その他現地対策本部長が必要と認めた事項の協議、報告

本件事故の場合、「緊急事態対応方針決定会議」を行っていないことを証明しているのは、下記の情報開示請求に対する福島県の回答で証明できる。又、「全体会議」を行うことなく、官邸政治家たちが事故対応をしたから、当然、上記に決められた手順を踏んでいない。

ここで特に主張したいのは、緊急事態対応方針決定会議の決議を経ないで、官邸が指揮をしたことには組織的議論と決定を省いたもので整合性がないものなので、被災者・国民に対する拘束力を欠いた不当で、しかも障害事件となっている。

原告の抱える双葉町災害対策本部長としての責任は、上記の「緊急事態対応方針決定会議」及び、「全体会議」の開催を、政府原子力災害対策本部長によって阻まれてしまい、「緊急事態対応方針決定会議」において協議し、実施させることと、「全体会議」において、事故情報の共有と①から⑨までの項目を協議・共有できなかったことである。特に、「⑧県・町等からの要望のとりまとめ」ができれば、仮設住宅政策等の災害救助法の適用を止めていた。本件事故後の県民・双葉町民に必要な「避難生活計画」を含めた、「原子力被災者救助特措法」をつくるよう求めていた。

上記のように決められていたことを実行しない政府原子力災害対策本部長には、新たな、被害・損害が発生させられているので、この損害賠償請求も追って考えなければならない。

新たな損害の協議のない紛争審査会が示した中間指針に、原告が従う理由がないことを、ここでも強く主張しておく。

下記は、福島県は事故発生（原災法10条・15条通報を受けて）と同時に「福島県原子力現地災害対策本部」を設けなければならることに決められていたので、この時の会議記録を開示請求したものである。

県が回答したものが下記である。訓練ではこの会議を実施しておきながら、本当に起きた本件事故では福島県原子力現地災害対策本部が設けられた形跡を示す会議が実施していないと回答している。この回答は当然である、双葉町の災害対策本部長及び担当職員が原子力防災専門官から参集の知らせがなく、欠席していたので開催したとしても定足数に達せず、不調となっていたであろうことを知りながら、確認のために情報開示請求をしたのである。

以上により、本件事故においては、防災訓練のシナリオのとおりに「緊急事態対応方針決定会議」並びに「全体会議」は開催しておらず、官邸らが行った事故の対応には整合性がなく、全てが違法で無効なのである。

様式第4号（第3条関係）

公文書不開示決定通知書

2危管第3619号

令和2年12月21日

東電原発事故研究所 井戸川 克隆 様

福島県知事



令和2年12月7日付けで請求のあった公文書の開示について、福島県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことを決定したので通知します。

公文書の件名 又は内容	2011年3月11日に発生した東日本大震災の東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う事故対応について、以下の項目について資料の開示請求をする。 〔2. 2011年3月11日から3月31日までの福島県原子力災害現地対策本部の会議記録の全部。〕
開示しない根拠 規定及びその理由	開示請求に係る公文書については、取得・作成していないため、保有しておりません。
担当課（所）	危機管理部原子力安全対策課 電話番号（024）521-8054
備考	福島県原子力災害現地対策本部では会議を開催しておりません。

福島県は事実を回答している。したがって、本件事故における正式な政府原子力災害現地対策本部が機能していないことをここで証明している。どこかの誰かが現地対策本部を語り、様々な会議、指示、行動をしているが、福島県、

発電周辺 6 町が参加していない偽りの原子力災害合同対策協議会を開催していたが、その正体は幽霊組織だったということになった。

### ⑥—1 オフサイトセンターに合同対策協議会を設置することをあいまいにした=

被告東電が提供した資料には、本件事故前の約束 1・2 と事故後のウソ 1 をそれぞれ以下に示した。

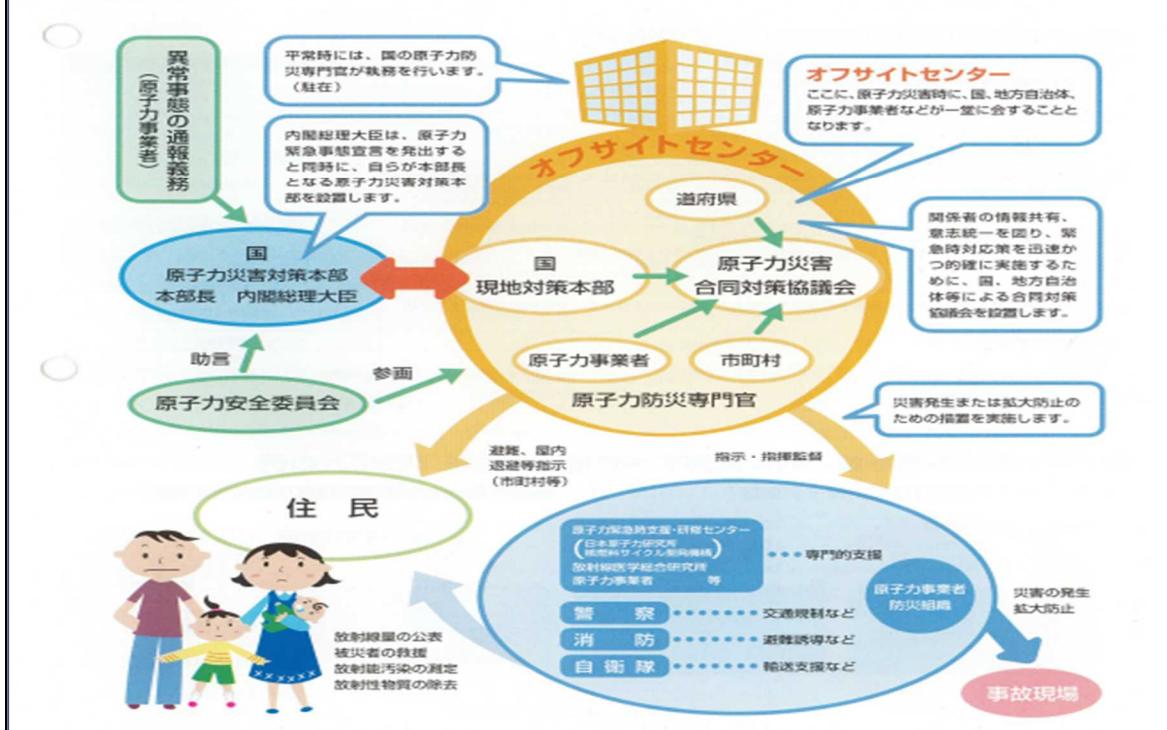
以下は、事故前の約束の事故対応体制図 1. (文部科学省資料)

## 2. オフサイトセンターとは

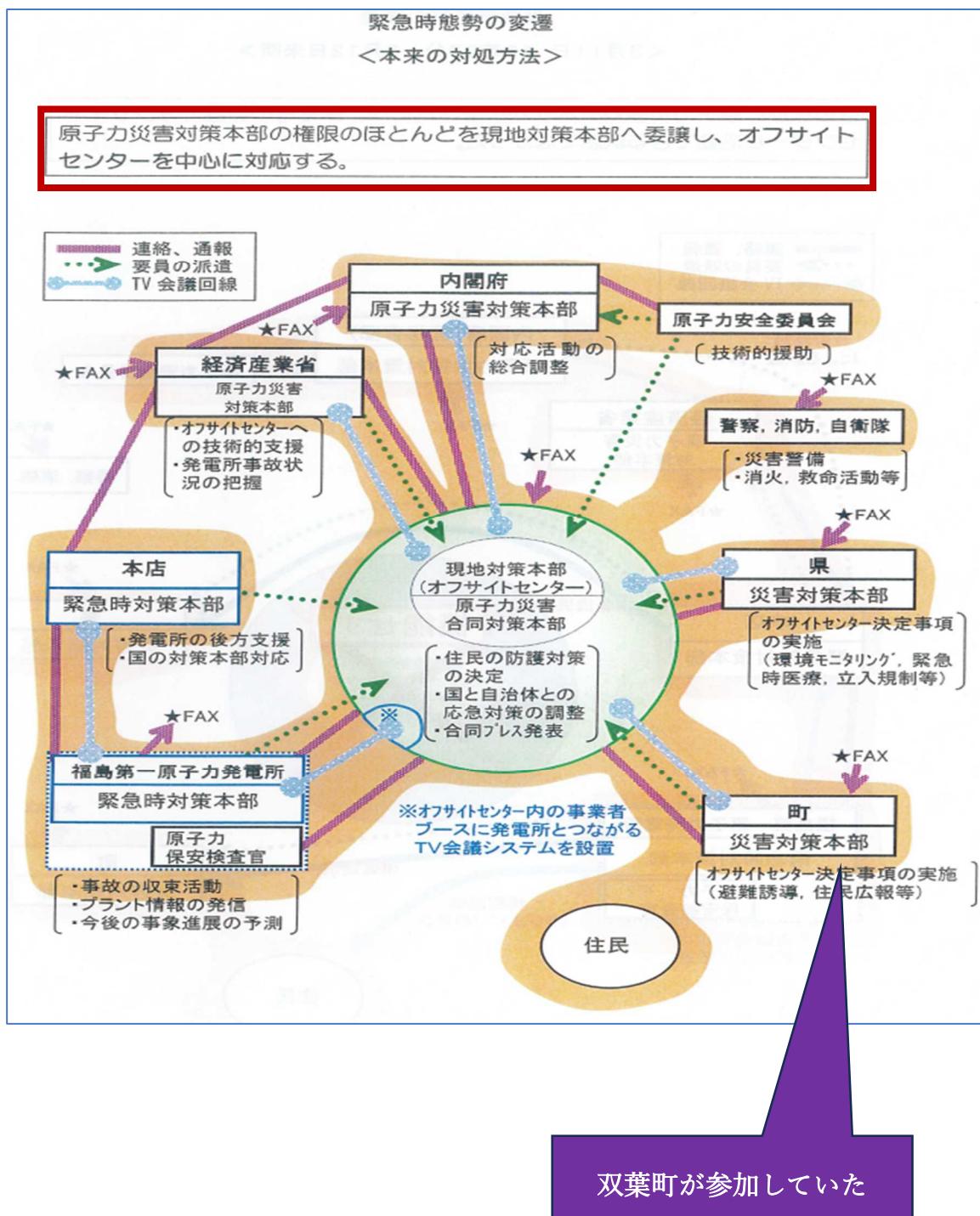
原子力災害発生時には、原子力事業者による応急対策、事故の状況把握と予測、住民の安全の確保、被ばく患者に対する医療処置、避難住民に対する支援など様々な緊急事態応急対策が必要であり、これらの対策などに関する国・行政機関、地方自治体、原子力事業者、放射線医学総合研究所、日本原子力研究所や核燃料サイクル開発機構などの関係機関及び専門家など様々な

関係者が一体となって対応する必要があります。

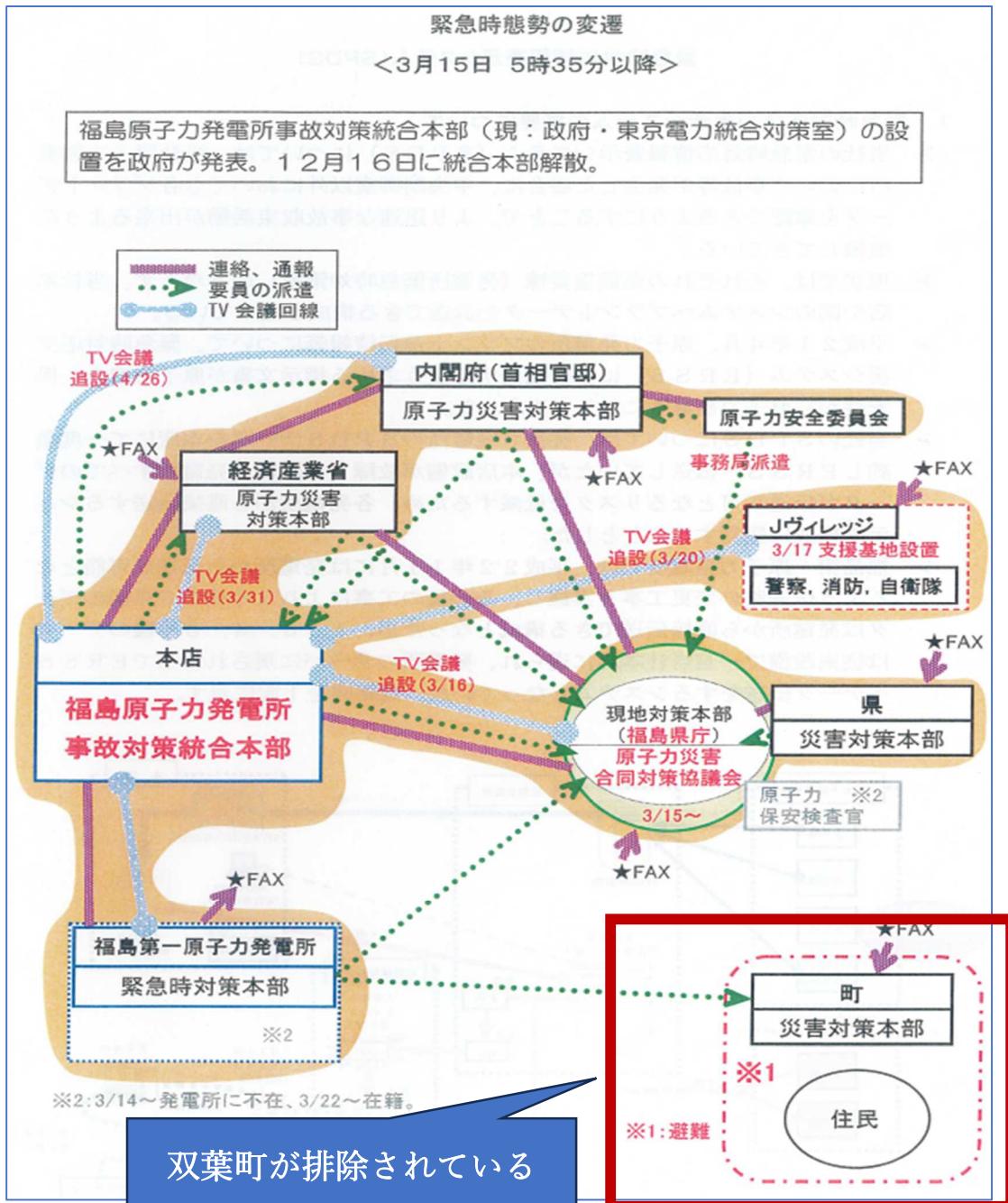
そのためには、これらの関係者が一堂に会して、関係機関において情報を共有し、指揮の調整を図ることが必要です。こうした原子力災害時における拠点となる施設が「緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）」です。



## 被告東電が示した事故前の約束 2.



以下は、被告東電が示した事故後のウソの事故対応体制図 1.



これは、原告の町民の生命、身体及び財産を保護することを、本件事故に際して首相官邸が発電所立地の災害対策本部長（原告）の目、口、耳を塞ぎ、盲従させることを企んで、事故の実害を原告ら町民たちに口論させないように仕組まれたのである。このことにより、原告は事故対応において、官邸が勝手に決めた避難開始、避難範囲、被ばく基準、汚染区分、避難解除、帰還

等に合意をすることなく、被告東電の利益と発電所の存続優先に利用されていることを、違法な妨害行為だと判断している。

上記の図の、事故後のウソの事故対応体制図は、どこまで行ってもウソなので、一旦立ち止まり、事故前の約束された事故対応に戻り、合同対策協議会を正式に開催して、発電所周辺の自治体の参加の下に、各班が情報の共有と対話、協議を経て決定をしなければ事故の収束には永久にたどり着かない。

現在、事故の被害の中心の発電所周辺の自治体をあらゆる決定に参加していないので、合意されたものは存在しない。偽の現地対策本部長が避難エリアや帰還困難区域設定及び賠償基準の区域設定に及んでは、事故の中心の被災者を遠ざけて決定されたものであるので、合意という行政手続きは全く行っていない。さらにひどいのは、原子力行政に無知な被災者に対し、行政には生命、身体及び財産の保護の責務があることを知らせず、国という名の下で自助を迫っていることである。

この事故で最も許せないのは、国民の既得権益である 1 ミリシーベルト以下という被ばく限度を守ることができない状況に際し、100 ミリシーベルト以下という数値を吹聴させておいて、20 ミリシーベルトを本件事故の被ばく基準と吹聴し、帰還政策と賠償問題に、このウソを引き合いに使い、被災者、国民を騙したことは許しがたい欺罔行為である。

よって、犯罪に組みしない原告は、被告東電の「被告東京電力準備書面(15)」の全部を否定し、因果関係の伴わない再反論は取り下げることを推奨する。

#### ⑥—2 同じく官邸が避難範囲を勝手に決めて指示を出した=

菅直人政府原子力災害対策本部長等は原子力防災管理者とか原子炉主任技術者等の有資格者でもなく、第一原子力発電所を一人歩きのできない素人政治家たちが思い込みの中で、事故の初期対応に介入した結果、今日のようなウソまみれの状態にしてしまった。素人は本当の恐ろしさを知らないことである。

恐ろしさとは、官邸は行政府なので、災害対策基本法並びに原災法に定められていた「**国民（住民）の生命、身体及び財産を保護する**」ことが主命であるので、事故から国民・被災者を救助・保護することに注目しなければならなかったが、菅直人の著書からは、それに汗をかいたことは記述されていない。勿論、原告が避難していた旧騎西高校に菅直人総理（当時）が訪ねてきたとき、4時間以上かけて町民を見舞ったが、町民から要求・要望されたことは一切実現しなかった。これが菅直人の正体である。

平気で笑いながら対面し、町民が懇願する課題に応えられないということは、「**政府原子力災害対策本部長**」としては、欠格者だったのである。したがって、官邸が不当に事故対応に介入して、本来の姿をめちゃくちゃにした責任があるので、彼らが決定した事案には整合性がないばかりか、法的根拠もないでの従うことを原告は拒否している。

#### **⑦ 緊急時環境放射線モニタリングの結果の公表を止めた=**

事故前の防災訓練では、SPEEDI情報（下記）を基に、福島県原子力センターの職員たちが、モニタリングカーで環境放射能の計測に出動することに決められていた。この時、測定された汚染量に比例して避難エリアを合同対策協議会で諮り、決定されることになっていた。

本件事故直後、モニタリングデータがいつまでも公表されないので、福島県災害対策本部に原告が尋ねたら、モニタリングカーにガソリンがないので出動しませんとしたと回答した。

原告はこの時、被ばく隠しが始まったなど痛感した。その結果、福島県内の大勢の子どもたちが甲状腺がんに罹患したのである。緊急時環境放射線モニタリングの測定結果の公表を止めたのは福島県庁である。

#### **⑧ スクリーニング検査におけるバックグラウンド値を引き上げた=**

以下の資料をよく読んでいただきたい。如何にメチャクチャな対応をしていたか、でたらめを正当化しようとしていたかが見えてくるものである。

## 資料 19-2

(注：本議事メモの発言内容については、発言者の確認を受けたものではありません。)

### スクリーニングレベル変更に関する助言について福島県への説明概要メモ

平成 23 年 6 月 8 日  
原子力安全委員会事務局  
管理環境課

#### 1. 福島県保健福祉部長との会談

- 1) 日時：平成 23 年 6 月 8 日 15:00-16:30
- 2) 場所：福島県庁 3 階会議室
- 3) 出席者：福島県：地域医療課長 [REDACTED] 保健福祉部長 [REDACTED] 生活環境部次長 [REDACTED] 原子力安全対策課 [REDACTED] 原子力センター所長 [REDACTED] 健康増進課主幹 [REDACTED] 地域医療課 [REDACTED]  
原子力安全委員会：管理環境課長 都筑秀明、管理環境課企画官 海老根 強、  
管理環境課安全調査副管理官 山田裕、緊急事態応急対策調査委員 馬場護  
OFC 総括班：中山文博

#### 4) 概要

海老根企画官の司会により今回の説明会にいたる経緯説明。  
都筑課長より資料に基づきスクリーニング案について説明し、いただいた意見  
を安全委員にお伝えする旨返答。

#### 【意見のまとめ】

- 県民がパニックになる
  - ・県民は現在冷静な状態はない。スクリーニングレベルを下げるとは、県民をパニックに陥れる。
  - ・ホールボディカウンターを受けたいという要望があるが、この要望が激増する。対応ができずに非常に混乱する。
  - ・苦情対応しているが、入院する人も出ている。非常に懸念している。知事以下大変気にしている。

○実体上は13,000cpmで運用している。

- ・実体上は、13,000cpm以上であれば、拭き取ることとしており、実体上は除染している。

○除染設備が整備されていないことが問題。

- ・県から保安院へ何度も除染設備の整備を要望しているが、実施されていない。
- ・汚染拡大を図るなら、除染設備の整備を原災対策本部に助言してほしい。
- ・除染設備の整備の方が、実質的には汚染拡大に資する。

○その他

- ・対外的に100,000cpmが高い点を指摘されたら、以下の通り回答したい。  
100,000cpmでも健康に有意な影響はない。  
当時としてはやむを得なかつたし、現状は13,000cpm以上で除染しており、実態上は低いレベルで運用している。  
今後、プラントが安定した段階でスクリーニングレベルは下げていくこととする。

【県の詳細意見】

1) レベルを下げる理由について

- ・県民にとっては、環境汚染は人体への健康影響に結びつくと考えている。健康影響を言わずに汚染拡大防止だけを言っても、県民は理解できない。
- ・レベルを下げるというのは、10万cpmがだめだったと言うことになり、県民は不安になる。
- ・10万cpmで健康に影響がないならあえて下げる必要はない。
- ・低いほどよいのはわかっているが、一時立ち入りで、昨日まで良かったレベルが今日変わるというのは納得できない。
- ・現状はほぼ1万3千cpm以下であり、1万3千以上10万cpm以下は、拭き取りをしているので、今あえて変える必要がない。
- ・10万cpm、約 $1\mu\text{Sv}/\text{h}$ という値を下げるというのに、学校が $3.8\mu\text{Sv}/\text{hr}$ なのはつじつまが合わない。

2) 下げるタイミングについて

- ・時期を対策本部で考えよと言うが、下げよという助言が出たら対策本部では

すぐ下げるえない。県民はパニックとなるだろう。

- ・原子炉事故が収束していないのに、下げる時期を対策本部で設定せよと言うのは無責任ではないか。
- ・下げるのであれば、警戒区域を設定するタイミングで下げれば対応の仕様もあった。今はバットタイミングである。何らかのきっかけで下げていただけないか。
- ・今は、健康の問題で沸騰しているので、汚染地域の状況が落ち着いた頃に健康調査とWBCを行い、住民の心が落ち着いてから下げるのはどうか。

### 3) 県民の精神的な面から

- ・子供を持つ親はヒステリックになっていることを考えてほしい。
- ・精神的なダメージまで来ており、不安に対する健康調査も始めようとしている。
- ・計画的避難区域の設定の時には、スクリーニングに住民が殺到した。もし今回、下げる助言を出せばまた殺到するだろう。
- ・レベルを下げるメリットと住民に不安を与えるリスクを比較していただきたい。

今下げる、10万cpmはウソだったと言うことになり、今後、国や県の言うことを住民は信頼しなくなる。ホールボディーカウンタを全員行ってほしいということになるだろう。

### 4) その他

- ・除染施設が満足に用意されていないので、スクリーニングレベルを超えたものを除染して持ち出せない。除染施設の確保や除染方法について助言を出すべき。その方が結果的に汚染の拡大防止になる。住民にも喜ばれるし理解も得られるだろう。目に見える形での実効性がある。
- ・10万cpmはマニュアルにある値よりも高いと言うが、内部の整理としては、マニュアルを見直して変更したことになっている。それを外部がとやかく言うことではない。

## 2. [ ] 副知事との会談

- ・[ ] 部長の見解が知事も含めた福島県の見解。

- ・ ライン上は■副知事が担当。■部長よりも■副知事の方が対応は厳しくなる。
- ・ 当県の事情を十分察してほしい。  
→都筑課長より安全委員にお伝えする旨回答。

### 3. その他

- ・ ■総務部長、■原子力安全課長ほかにご挨拶。

### 4. 田島政務官との会談

- ・ 助言に関して認識が異なっている
- ・ 決めるのは確かに原災本部だが、技術的知見のない原災本部に技術的知見を有する安全委員会が、適切に助言してほしい。本来の立場は別にして少なくとも現状は知見がない。
- ・ 当方が求めていることに誠実に助言してほしい。
- ・ Q & Aでの回答では、すべて原災本部に委ねており、原安委は逃げているよう感じる。
- ・ 直後は確かにヨウ素が支配的というが、昨日被ばくした場合はどうなるのか。この点がよくわからない。(都筑課長より、最近の値は、自衛隊を除き1万3千cpm以下であると回答)
- ・ 未曾有の大災害を前に原災対策本部、原安委は協力して対応する必要がある。  
→都筑課長より安全委員にお伝えする旨回答。

### 5. 所感

- ・ 本件について、福島県では知事以下反対。理由は県民感情。
- ・ 実際は1万3千cpmで運用している。
- ・ むしろ原災本部や東電のスクリーニングの方に問題がある可能性がある。
- ・ 原災本部にスクリーニングの強化を助言してはどうか。
- ・ また、原災本部に対して、スクリーニングレベルの低減に向けた取り組みのAction Programを検討するよう事務的に提言をしてはどうか。
- ・ 来週、小山田委員が現地に行かれた際にコメントとして、スクリーニングレベルの低減を先方に伝えてはどうか。

以上

という会議を福島県と国が行っていたとは、信じがたい事実である。地方公共団体には災害対策基本法第4条・第5条に定められている「住民の生命、身体及び財産を保護する」こと、及び、原子力災害対策特別措置法の第5条にも

定められていた「住民の生命、身体及び財産を保護する」ことは、厳守規程なのでこれに反する行為に免責規定は存在しない。

にもかかわらず、いずれも公務員たちが上記のような会議をしていたことは青天の霹靂とでもいいようがないくらい、彼らは公務を跋扈し利権に寄与すると、職責をはき違えた軽挙妄動である。福島県民としては許しがたい裏切り行為である。

#### ⑨ 世界初のベント情報を政府原子力災害対策本部長は双葉町長に伝え、了解を得なかつた=

以下に、菅政権がベントに関わったいきさつを記した。このいきさつで、注目しなければならないのは、ベントの被害者は誰なのかという考慮が全くないことである。防災訓練の目的は、発電所周辺の自治体及び住民を、放射性物質から被ばくをさせないために行ってきていた。以下に、防災訓練の時系列を示すが、住民の避難が完了してから、放射性物質の放出となっていたことを守らなければならないのであって、確信的加害と捉えている。

この図は避難訓練時に使っていたもの



しかし、本件事故においては、住民の避難終了前に、双葉町災害対策本部長に通告をしないでベントの指示を出していた。これは、殺人行為に至ると判断できる恐ろしい指示である。菅直人は政府原子力災害対策本部長としての責務である「住民の生命、身体及び財産を保護する」という災害対策の基本を大きく裏切ったことを行っていた。その裏付けとして以下に記す。

«以下は、他論から抜粋する（一部原告の加筆・修正あり）»

『原子炉等規制法 64条1項は原子力事業者の判断で応急の措置を実行する。原子炉等規制法 64条3項は政府が原子力事業者に命じ実行させる。3月28日午前11時30分枝野幸男官房長官の記者会見「1号機、2号機を通じて原発が停止して冷却がうまくいっていないということの中から地震発生翌日（3月12日）の未明午前1時30分には、東京電力と安全委員会の班目春樹原子力安全委員会委員長からの説明に基づいて、首相と海江田万里経済産業相の了解のもとにベントを急ぐようにとの指示を出しているところでございます。そして午前3時5分には、経産省において海江田大臣と東京電力の小森明生常務が『ベントを行う』と記者会見を行った。

これについては直前に2号機の状況が入ってきたので、1号機を優先して行う。私の方からも同時に午前3時12分、私の会見でベント（ウソ：ベントという言葉は使わず「圧力を抑制する措置」と言った）を行うと申し上げた。この間、現場においては1号機を優先にしてベントの作業を進めるようにと海江田大臣の強い指示で、私もその場にいたが、現地に対して繰り返し『早くベントを行うように』との指示を繰り返していたところであります。これはウソである原子力安全・保安院の『地震被害情報』を見ると、政府からの命令、原子炉等規制法 64条3項は実施されていない。

枝野官房長官の言う「ベントの指示をした」とは原子炉等規制法 64条1項の適用 東京電力の自主的な判断でベントが行われる事を政府が容認した事を意味している。つまり、菅内閣はベントの判断の責任を東京電力に押し付けたのである。

地震被害情報（第127報・5月6日12時00分現在）原子力安全・保安院の対応

5時44分 総理指示により福島第一原子力発電所の10km圏内に避難指示。

政府からの突然の命令で避難範囲が3kmから10kmに拡大した。この指示によって政府のウソがバレることになった。なぜなら、放射性物質を放出するベントと周辺住民の避難を同時に行うことはありえないからだ。  
放射性物質のリスクを減らすには周辺住民の避難終了した後にベントを開始すべきことを、原子力の素人だってわかることだ。これは想像だが福島第一原発の現場は周辺住民の安全確保が確認できない理由で、原子炉等規制法64条1項、自主的判断でのベントを拒否したのではないだろうか？このとき、現場敷地内に被ばくの可能性のあった2名の行方不明者がいたことも拒否した理由かもしれない。

この後、政府から正式なベントの指示が発令される。6時50分経済産業大臣が原子炉等規制法64条3項の規定に基づき、福島第一原子力発電所第1号機及び第2号機に設置された原子炉格納容器内の圧力を抑制することを命じた。

原告解釈：政府が言っていた「ベント実施の安全確保が3km圏内の避難で十分である。」というのは災害対策基本法、原災法並びに原子力災害対策マニュアルを正解しない者たちの戯言で、発電所周辺住民に対する加害行為である。

菅内閣のウソはこれだけではない。実はもっと大きなウソが隠されていた。それは、政府からのベント指示、原子炉等規制法64条3項が発令された時刻にある。皆さんは原子炉等規制法64条3項が発令された報道を目にしていないはずだ、それもそのはず、このことはマスコミにも知らされていなかったのだ。

原子力安全・保安院の地震被害情報を遡ると、情報操作をした痕跡が残っている。原子力安全・保安院の地震被害情報（**第11報・3月12日午前7時00分現在**）5：44 総理指示により福島第一原子力発電所の10km圏内の住民・・・6：01 福島第二原子力発電所1. 2. 4号機にて原子力災害対策特別措置法に・・・第15条通報

原子力安全・保安院の地震被害情報（**第12報・3月12日午前9時30分現在**）(3) その他の異常に対する報告、・原子力災害対策特別措置法第10条通報（福島第一原子力発電所？号機）

- ・同第15条通報（福島第一原子力発電所1, 2号機）、
- ・福島第一発電所注水機能回復のための電源確保の状況、電源車からのケーブルのつなぎ込み作業中（12日4:00現在）、
- ・1号機の格納容器内圧が上昇しており、圧力減少のために蒸気の放出作業中。
- ・モニタリングカーにより周辺監視区域境界近傍の放射性物質測定を行ったところ、12日4:00現在と比較して数値の上昇を確認。

（12日7:55現在）MP6（正門付近） $0.07 \mu\text{Sv/h} \rightarrow 5.1 \mu\text{Sv/h}$ （4:00→7:40）  
7：45 内閣総理大臣より、福島県知事、広野町長、楢葉町長～  
23年3月12日 原子力安全・保安院の地震被害情報（**第13報・3月12日午前11時00分現在**） **6:50** 原子炉等規制法64条3項の規定に基づき、  
福島第一原子力発電所第1号機及び第2号機に設置された原子炉格納容器内の圧力を抑制することを命じた。

ここで、第13報が発表される前、午前9時51分に行われた、枝野官房長官の記者会見を観ていただきたい。（枝野官房長官の記者会見の動画）本日、午前5時44分、10km圏内の住民に避難の指示を行いました。容器内の圧力が上昇していることから、経済産業大臣の指示により、**安全に万全を期すため**、先程、1号機の原子炉格納容器内の圧力を**降下させる措置**を行ないました。このため、**放射性物質を含む空気の一部**外部への放出が行われますが、**管理された中での放出**でございます。

（もう一度画面を前に戻す）経済産業大臣の指示により、安全に万全を期すため、先程、1号機の原子炉格納容器内の圧力を降下させる措置を行ないました。これは、まぎれもなく、原子炉等規制法64条3項によるベント指示のことを言っている。「先程」とはいったい何時だったのだろうか？そして、**原子炉等規制法64条3項の発令は本当に6時50分だったのだろうか？**

【画面へのコメント：青山氏の国会答弁より6:50発令、6:59現場へ通達が確認されました】

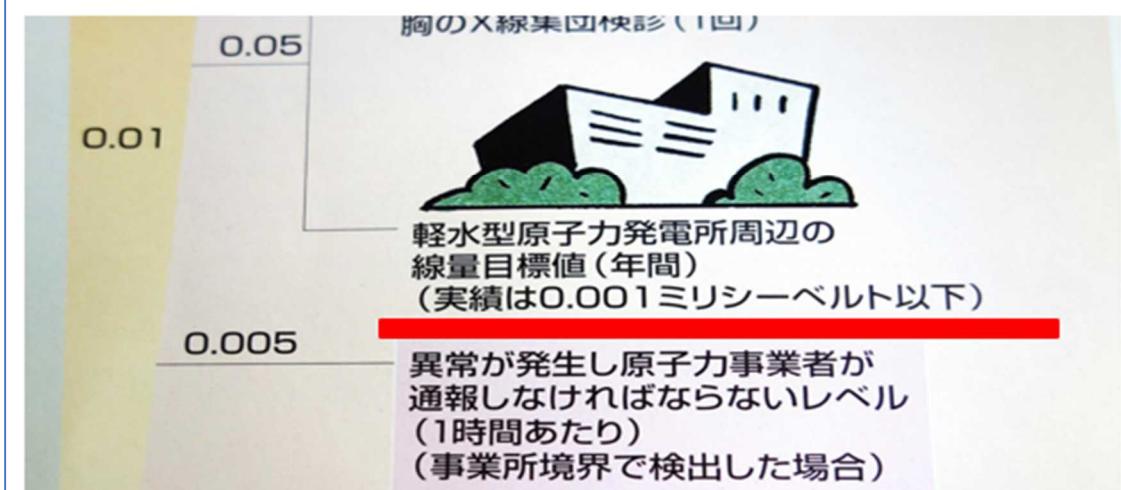
【しかし同時に6:50分総理視察の準備指示も東電本店からあり、この矛盾した指示が大きく影響した可能性があります。】

菅総理は7時頃に原発を視察している。このような情報操作が行われた理由は、菅総理が原発視察した時刻とのタイミングを考えれば答えは明白であろう。  
】

上記の出来事について、原告は確認できていない。11日の夜から12日の夜までテレビを横目で見るくらいしか時間の余裕はなかったためである。この時には、発電所から若い広報部の社員2人が役場に来ていて、役場の状況を東電に伝えていたが、彼らからは本件事故について、役場に何も報告していなかった、2人の顔色は普段と違い、青ざめていた。

又、12日3時頃東電の武藤らが双葉町役場に来て、原告は対応したが第一発電所ではベントが必要な状況になっていたことは、一切話に出てこなかった。したがって、この時から原告（双葉町災害対策本部長として）は、事実を知られないので騙されていたことになる。

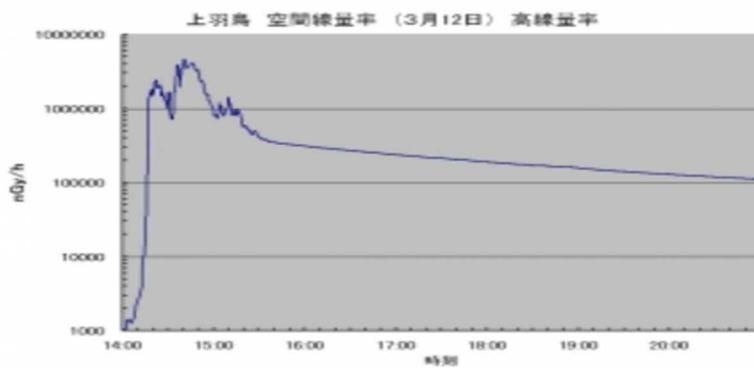
## 事故前には100とか20ミリシーベルト という数字は存在していなかった



上記は、原告が事故前に所有していた資料にあったものである。原告は事故前に20ミリシーベルトとか100ミリシーベルトという数値を事故前に見たことがない、要所々で語ってきたが、この資料が、原告が1ミリシーベルト以下という数値を主張してきた原典である。

《以下は、重要参考文献参照》

(上羽鳥での線量率変化と圧力抑制室の圧力低下)  
排気筒の風下5.6kmに位置する上羽鳥のモニタリング・  
ポストでは、14:10に4341.1nGy/h (4.3μSv/h) だった  
線量率が上昇を始め、14:40には4613200nGy/h  
(4613.2μSv/h) が記録された。これは事故全体を通して  
原発敷地外で測定された最大の値である。その後、  
15:36に261520nGy/h (261.5μSv/h) まで下がったと  
ころで放射能の襲来が終わり、残留放射能による減衰モ  
ードとなった。



《上羽鳥地区モニタリングポスト周辺》  
この汚染度の調査実態を以下に示す

## 双葉町放射能汚染調査（土壤汚染密度）

採取場所：	同、上羽鳥字梗内地内 モニタリングポスト周辺					
土壤採取日：	2023年4月16日		試料担当者：	桑原 豊		
管理番号：	10-①	採取深さ：	50 mm	検査出す前の検体重さ：	348 g	(湿土)
土壤汚染検査結果<受付No： 04170101 >						
測定日： 2023年4月17日					検体容量：	CC
<u>測 定 値</u>			<u>検出限界値</u>		検体重さ：	345 g (湿土)
Cs134	727.0 (Bq/kg)		54.9 (Bq/kg)		表面汚染密度換算係数	65
Cs137	34,200.0 (Bq/kg)		79.1 (Bq/kg)		227.03 (Bq/cm <sup>2</sup> )	
合計	34,927.0 (Bq/kg)	(測定時間 20 分)			福島原発管理区域汚染区分：	D

※ 汚染区分Dとは、表面汚染密度40Bq/cm<sup>2</sup>以上区画養生、マスク着用等に加え補助脱着員も配置し内部被ばく、身体汚染防止厳重管理区域。

D区域の解釈は以下に示す

### 防護服C装備

管理区域汚染区分Cとは、表面汚染密度4.0以上～40（Bq/cm<sup>2</sup>）未満  
Dとは、表面汚染密度40（Bq/cm<sup>2</sup>）以上

#### 〈特殊保護衣〉

- 不織布カバーオール



- アノラック



表面汚染密度：4.0（Bq/cm<sup>2</sup>）以上

福島第二原発（除染・ダスト舞上り）：2.0（Bq/cm<sup>2</sup>）以上

#### 〈呼吸保護具〉

- 半面マスク

- 全面マスク

- フードマスク

- エアラインマスク



- セルフエアセット



ここで、注意したいのは、D区域に相当する環境が双葉町には至る所に現存していることである。如何に政府原子力災害対策本部や自称専門家という者たちが、線量評価を偽装しても、現場は嘘をつけないということである。←

このような状況にありながら、内閣府原子力被災者生活支援チームは双葉町の避難解除を双葉町長に迫ったので、避難解除され双葉町民は更に被ばく被害を受けている。

これは、現双葉町長の無知を利用した犯罪である。これを、更に宣伝して被告東電は、自ら放射線管理業務を行っているのにもかかわらず、双葉町は避難解除をしたと嘯いているのである。

⑩ 「避難生活計画」の無いままに住民を避難させた=

以下は、県の原子力防災訓練時に作成して双葉郡内の各家庭に配布したものである。なぜ、ここにこの資料を提示したかと言えば、避難と言いながら訓練実施後、参加した者全員が訓練終了で帰宅していたことを示すためである。

特記したのは、訓練のメニューに「避難生活」という科目が、なかったことを理解していただくためである。

お知らせ

## 11月25日(木)~26日(金)に 原子力防災訓練を実施します

### 原子力防災訓練の目的

福島県と広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町の関係6町はそれぞれ、「地域防災計画原子力災害対策編」を定め、万一の原子力災害に対処することとしています。

原子力防災訓練は、原子力災害発生の想定に基づき、県、町、国、防災関係機関及び事業者が果たすべき役割について確認し、災害対応の習熟と関係機関の連携を図るとともに、地域住民の原子力防災に関する意識高揚を図ることを目的としています。

訓練実施日時(予定) 平成22年11月25日(木)午後0時30分から午後4時00分まで

平成22年11月26日(金)午前8時30分から午後2時00分まで

主な訓練場所 福島県庁、福島県原子力災害対策センター、双葉町役場、大熊町役場、双葉町体育館、大熊町第二体育館、福島第一原子力発電所及び周辺地域

主催 福島県、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町

### ①オフサイトセンター参集・運営訓練

①福島県原子力災害対策センター

②11月25日(木) 午後0時30分～午後4時00分  
11月26日(金) 午前8時30分～午後2時00分

③国、県、地元町等はオフサイトセンター(福島県原子力災害対策センター)に一堂に会し、事故収束のための措置、住民避難等の防護対策を検討し、その対策にあたります。

## ②緊急時環境放射線モニタリング訓練

- ①福島県原子力センター及び福島第一原子力発電所周辺
- ②11月25日(木) 午後0時30分～午後4時00分  
11月26日(金) 午前8時30分～午後2時00分
- ③環境への放射線等の影響を予測・評価し、住民避難など必要な防護対策を決定するため、発電所周辺地域において、放射線の測定を実施します。

## ③緊急被ばく医療活動訓練

- ①福島第一原子力発電所、双葉厚生病院、福島県環境医学研究所、県立医科大学附属病院
- ②11月26日(金) 午前8時30分～午後2時00分
- ③発電所で放射性物質による汚染を伴う負傷者が発生したとの想定で、発電所、消防機関、医療機関が連携して医療活動を実施します。  
また、安定ヨウ素剤を救護所に搬送するとともに、配付・投与する訓練を実施します。

## ④住民への広報訓練

- ①双葉町、大熊町、浪江町及び富岡町
- ②11月25日(木) 午後1時30分～午後3時00分  
11月26日(金) 午前8時30分～午後2時00分
- ③事故の発生、放射線の影響の有無、住民の皆さんができるべき行動等について、防災行政無線、広報車による広報を実施します。

## ⑤住民の避難訓練、屋内退避訓練

### 避難所運営訓練

- ①双葉町内、大熊町内  
避難：双葉町体育館（避難所）、大熊町第二体育館（避難所）  
屋内退避：まどか保育園、ふたば幼稚園、双葉南小学校、双葉北小学校、双葉中学校
- ②11月26日(金) 午前8時30分～午後2時00分
- ③大熊町及び双葉町の合わせて5箇所の行政区で避難訓練を実施します。訓練参加の対象となっている地域の住民の方は、防災行政無線や広報車等の指示に従い、指定された集合場所（地区の公民館、集会所）に集合した後、バスや自衛隊の輸送車両等により避難所に避難します。  
避難所には、救護所が設置され、放射性物質による体表面の汚染がないかを調べるスクリーニングが行われます。

## ⑥立入制限措置

- ①福島第一原子力発電所周辺の主要道路、福島第一原子力発電所周辺の周辺海域
- ②11月26日(金) 午前8時50分～午前11時50分
- ③住民避難や屋内退避等が指示された地域では、防災業務関係者以外の入りが禁止されることとなります。訓練では警察官を配置して広報等を行います。また、福島第一原子力発電所周辺海域では、漁業無線を利用して漁船への通報連絡を実施します。

#### 7県、地元町等の災害対策本部等設置訓練

- ①福島県庁、双葉町役場、大熊町役場、浪江町役場、富岡町役場、福島県警察本部、双葉警察署
- ②11月25日(木) 午後0時30分～午後4時00分  
11月26日(金) 午前8時30分～午後2時00分
- ③県及び各町では災害対策本部等を設置し、オフサイトセンターと連携を取りながら住民避難の防護対策等を検討し、その対応にあたるとともに、住民への広報を実施します。

#### 8発電所内の消火訓練

- ①福島第一原子力発電所構内
- ②11月26日(金) 午前10時30分～午前11時30分
- ③発電所の自衛消防隊と地元消防署が連携した消火訓練を実施します。

上記には、避難が本件のように長期になることや、避難の解除についての明確な基準が示されておらず、規制当局の原子力安全・保安院が作った避難訓練のメニューはあいまいだったのである。

防災訓練のメニューを作り、発電所周辺の自治体に避難訓練を主導した原子力安全・保安院には防災訓練のメニューがいい加減だったという不作為の誹りがある。このいい加減な防災訓練のメニューに同調していた被告東電には、「止める」「冷やす」「閉じ込める」で、事故は起こらないという呪文で、原告ら発電所周辺の自治体を騙したことは、欺罔であり、事故は起きない・起こさないというウソをついたことの清算はまだ終わっていない。

#### 1オフサイトセンター参集・運営訓練

- ①福島県原子力災害対策センター
- ②11月25日(木) 午後0時30分～午後4時00分  
11月26日(金) 午前8時30分～午後2時00分
- ③国、県、地元町等はオフサイトセンター(福島県原子力災害対策センター)に一堂に会し、事故収束のための措置、住民避難等の防護対策を検討し、その対策にあたります。

上記についても解釈をしなければならない。

菅直人政府原子力災害対策本部長は、著書で、本件事故の事故対応に際して何も準備がされていなかったと記していたが、平成22年度福島県原子力防災訓練においては、「オフサイトセンター参集・運営訓練」を実施していたことをここに示している。この訓練会場は双葉町がメインで、双葉町長が災害対策本部長としてこの訓練を主導していた。

しかし、本件事故に際しては、オフサイトセンターへの参集の案内がなく、事故情報の共有を阻まれ、しかも、上記1から8までの訓練の実績が断りもなく滅失されて、流浪の民とされたことは、原告の防災訓練の既得権を奪い、1から8まで菅直人政府原子力災害対策本部長は勝手気ままに指揮を執り、原告に課されていた「住民の生命、身体及び財産を保護する」役割を果たす義務を、本件事故では果たせなかった事件である。

経済産業省資源エネルギー庁が作ったとされる新賠償基準なるものだが、被告東電は被告東電が作ったという中間指針を、当該裁判で原告に該当させようとしているが、被告国の原子力安全・保安院の不作為と被告東電の「止める」「冷やす」「閉じ込める」ができなかった約束を清算しないで、原告の被害に正解しない中間指針に、沿うわけにはいかないことを主張しておく。

## ⑪ 閣議決定の乱発と国會議決の欠如=

「平成23年（2011年）福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部の設置について」の一部改正について

〔平成24年1月2日  
閣議決定〕

「平成23年（2011年）福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部の設置について」(平成23年3月11日閣議決定)の一部を次のように改正する。

2を次のように改める。

2. 本部の構成は、次のとおりとする。ただし、本部長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

本部長 内閣総理大臣  
副本部長 内閣官房長官、経済産業大臣、環境大臣及び原子力規制委員会委員長  
本部員 (1)本部長及び副本部長以外の国務大臣  
(2)内閣危機管理監  
(3)経済産業副大臣

4中「内閣官房」を「内閣府」に改める。

5を削り、6を5とし、7を6とする。

上記は、不遡及の原則に背く一例である。

原告は、一般的に重要案件は国会の審議を経て議決されたものは認諾するが、閣議決定のみの危険性は、長の個性と独断専行がはびこり、公平・公正が危ぶまれることを心配しているので、原告は了とはしない。現に本件事故に際して、組織の長でなければならない菅直人政府原子力災害対策本部長は、非常に強い個性で、事故前に決められていた組織を動かさず、前歴の約束を無視して例にない独裁をふるい、発電所周辺の自治体を壊したことを補償し、事故前の取り決めに復元されなければならない責任が残っている。

### 名譽棄損と誣告

以下は、被告東京電力準備書面（15）の「はじめに」の中段に記されている「**旧居住者**」とは、原告を指していることだとすれば、名譽棄損にあたる。以前、双葉町役場に問い合わせたところ、双葉町役場では「**旧居住者**」と呼ぶ町民はいないと返答していた。（因みに、2024（令和6）年8月6日午後15時頃、双葉町役場戸籍税務課に電話して、「**旧居住者**」と呼称する町民の存在を確認したら、いないと答えている。）

被告東京電力は、民間企業でありながら原告を「**旧居住者**」と行政判断をしていることは、許しがたい越権行為である。他にも、原告が求めている「損害賠償」を、感謝する感謝料額と呼んでいることも、本件裁判の主旨を捻じ曲げて原告を蔑視していることは新たな加害・損害なので、今後加算することにしている。

被告東電は、本件事故発生後において、準備されていた法律の殆どを滅却し、原告ら国民をだましてきた。

発電所周辺監視区域内は、全て被告東京電力の全責任の下で運転されてきた。これは事故前であろうとも、事故後であろうとも同じである。しかるに、今般の本件事故では、「止める」「冷やす」「閉じ込める」の約束を果たすことができず、発電所周辺監視区域外に夥しい量の放射性物質を膨大に放出させた。これを正当化する法律は存在せず、被告東京電力を免罪する法律もない。原告ら發

電所周辺監視区域外の住民は、事故前の環境放射性物質の濃度を既得権としていた。被告東京電力が事故前に、福島県原子力安全確保技術連絡会に提出していた発電所周辺監視区域内の放射性物質濃度測定報告資料に目を通し、原告はこれを見て、押印し決裁していた経緯がある。

原告には、本件事故に屈服する理由は存在しない。原告の事故責任比率は、原告がゼロ%で、被告らが100%であるので、被告東電のウソや偽装で原告を騙すことは、新たな加害行為で損害賠償請求科目に記録しておく。

被告東京電力準備書面（15）には、自責について一切語らず、原告に本件事故の責任を転嫁しようとしているが、これを立証できる科学的・物理学的根拠を見つけることができず、結実しない妄想である。

## 第2章 損害賠償請求

### 第1 損害賠償の請求手続き

被害者が損害賠償請求する手続きは次の3つの方法がある。

#### （1）直接請求

被害者が直接被告東電に請求する方法。しかし、これには問題があり、被災者の多くが、泣き寝入り状態にされている。被災者たちは、設計、見積り、請求、清算という経験がないために、自分の被害の積算ができないので、右往左往していたが、迫る困窮から脱出するために、やむなく被告東電が示す請求様式に内容を理解することもなく、多くの被災者たちは同意してしまった。

本件事故後の偽装に気づく真因に至ることができない被災者の多くが、飛んで火にいる夏の虫のごとく被告らの欺罔に従ったために、現在被災者たちは、事故を恨み、泣きながら暮らしている。

#### （2）紛争審査会

紛争審査会という名の下に原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）という組織を、文部科学省は本件事故後に作った。

しかし、その性質は清潔性と中立性が求められるはずであるが、実際は「本件事故の出発点における基本的な間違い」を基本に作られた内容によるもの

で、被災者（ステークホルダー）が対等に参席し、協議し合意したものではなく、結果は被告東電と被告国が国民に損害を押し付けるためと、被災者の請求を阻止するために利用されるという、不潔なものとなっている。

不潔と評価することは、和解斡旋を被告東電がことごとく否定して不調にしていることからADRの存在は、ここに働く関係者の給料には寄与するが、被災者を救済するものではない事態が各地で起きている。その代表的事例は、浪江町民らの集団仲介申し入れを、明確な理由ではなく被告東電が否認したために、ADRの本旨に沿うことなく町民たちを泣き寝入りさせたことで、ADRの本旨が脆くも崩れたのである。

悪質なのは、紛争審査会と並んで**後知恵**の「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」という組織が作られて、国民の税金を迂回して被告東電の廃炉事業に用立てることに悪用されている。

### (3) 裁判

損害賠償に伴う3つ目の方法として、裁判がある。

原告が裁判を選んだ理由は、損害の立証と金額の設定に、被告東電と被告国を排除するためであった。その考えの根拠は「**本件事故の出発点における基本的な間違い**」に有った。

## 第2 原子力損害賠償支援機構法の概要

平成23年8月 内閣官房

### 1 法律の趣旨

東京電力福島原子力発電所事故による大規模な原子力損害を受け、  
**政府として、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、**

- ①被害者への迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置
- ②東京電力福島原子力発電所の状態の安定化・**事故処理に関する事業者等への悪影響の回避**
- ③電力の安定供給の3つを確保するため、「**国民負担の極小化**」を図ることを基本として、損害賠償に関する**支援**を行うための万全の措置を講ずる。

**原告の違和感：「国民負担の極小化」について、本件事故の要因から考えたら、国民には責任は無いはずだが、むしろ、原子力安全・保安院には規制権限不行使という瑕疵で、責任遂行の任務懈怠を問うべきである。**

## 2 法律の概要

原子力事業に係る巨額の損害賠償が生じる可能性を踏まえ、原子力事業者による相互扶助の考えに基づき、将来にわたって原子力損害賠償の支払等に対応できる支援組織（機構）を中心とした仕組みを構築する。

### （1）原子力損害賠償支援機構の設置、原子力事業者からの**負担金の収納**

原子力損害が発生した場合の損害賠償の支払等に対応する**支援組織？**として、原子力損害賠償支援機構を設け、損害賠償に備えるため積立てを行う。機構は、機構の業務に要する費用として、原子力事業者から負担金の収納を行う。機構に、第三者委員会的な組織として「運営委員会」を設置し、**原子力事業者への資金援助？**に係る議決等、機構の業務運営に関する議決を行う。

### （2）機構による通常の資金援助

原子力事業者が損害賠償を実施する上で**機構の援助**を必要とするときは、機構は、運営委員会の議決を経て、**資金援助（資金の交付？**、株式の引受け、融資、社債の購入等)を行う。機構は、**資金援助**に必要な資金を調達するため、**政府保証債の発行**、金融機関からの借入れをすることができる。

### （3）機構による特別資金援助

#### ①特別事業計画の認定

機構が**原子力事業者**に**資金援助？**を行う際、**政府の特別な支援**が必要な場合、**原子力事業者と共に？**「特別事業計画」を作成し、主務大臣の認定を求める。特別事業計画には、原子力損害賠償額の見通し、賠償の迅速かつ適切な実施の方策、**資金援助の内容及び額**、経営の合理化の方策、賠償履行に要する資金を確保す

るための関係者（ステークホルダー）の協力の要請、経営責任の明確化のための方策等について記載する。

機構は、計画作成にあたり原子力事業者の資産の厳正かつ客観的な評価及び経営内容の徹底した見直しを行うとともに、原子力事業者による関係者に対する協力の要請が適切かつ十分なものであるかどうかを確認する。

主務大臣は、関係行政機関の長への協議を経て、特別事業計画を認定する。

## ②特別事業計画に基づく事業者への援助？

主務大臣の認定を受け、機構は、特別事業計画に基づく資金援助（特別援助）？を実施するため、政府は機構に国債を交付し、機構は国債の償還を求め（現金化）、原子力事業者に対し必要な資金を交付？する。

政府は、国債が交付されてもなお損害賠償に充てるための資金が不足するおそれがあると認めるとときに限り、予算で定める額の範囲内において、機構に対し、必要な資金の交付？を行うことができる。

機構は、政府保証債の発行等により資金を調達し、事業者を支援？する。

## （4）機構による国庫納付

機構から援助を受けた原子力事業者は、特別負担金を支払う。機構は、負担金等をもって国債の償還額に達するまで国庫納付を行う。

ただし、政府は、負担金によって電気の安定供給等に支障を來し、または利用者に著しい負担を及ぼす過大な負担金を定めることとなり、国民生活・国民経済に重大な支障を生ずるおそれがある場合、機構に対して必要な資金の交付？を行うことができる。

## （5）損害賠償の円滑化業務

機構は、損害賠償の円滑な実施を支援？するため、①被害者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行うとともに、②原子力事業者が保有する資産の買取り及び③賠償支払の代行（原子力事業者か

らの委託を受けて賠償の支払、国または都道府県知事の委託を受けて仮払金※の支払）を行うことができる。 ※平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案に基づく国による仮払金

#### （6）会計処理

機構は、負担金について、原子力事業者ごとに計数管理を行う。

### 3 施行期日等

公布の日から施行する。なお、政府は、

①できるだけ早期に、事故原因の検証、賠償実施の状況、経済金融情勢等を踏まえ、原子力賠償制度における國の責任の在り方？、事故が発生した場合における収束対応に係る國の関与・責任の在り方等について検討を加えるとともに、その結果に基づき賠償法の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講ずる。

②早期に、事故原因の検証、賠償実施の状況、経済金融情勢等を踏まえ、東京電力と政府・他の電力会社との間の負担の在り方、東京電力の株主その他の利害関係者の負担の在り方等を含め、法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

③電気供給に係る体制の整備を含むエネルギーに関する政策の在り方についての検討を踏まえつつ、原子力政策における國の責任の在り方等??について検討を加え、その結果に基づき、原子力に関する法律の抜本的な見直しを含め、必要な措置を講ずる。

### 第3 原子力損害賠償紛争センター組織概要

## 原子力損害賠償紛争解決センター組織概要

### 原子力損害賠償紛争審査会

審査会の事務の一部である「和解の仲介」手続を円滑かつ効率的に遂行するために総括委員会を設置

### 原子力損害賠償紛争解決センター

センターは、原子力事故の被害者からの原子力事業者に対する損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。

#### 総括委員会

総括委員会は、審査会において指名された委員長及び委員により構成され、和解の仲介手続を総括します。

##### 総括委員会の構成

総括委員長 総括委員 総括委員  
※学識経験のある裁判官経験者・弁護士・学者から選任

##### 総括委員会の主たる業務

- ・事件ごとの仲介委員の指名
- ・仲介委員が実施する業務の総括
- ・和解の仲介手続に必要な基準の採択・改廃

#### パネル

パネルは、弁護士等の仲介委員が、当事者間の合意形成を後押しすることで、紛争の解決を目指していきます。

#### 仲介委員

- ・面談、電話、書面等による事情の聴取
- ・中立、公正な立場からの和解案の提示

#### 申立者

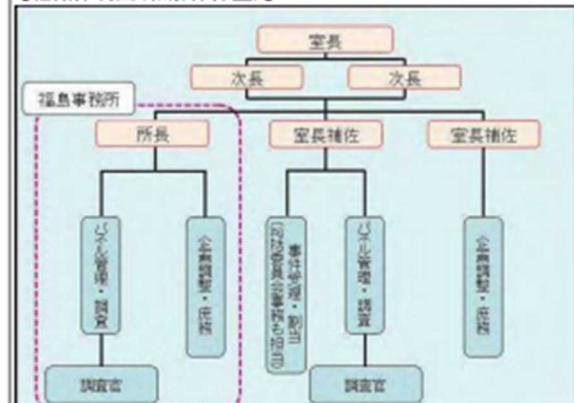
#### 東電

和解の仲介手続における口頭審理の開催場所は、原則としてセンター東京事務所またはセンター福島事務所にて開催しますが、それぞれの事情に応じて、他の場所でも開催していく予定です。

#### 原子力損害賠償紛争和解仲介室

和解仲介室は、和解の仲介手続に関する業務を行います。

【組織体制図(和解仲介室)】



## I 原子力損害賠償紛争解決センターについて

**Q1**

原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」といいます。）では何をするのですか？

**A1**

センターは、平成23年3月の東京電力福島第一、第二原子力発電所事故（以下、「本件事故」といいます。）による原子力損害の賠償に関して、当事者間に紛争が生じた場合に、当事者からの申立てを受けて和解の仲介を実施する組織です。

原子力損害の賠償に関する法律に基づき、本件事故による原子力損害の賠償に係る紛争について、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」といいます。）のもとで和解の仲介を実施しています。

センターは、文部科学省のほか、法務省、裁判所、日本弁護士連合会出身の専門家らにより構成されています。

和解仲介の手続においては、公平かつ適正な賠償が迅速に実現されるよう、仲介委員（弁護士）らが当事者双方の意見等を踏まえ、申立人の個別の事情を検討し、中立・公正な第三者の立場から和解案を提示します。

\*なお、センターの略称に使用されることのある『ADR』とは、  
Alternative Dispute Resolution（裁判に代替する紛争解決手段）のことです。

**中立・公正な国機関が  
無料で賠償額を算定し  
話し合いによる解決の仲介をします**

事故直後からの賠償も  
第5次追補の追加賠償も  
申立てができます

申立てを受けて  
法律の専門家が  
電話などで詳しい事情を  
お伺いします

個別の事情に応じて  
賠償の和解案を  
提示します

約8割の事案が  
和解に至っています



## ADRセンターはどなたでもご利用いただけます

仲介費用無料

- 弁護士を立てずにご本人だけでも申立てができます。該当する項目にチェックを付けるなどして完成する、簡易な申立書の様式をご用意しています。
- 和解仲介の費用は無料です。※ご自身が送付する書類の郵送費用等は自己負担
- 東京電力と交渉中でも、既に東京電力との間で合意がある場合でも、申立てができます。
- 中間指針(国に設置された審査会が定める一般的な賠償指針)に明記されなかったものや東京電力の基準で賠償されなかったものについても、センターでは個別の事情に応じて、和解案を提示しています。
- 証拠の資料が手元に無くても、和解案が提示できる場合があります。
- 東京電力から提示のあった金額よりも低い和解案は出ません。
- 自治体と連携した説明会も随時開催していますので、ぜひご参加下さい。

## 賠償が認められた和解事例の一部を公表しています



- 和解事例集を無料で配布しています。  
フリーダイヤルにお電話いただければお送りします。  
ADRセンターの事務所・支所でもお渡ししています。
- ADRセンターや文部科学省のホームページで和解事例を公表しています。  
(和解事例は申立人の個別事情に基づいて和解した例であり、一般的に適用できる基準ではありませんが、ご自身の事例を検討いただく際の参考にしていただけます。)



ADRセンターHP 文部科学省HP

フリーダイヤル



お問い合わせ先 原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）受付時間 平日10:00～17:00

**0120-377-155**

## 小 括

### 第1 原子力損害賠償支援機構法の概要についての解釈

#### 1 法律の趣旨について

「政府として、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、」とは、ここで国が自ら責任を認め、原子力損害賠償支援機構法に適う施策を行うことを断言している。

基より、内閣府・規制主務省庁の経済産業省原子力安全・保安院、文部科学省は原子力行政の要であり、その責任は集中していたことは原告も認識していたので、責任回避は許されない。

「①被害者への迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置 ②東京電力福島原子力発電所の状態の安定化・事故処理に関する事業者等への悪影響の回避 ③電力の安定供給の3つを確保するため、「**国民負担の極小化**」<sup>?</sup>を図ることを基本として、損害賠償に関する支援を行うための万全の措置を講ずる。」については、災害対策基本法第1条を本旨として、被告東京電力の責任を明確にすることから、原子力損害賠償支援機構法を始めなければならない。

「**国民負担の極小化**」を図ることを基本としているということは、論外であり、「損害賠償に関する支援を行うための万全の措置を講ずる」は、無過失責任・無限責任の義務が科せられており、被告東京電力の専権事項であることを偽装する表現にされている。

#### 2 法律の概要

「原子力事業に係る巨額の損害賠償が生じる可能性を踏まえ、原子力事業者による相互扶助の考えに基づき、将来にわたって原子力損害賠償の支払等に対応できる支援組織（機構）を中心とした仕組みを構築する。」については、原子力事業者だけなのかという違和感がある。政府が関わる事業の免許・許可に基づくすべての産業は、法、許可基準等を守りその対価として納税という義務を果たしている。どうして、原子力事業に係る巨額の損害賠償が生じる可能性が出る恐れのある産業に対

し、「巨額の損害賠償が生じる可能性が出る恐れのある産業」に要する費用の積み立てを、指導しなかった経済産業省、原子力安全・保安院に、行政上の瑕疵があつたことを見逃すことはできない。

#### （1）原子力事業者からの「負担金の収納」とは

「原子力損害が発生した場合の損害賠償の支払等に対応する支援組織として、原子力損害賠償支援機構を設け、損害賠償に備えるため積立てを行う。機構は、機構の業務に要する費用として、原子力事業者から負担金の収納を行う。」と解説されているが、やたら組織を乱立させているに過ぎない。

「原子力事業者への資金援助」については理解しがたい。原子力事業者以外の場合にも同じ扱いになるのかが分からないので、否定しておく。尚、資金援助という言葉は、貸付なのか贈与なのか明確にされていないので、解釈に迷う。

#### （2）「機構の援助」を必要とするのは

原子力事業者ではなく、被害者への援助でなければならぬではないのか。「資金援助（資金の交付…）は、損害賠償の目的からすれば、資金交付はおのずと被害者に反映されなければならない。

「政府保証債」の発行の使途は、損害賠償という目的からすれば、優先的に被害者に使うのであろうが、被害者は蚊帳の外なので、残念ながら検証の内訳を知ることができないので、大きな差別感がある。

#### （3）資金援助

①「機構が原子力事業者に「資金援助」を行う際 政府の特別な支援が必要な場合、原子力事業者と共に「特別事業計画」を作成し、ついて、疑問に思うのは、先ず、「資金援助」の原資が国民の税金だとすれば、用途外使用となるはずなので、会計検査院に検査をしてもらわないといけない。「原子力事業者と共に「特別事業計画」を作成し、」には、驚きを感じる。規制する側の国と、規制される側の原子力事業者（なぜか、東京電力という呼名を使わないのか？）が共に作るということは、原発事故の責任を共有することと同じと解釈する。

「資金援助の内容及び額」に至っては、規制する側と原発事故の共同体で、自らを利益相反であることを証明している。

「経営責任の明確化の方策」等について、ここに至って、国と原子力事業者が事故の当事者であると明確化し、経営責任についても共同でなければできないようなことを、国が私企業のために勧めていることが立証されている。

## ② 特別事業計画に基づく事業者への援助

「主務大臣の認定を受け、機構は、特別事業計画に基づく資金援助（特別援助）を実施するため、政府は機構に国債を交付し、機構は国債の償還を求め（現金化）、原子力事業者に対し必要な資金を交付する。」ここで問題なのは、「資金援助（特別援助）」について、金額と使途が明確にされていないこと。「交付」し、については、戻らない金で原子力事業者にくれてやるという意味である。

「機構に対し、必要な資金の交付を行うことができる。」については、必要なだけ原子力事業者に交付する（いくらでもくれてやる）という意味に受けとることができる。

「機構は、政府保証債の発行等により資金を調達し、事業者を支援する。」について、違和感があるのは、機構の正体は原子力事業者を保護するためではなく、東京電力のための事業継承（BCP）のためですよと、ここで語っている。

## （4）機構による国庫納付

「機構から援助を受けた原子力事業者は、特別負担金を支払う。」について、援助と特別負担金というからくりが分からぬ。原告が考えるに、援助を貸付金と理解し、特別負担金は貸付金に金利を賦課した金額を返済すると受け止めている。要するに、原子力事業者が自己資金で賄えないので、国は機構という傀儡組織を作り、資金提供をするが、この金は貸付金なので原子力事業者は機構（国）に返済しなさいということと受け止める。

問題なのは以下の「ただし、政府は、負担金によって電気の安定供給等に支障を來し、または利用者に著しい負担を及ぼす過大な負担金を定めることとなり、国民生活・国民経済に重大な支障を生ずるおそれがある場合、機構に対して必要な資金の交付を行うことができる。」についても、原子力事業者「東京電力」を免責し、同時に原子力行政の不作為で生じた原発事故の監督責任の追及を回避するために、機構という組織が必要なのである。

## （5）損害賠償の円滑化業務

機構は、損害賠償の円滑な実施を支援するため、「、①被害者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行うとともに、」について、双葉町民から聞く話では、ADRは「中間指針」を引用し、「①被害者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言」を行っていないと報告されている。これに反論があるのなら、①、②、③の実績を公表するべきである。

## （6）会計処理

「機構は、負担金について、原子力事業者ごとに計数管理を行う。」については、公金を扱う機構は、計数管理の全部を公表するべきである。原告はこれを調べていないが、いつでもこの計数管理のデータを見られるようになっていることを確認したい。

### 3 施行期日等

「①できるだけ早期に、事故原因の検証、賠償実施の状況、経済金融情勢等を踏まえ」について、「事故原因の検証」は、公正・中立的な第三者並びに被災者及び被告東京電力・被告原子力安全・保安院らが同席し、一般公開を原則に開かれた会場で行わなければならない。

これにより検証した事故原因と結果の事実に基づいて、被害量と損害量の算定を行う必要から、事故原因の検証は必須条件である。

「賠償実施の状況」はステークホルダー・ミーティングを重ねなければならない。現在のような東京電力が被害者に有無を言わせないような賠償を強制していることは、言語道断で事故の反省の姿が見えないようでは、機構の在り方そのものが失敗を証明している。

被害・損害量が「経済金融情勢等を踏まえ」の考慮要素とはならないので、削除すべきである。

**原告解釈**：【「原子力賠償制度における国の責任の在り方」について、大変困ったことになってしまった。最高裁判所は、国に対して事故の責任は無いと判示した。したがって、「原子力賠償制度における国の責任の在り方」を、機構の存在の意義がなくなり、又、論ずることができなくなってしまった。】と判断している。

「事故が発生した場合における収束対応に係る国の関与・責任の在り方等について検討を加える」について、本来の事故発生後の考え方をここでは示している。しかし、最高裁判所の判示に従えば、「国の関与・責任の在り方等について検討を加え」を素直に考えると、機構法そのものの存在意義がないので、手も金も出せなくなり、機構関係者の賃金・報酬はもとより、諸費用と東電に支払った・貸与した・交付した・支援したなどの支出は不当支出となり、返還を求めなければ国税の収支が合わなくなる。

「その結果に基づき賠償法の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講ずる」について、最高裁判所の判示を採用すれば、東電の事故発生以降これまで支払ってきた損害賠償費用は、賠償法の改正に留まらず、国がこれまで関与してきたことすべてをご破算にしなければならぬので、抜本的とは言わず原子力基本法の改正に及ぶ大規模な法改正や、規制の在り方を含め解釈変更を行わなければならない。最高裁判所の判事たちの結論は、パンドラの箱を開けてしまったのである。

「②早期に、事故原因の検証、賠償実施の状況、経済金融情勢等を踏まえ」について、原子力ムラの常套句の「経済金融情勢」という語句は、経済産業省の哲学のようなもので、国民を支配するために使われている。原子力事故を災害と呼ばせる世論操作をしておきながら、災害であれば、甚大で、過酷な本件のような事故に、菅直人政府原子力災害対策本部長は、「国民・被災者の生命、身体及び財産の保護」最重点として対応せず、「原子力発電所の生命」のみの注力したのだろうか、現場（双葉町）を預かる立場だった原告に、双葉町民の生命、身体を守るよう指示、誘導及び町民の避難生活の不便さを心配する言葉さえなかったのである。本件事故の推移を見る限り、「事故原因の検証、賠償

実施の状況」を怠り、ひたすら「経済金融情勢」に注力するものだった。

「東京電力と政府・他の電力会社との間の負担の在り方」について、業界に行政が関与するべきでないが、機構がここで語る内容からすれば、機構は公共組織ではなく被災者・国民の側には無いことをここで示している。このため、多くの国民・被災者たちがADRに賠償問題の窮状を訴えても、中間指針に誘導するようにされていたのだった。機構は東京電力と政府の利益相反関係者だという判断をしなければならない。

「東京電力の株主その他の利害関係者の負担の在り方等を含め」について、機構が公正・中立な立場であれば、上記のような関係団体固有の課題に介入することは、法の下にある機構としては不当である。しかし、国（国民）が原子力事業者（債務者東電）とチーム（機構）を組んで、被災者・国民（債権者）を救済する構図は見事である。はなはだ滑稽であるが笑う話ではなく、規制する側（被告国）と規制される側（被告東電）が一体になり機構を作った本当の姿をここに示している。

「法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる」について、規制する側（被告国）と規制される側（被告東電）がそれぞれ異体でなければならない倫理を超えた機構が措置（処置）について、規制する機関がないのでやりたい放題状態で措置をするということに、恐怖を感じられずにはいられない。

「③電気供給に係る体制の整備を含むエネルギーに関する政策の在り方についての検討を踏まえつつ」について、

—省略—

「原子力政策における国の責任の在り方等について検討を加え」について、

—省略—

「その結果に基づき、原子力に関する法律の抜本的な見直しを含め、必要な措置を講ずる」について、

—省略—

#### 4 能見会長と井戸川は結論には至っていない

### 原子力損害賠償紛争審査会(第21回) 議事録

#### 1. 日時

平成24年1月27日(金曜日)11時00分～16時20分

#### 2. 場所

ホテルハマツ(福島県郡山市)3階「右近・桜・中央の間」

#### 3. 議題

1. 地方公共団体の現状等について
2. その他

#### 4. 出席者

委員

能見会長、草間委員、田中委員、中島委員、野村委員

文部科学省

奥村文部科学副大臣、神本文部科学大臣政務官、藤木文部科学審議官、田中総括審議官、戸谷研究開発局長、田口原子力損害賠償対策室次長

説明者

山田広野町長、草野檜葉町長、遠藤富岡町長、遠藤川内村長、渡辺大熊町長、井戸川双葉町長、馬場浪江町長、松本葛尾村長、富塚田村市長、桜井南相馬市長、佐藤川俣町原子力災害対策課長補佐、菅野飯館村長、佐藤福島県知事

#### 5. 議事録

【能見会長】 それでは、事務局より資料の確認をお願いします。

【田口原子力損害賠償対策室次長】 それでは、配付資料でございますが、座席表、議事次第のほかに、資料1といたしまして、大熊町からの提出資料、資料2といたしまして、葛尾村からの提出資料、資料3といたしまして、これは飯館村長さんの名前の資料、資料4といたしまして、福島県からの現状説明に関する資料、それに、前回、第20回の議事録が参考でついてございます。以上でございます。

本日欠席の委員もいらっしゃいますが、速記録に起こしまして、直ちに内容はご欠席の委員にお送りし、ごらんいただくことになってございます。

以上でございます。

【能見会長】 それでは、早速議題に入りたいと思いますが、今日は、先ほど申し上げましたように、双葉地方8町村からおいでいただきまして、それぞれ現状、見通し、ご要望、そういうことについてのご説明、お話をいただきたいと考えております。本日のやり方でございますけれども、双葉地方8町村の町長、村長さんのお話をまず順次伺い、そして、その後、まとめて質疑応答の時間を設けたいと考えております。

予定としましては、続けてといいましても、やはり長くなりますので、途中でちょっと休憩が入るかもしれませんけれども、今申し上げましたように、先にご説明を順次伺い、その後でまとめて質疑応答の時間を設けたいと考えております。

それでは、早速でございますけれども、まず広野町の山田町長からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【井戸川双葉町長】 双葉町長です。

再度繰り返しになりますけれども、中間指針ということが、いつの間にか作業されておりましたけれども、その中間指針を出すにあたって、現状、我々の事情、それから、いろいろな包括的に、その判断基準というのはあったと思うんですけれども、単純に交通事故の事例を持っていったということなんでしょうか。それとも、十分な調査のもとに、あの中間指針は出されたんでしょうか。

今、問題となっている10万円の問題ですね。これは以下はない、以上ということになっていますけれども、私たち首長の立場で言うと、国にかわって、いろんな住民からの苦情を受け付けして毎日いるわけですね。そうしますと、その部分で、国に全部上げていなくて、国にかわって解決している部分も相当数あるんですね。そういうことも踏まえて、この苦労をどういうふうに評価されるのか。なければ、こんな思いしなくてもよかったんですよ。もうほんとうに毎日苦情を受け付けています。

また、苦情を受け付けるということは、住民には苦情がそれだけあったということなんですよ。先ほど申し上げましたけれども、一かけらのもののようにと私は極端な話で表現しましたけれども、そんな感じもいたします。仮設に入ることが、我々はそういうことでよかったのかということもありますので、常識の世界で言うと、加害者があった場合には、まず十分な謝罪をします。謝罪を受け入れてもらうまで謝罪を

します。そして、どうしてほしいかという話を聞きます。そして、合意に至つたら、そのようにします。それで、完全にその合意の成果が出たときに、確認を求めます。これでいいでしょうかと。そこで、いいですよと、そういうことで物事は通常は解決しております。しかし、今回については、非常に我慢を強いられているというふうに、私どもは一様に感じておりますので、我慢の代償というのは我々がすべき立場なのかどうか、これもやはり判断していただかなければならないと思います。

通常の常識的な加害者と被害者の間では、当然、見舞い行為も行います。いろんな意味で、その謝罪を誠心誠意尽くして、初めて合意がなって、そして完成をして、通常にまたおつき合いをするというのが一般事例でございますが、今回の事象に関しては、全くそういうことが反映されておりません。要するに、中間指針のないものは東京電力は対応しません、10万です、それ以上はありません。これは二次被害ですね。あるいは、今後またこのような状態が続くとすれば、三次、四次、五次、永遠に被害が続きます。この部分も、多くを望むわけではございません。損害を認めていただいて、損害を賠償してもらえば、それで結構です。その積み上げは損害分だけで結構なんですが、損害を1円でも我々はこうむる理由があるもののかどうかということをお考えいただいて、この賠償問題には取りかかっていただきたいと思います。

それから、賠償の判断というのは個人差がございます。私はこういうことを感じたので、ここまで請求したいというふうになると思いますので、その限界を第三者が果たして決めてしまっていいんだろうかと。当事者が自己責任の中で限界を決めるべきではないだろうかと、そんなふうに思うんですが、いかがでしょうか。

【能見会長】 今、おそらくこの審査会の役割、あるいは、指針というものの性質、そういうものについての疑問、ご意見があったと思います。これはかなり根本的な問題ですので、私の考えている限りのことをお話しいたしますけれども。

この審査会のそもそもその役割といいますのは、おそらく、この事故は、本来であれば、当事者、責任を負うであろう原子力事業者と被災者、被害を受けた人たちとの間の本来個別的な損害賠償の問題ですが、被害が非常に多数、広くわたっているときに、迅速に賠償するということも非常に重要なことですので、そういう意味で、この審査会というものが賠償の指針というのを設けて、特にその指針というのは、裁判でいけば認められるであろうという賠償を一応念頭に置きながら、しかし、多数いろんな個別事情はあって、いろいろみんなばらばらですので、賠償する東電も納得して、迅速に支払ってくれるような、そういう意味で、共通の損害みたいなものを指針の中で取り出して、中間指針とか、あるいは、その補足の指針として出してきているというものでございます。

そういう意味で、これを前提として、指針に書いていないから賠償しないという考え方には、もともとおかしい。東電がそういう言い方をしているということは、私も聞き知っておりますけれども、それについては毎回毎回、審査会としても、この指針の性質というものは、そういうものではなくて、個別の事情に基づいて生じる損害については、指針が上限になるものではなくて、それ以上の損害賠償というものは認められるというのが大原則でございます。

その上で、賠償の問題をもう一回考えますと、なかなか指針と実際の被害との間の差で難しいのは、これが財産的損害とか、あるいは治療費とか、そういうものであれば、これは実際にかかった損害というものをすべて賠償するということで済むわけですが、ただこれは、しかし、個々の人によってそれぞれ損害が違うので、審査会としては、できるだけ共通なものはくくり出して、賠償がスムーズにいくようにしているつもりですけれども、どうしてもやっぱり個別に対応しないところがある。これは指針に基づいて、ADRが個別の申し立てを受けて、和解が成立するようになっせんをするという場でもって、個別の事情に基づくプラスアルファの損害というものが認められていくというふうに考えております。そういう仕組みでございます。

先ほどから交通事故との比較というのが出てまいりましたが、指針といいますか、審査会としては、この原子力損害というものが交通事故と同じであるということは一言も考えておりません。ただ、慰謝料を決めるときに、こういうふうには考えました。それは、慰謝料って、もちろんいろんな慰謝料があるんですけども、まずは避難されている方の、自宅から切り離されて、コミュニティから切り離されて、仮設住宅だとか、あるいは不便な場所で生活をすることによって生じる、そういう意味での不便さ、これはまず慰謝料の対象になるであろうと。ただ、この不便さによる慰謝料というのは、これはどんどん大きくなるよりは、大体同じか、少し低減する可能性がある。そういう意味で、10万から5万に減っているというのがそういう考え方。ただし、不便さのほうは多少緩和されるにしても、長期に戻れないという状態が続くことによって、将来に対する不安というのはかえって高まることがあるだろうし、これは別途といいますか、そちらの様子を考慮して慰謝料を増やしていくということは、あるいは、増やすといいますか、それを考慮して慰謝料を考えていくということは当然のことであり、ADRが今5万円を追加して10万円支払っているのは、その部分を考慮しているからということでございます。ということで、交通事故と同じように考えているわけではございません。

あと、この審査会にどういうメンバーが参加して意見を述べるべきかというのも、何人かの町村長さんからご指摘がございました。これは私がどうこう言うべき問題ではなくて、こういう制度が組み立てられていることについてどう考えるかということですけれども、私の理解では、おそらくこの審査会というのは、最大の目的は、やはり賠償がスムーズに行われて、被災者の皆様がその賠償を受けられるようにということを最大の目的にしているわけですけれども、その際に、やはり中立的な立場で指針を設けることによって、被災者のご意見を聞くことはもちろん当然ですけれども、あるいは、その実情を調べるのは当然ですけれども、東電の側も、この指針ならば率先して賠償しようということで、賠償が迅速化されるというところに1つのメリットがあると思います。

ただ、実際には、被災者と東電の間では、事故を起こした責任者と、それから被害者ということで、当然対立はたくさんあるわけで、この対立が先鋭な部分について、審査会というのは、これははっきり言いまして、なかなか踏み込みにくいところがございます。これはなぜかと言えば、もし、例えば慰謝料の額についても、東電が明らかに反対して賠償を渋るだろうというような額は、なかなかこれは東電がスムーズに払わないということになってしまって、かえって結局指針が機能しなくなる。指針というのは、東電を縛るものではなくて、これはあくまで東電が自主的にその指針に基づいて賠償するものですから、結局、東電がどうしても嫌だと言われてしまうと動かなくなってしまう。じゃ、東電の意向を聞くのかというと、別にそういうことではなくて、これはもちろん普通の損害賠償の場合であればどうであるかというのを調べた上で、東電側としてもそう反対しにくい賠償というものを決めていくというのが指針の役割であると思っております。

繰り返しになりますが、今のような形で決めると、これは被災者の皆様からすると、自分はもっと損害がある、もっと精神的苦痛をこうむっているということがどうしても出てまいりますが、これは先ほど言いましたように、個別的な事情というものを整理して、ADRでまた和解に持っていく。そこでもうまくいかないところは、残念ながら訴訟にいかざるを得ないんですが、できるだけそこにいかないように、いろんなステップ、特に指針ではスムーズに賠償がされるということを目指して、その中身を決めているということでございます。そういう意味で、不満を感じられるのは私も当然だと思うんですけども、なかなかそこは痛しかゆしいといいますか、迅速な賠償ということからの制約というのがございます。

それから、もう一つ、この審査会、この際お話ししておきたいことは、審査会というのは、やはり原賠法で決まっている原子力損害というものの賠償についての指針、それプラス若干アルファがあって、今のように迅速化するために指針を少し設けることもできますが、基本は損害賠償ということで、裁判であれば認められるような賠償というのが基本的な考え方です。ところが、この間にもいろいろ、損害賠償だとほんとうは無理なんだけれども、政策としていろいろ補償というのは考えられるという問題も大分出てきておりまして、ここの線引きは審査会として非常に難しい問題だと考えています。審査会自身は、政策について踏み込むことが、これは権限の問題としてもできないということで、政策——いろいろこの賠償の問題の中には、今日も幾つかあったと思いますけれども、賠償というよりはむしろ政策の問題だというのもあるんですが、これは申し上げましたように、審査会としては入れないところもございますので、そういう意味では、審査会の限界というふうにお考えいただけするとありがたいと思います。

総論的なことで、今ご意見がございました点について、とりあえず私からのお答えでございます。もしさらに何かご意見があればどうぞ。

【井戸川双葉町長】 ありがとうございました。

各論に入らせていただきます。先ほど、賠償事例ではなくて、補償事例として、実例として、請戸漁協の問題があります。これは7・8号機増設に絡む漁業補償だと思いますが、詳しくまだわからないところがありますので、わかっている分だけ話しますけれども。

これは、船を持って漁業を営んでいる方には一律5,000万円という補償をされております。そして、船に乗っている方は3,000万円の補償がされました。これは、どちらも、船も壊れていません。海域で魚がとれなくなる場合の補償だと思います。したがって、家族も壊れていません。そして、住居もコミュニティもすべてあって、毎日日常生活できる状態の補償で5,000万円ということがされております。これは馬場町長さんのほうが詳しくわかっていますけれども、そういう実例、東京電力が払った実例もございますので、これはぜひ参考にしていただきたいと思います。お願いします。

【能見会長】 はい。

【井戸川双葉町長】 答えはあれですけれども、参考実例にしていただきたいと思います。

【能見会長】 これは調べた上で、参考にしたいと思います。

【井戸川双葉町長】 ありがとうございます。

( 休憩 )

【能見会長】 それでは、再開したいと思います。議論の続きをしたいと思います。

まず、先ほど少し審査会の性質とか、あるいは指針の性質、指針に書いていないということがどういう意味を持つのか、あるいは逆に、書いてあることはどういう意味を持つのか、そういうことから幾つかの議論がなされたということでございます。

もうちょっと具体的なレベルで、先ほど私がまとめましたように、例えば、避難を続いている間の生活費の補償が足りないのではないか。日常の通常の生活費分は慰謝料の中に含まれると仮にしたとしても——指針はそういう立場をとっているわけでございますが、それを超える生活費の増加分というのがたくさんあって、そういうものの賠償というものをきちんと指針でもって扱ってほしいということでございました。

あるいは、精神的損害の額の問題、精神的な損害の中身の問題、これら辺はもう少しご議論いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

【井戸川双葉町長】 先ほども申し上げましたけれども、我々首長は、町村民の皆さんの苦情を一手に引き受けているわけですね。ほんとうにつらい、そして、答えることのできないことを聞かれるわけですね。ほんとうに心を痛めながら対応しているわけですけれども。そういう感覚から行くと、さきの野田総理の面前でも申し上げましたけれど、私の例で言うと、私はもう1日10万ぐらいが妥当かなという話をさせていただきました。これは私の考えであります。それぞれの皆さんのが、やはり受けなければならぬ、あるいは、受けなくてもよかつたことが、今受けるということで、苦情を受けるという、そういう対応を迫られるということは、本来受けるべきでないものを受けたためには、それぞれ10万というのは、1ヵ月10万の方、あるいは1日10万、あるいは1ヵ月50万、100万、いろいろあるかと思います。ここをやはりうまく整理をしていただきたい、なかなかいい方法というのはないかもしれませんけれども、正当に判断できるようなものが、そういう事例が示されるといいのかなと、そんなふうに思っております。

【能見会長】 今の市町村長の立場で対応されるときの苦労といいますか、難しさというのは、私としては理解できるつもりでございます。これは審査会としても同じような悩みを抱えているわけでございまして、被災者の方はほんとうに千差万別といいますか、いろいろ違うので、それぞれに対してきちんと対応はしたいけれども、ある人に当てはまることは、こちらの別な人には当てはまらないということがあったり、そういう意味で、この審査会としての基準の出し方の難しさ。例えば、これは言わずもがなかもしれません、仮に、1人毎月50万の慰謝料を出そうという指針を出したといたします。そうしますと、もちろん、そのぐらいの損害をこうむっている方、あるいは精神的な苦痛をこうむっている方ももちろんたくさんおられると思いますけれども、どういう範囲の人たちにそれだけの慰謝料を認めるかというときに、仮に、これも安全をとって、非常に広い範囲でもしそれを認めると、そうすると、中には、自分たちは放射線の被害をもろに受けて、実はもっと大変なんだ、向こうの人はそんなに被害を受けてもいないし、ほとんど影響も受けていないにもかかわらず50万円もらっていて、自分たちはこれでは足りない、というような不公平感というのが生じてくると、これはどう対応したらいいのか。

金額をただ多くすればいいという問題でもなくて、これは前に言いましたように、やはりこれは損害賠償ですので、東電が納得してといいますか、合理的に考えれば納得して、賠償として支払うという金額を定めることになりますので、そういう意味で、ただ金額を多くすればいいというものでもない。また、多くしたとしても、実際に損害をこうむっている方と、それほどでもない方の間の不公平の問題はやはり残って、そこら辺がなかなか指針の難しさで、おそらく市町村長さんの皆様方が対応するときも、同じような問題を抱えておられるんだろうと思います。しかし、できるだけご意見を伺って、できるだけ望ましい形の指針をつくりたいと考えている次第です。

どうぞ。

【井戸川双葉町長】 ただいま申し上げたのは、1つの実例として申し上げて、私どもがそういうものを望んでいるのではなくて、そういういろいろあるあろうと、立場においてですね。そういう意味で申し上げているんで、これは避難されている住民の皆さん、被害を受けている皆さんに誤解されると困りますので、1つの実例を申し上げました。

【能見会長】 わかりました。

【井戸川双葉町長】 だから、最終的には個人の価値判断の自己申告になるかと思うので、そういう中で今日私の意見はとらえていただきたいと思います。

【能見会長】 はい。

**【井戸川双葉町長】** なお、今、被曝の問題が出ました。これは私の考えなんですが、被曝については、自然界にある放射能においてさらされることは、被曝ということは言葉にならないんだろうと思います。したがって、今回の事故によって被曝することは、すべて被曝だと、そんなふうに考えております。被曝の濃度が高いとか、低いとか、あるいは、何年後に発症するとかしないとかというのを、今だれかが言うようすれども、これはあってはならないことだと思うんですね。それぞれ個々人の事情が違ってきますので。ただ、言えることは、被曝をしてしまったことは、これは事実でありますので、この事実は絶対認めていかないと、その被曝をさせられた方の権利というか、被曝させられて、いや応なしに住んでいなければならぬ人たちが精神的な苦痛を抱えながらいることは、これは大変許されないことだと思いますので、この辺もだんだんと整理していくなければ、我々もいかなければならぬと、そんなふうに考えております。よろしくお願ひします。

**【井戸川双葉町長】** 2つほど。

損害というのは、知らされなかつたために発生した損害というのもあるんですね。これはこれから整理して、何がそれに当たるかということをしていきたいと思います。まず、情報が後出しになってしまった、後出しにしてしまった、これが私にとっては非常に不愉快な話であります。もう一つ不愉快なのは、大事な会議の会議録がなかった、つけなかつたという、これは仕事をしていなかつたということに値しますので、これは国民に対する背任行為であるというふうに私は思つて、大変国民をばかにした言動だなと思っております。これらについての損害があれば、またお話をしたいと思います。

もう一つ、賠償支援機構法ができることについて、私はよかつたなど。一企業が対応できる額ではないんで、これでもって我々も不自由しなく、正当な損害請求できるなというふうに期待していました。しかし、あの目的を見たときにがっかりしました。原子力発電所の安定運転に資することを目的とするということにくくっているんですね。何なんだと。賠償に使うためにということなのに、原子力発電所の安定運転に資すること、これは何だ、問題はちょっとずれているのではないだろうかと、そんなふうに思いました。

したがつて、今、東京電力の一部社員の話ですが、大変資金繰りに苦労しているというふうに聞いております。そして、何でかというと、今やつてはいる修繕費用に大変お金がかかって苦労しているという話を聞いておりますので、当然、賠償に回るお金がないのではないだろうかというふうに思つております。だから、支援機構法

の法のもとに、どう機能しているのか。これがもし機能していないとすれば、当然に我々の賠償が遅延を起こす原因なのかと。この辺、ちょっと調べようがないものですから、ここをひとつお調べをいただいて、何が原因で賠償が遅延しているのかという、ここも大事な要素だと思いますので、よろしくお願ひします。

【能見会長】 審査会としても、賠償がスムーズに進むということについて、重大な関心を持っておりますので、調べたいと思います。

ほかに。どうぞ。

— 了 —

お問合せ先

研究開発局原子力損害賠償対策室

(研究開発局原子力損害賠償対策室)

-- 登録:平成24年02月 --

## 5 国会論議

### 第186回国会（常会）

（1）質問主意書 質問第一五九号 平成二十六年六月十九日

原子力損害賠償支援機構法に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

松田 公太

参議院議長 山崎 正昭 殿

原子力損害賠償支援機構法に関する質問主意書

平成二十六年五月十四日、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案が参議院本会議で可決され、成立した。本法律案の審議において明確な答弁を得られていない点について、以下質問する。

一 そもそも原子力損害賠償支援機構法（以下「本件法律」という。）は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原発事故」という。）による損害が原子力損害の賠償に関する法律第三条第一項但書きの「異常に

巨大な天災地変」によって生じたものに該当しないことが前提となっている。

平成二十三年に制定された本件法律は、当時の民主党政権が閣議決定した法案の修正案が可決されて成立したものである。この修正案については、自民党、公明党が合意しているが、その合意の過程で「異常に巨大な天災地変」に当たるか否か議論した議事録は存在するのか。

二 福島第一原発事故による損害が「異常に巨大な天災地変」によって生じたものに該当するか否かについて、現在の政府の見解如何。

三 本件法律制定時の附帯決議第二項で確認したとおり、本件法律があくまでも被災者に対する迅速かつ適切な損害賠償を図るためにものであることに鑑み、将来の法改正によっても本件法律を根拠に廃炉費用及びその他損害賠償以外の費用に国費が投入されることは許されないと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

(2) 答弁書 答弁書第一五九号 内閣参質一八六第一五九号

平成二十六年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員松田公太君提出原子力損害賠償支援機構法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松田公太君提出原子力損害賠償支援機構法に関する質問に対する  
答弁書

一について

お尋ねの議事録については、政党間の議論に関するものであり、政府としてはその存在の有無について承知していない。

二について

東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所及び

福島第二原子力発電所の事故による原子力損害については、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第三条第一項ただし書ではなく、原子力事業者がその賠償責任を負うとする同項本文が適用されることを前提に、平成二十三年の時点において政府としての対応が判断されており、東京電力による原子力損害の賠償が実施されていると承知している。

### 三について

参議院で可決された原子力損害賠償支援機構法案に対する附帯決議（平成二十三年八月二日参議院東日本大震災復興特別委員会）の二において、原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号。以下「機構法」という。）は「あくまでも被災者に対する迅速かつ適切な損害賠償を図るためのものであり、東京電力株式会社を救済することが目的ではない。」とされている。

その上で、機構法においては、国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、原子力損害賠償支援機構を通じて、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資するよう、万全の措置を講ずるものとされている。

なお、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）は、原子力事業者による廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図るため、原子力損害賠償支援機構を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に改組し、その業務に廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発等の業務を追加すること等について規定するものであり、国からの新たな資金援助について規定するものではないと承知している。

### 国民が敗れる

2022年6月17日の最高裁判所第三小法廷の判決によれば、国には事故の責任はない判示されて、当事者の原告らが国に対し事故の責任を求めていたが敗訴とされた。

### 第3章 被告東京電力準備書面（15）の誤り

#### 第1 データ改ざん謝罪訪問

（第三種郵便物認可）

県内

## データ改ざん謝罪

### 東電社長が知事訪問

東京電力の勝俣恒久社長は十二日、県庁に佐藤平知事を訪ね、福島第一原発発電所1号機と4号機の冷却用海水温度データ改ざん問題を謝罪した。

勝俣社長と佐藤知事が県庁で面会するのは初めて。東電側の恒例の年頭あいさつだが、今回はデータ改ざんについて勝俣社長がおわび申し上げます。不適切なデータの取り扱いについて全力を挙げて原因究明に努め徹底的に腰うみを

佐藤知事（左）に謝罪する勝俣社長（中央）

東電社長の一問一答

東京電力の勝俣社長は十二日、記者団の取材に応じ、冷却用海水温度データの改ざん問題についての感想は

出しきりたいと述べた。これに対し佐藤知事は終始、陥しい表情を崩さず、「公益事業は安全安心の確保が大前提。徹底的に調べて報告してもらわないと困る。築城十年落城一日という言葉があるが、信頼を取り戻すのは大変なことだ」と強く迫った。佐藤知事は勝俣社長と立地、操業の5町も訪問

勝俣社長は十二日、大熊双葉、楓葉、富岡の原発立地四町と火力発電所が操業する広野町を訪問した。

勝俣社長は十二日、内部調査を進めるとの考えを示した。データ改ざん問題についての感想は

の面会後、記者団の取材に応じ、フルサーマル計画について「安心安全の確保が大前提となる。データの改ざんにより、県民の安心感を失ったと想つ」と述べ、不祥事が相次いで発覚する現状では実施は難しいという考え方を示唆した。

勝俣社長は十二日、大熊双葉、楓葉、富岡の原発立地四町と火力発電所が操業する広野町を訪問した。

勝俣社長は十二日、内部調査を進めるとの考えを示した。データ改ざん問題についての感想は

#### 第2 安全確保連絡会議 耐震安全性評価の延期について

## 平成20年度第3回福島県原子力発電所安全確保連絡会議次第

日 時 平成20年12月25日(木)

午後2時~

場 所 福島県原子力センター

2階 映像ホール

### 1 開 会

- 2 あいさつ 草野会長 - MOX燃料、中間冷却器、各種計測器、監査ルーム等  
内山津耕一 - 10/11の防災訓練(同上席)を評議する。11/7選挙入で監視の見直し  
3 議 事

- (1) 平成20年度第2四半期の環境放射能測定結果について

#### (2) 情報交換

- ① 定期検査中の福島第二原子力発電所3号機における制御棒過挿入について
- ② 定期検査中の福島第一原子力発電所1号機における制御棒駆動水圧系の弁の  
弁箱からの水のにじみについて
- ③ 「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う福島第一原子力  
発電所および福島第二原子力発電所の耐震安全性評価の延期について

- (3) その他

### 4 閉 会

平成20年度第3回福島県原子力発電所安全確保連絡会議出席者

機関名	職名	氏名	備考
楢葉町	町長	✓ 草野 孝	会長
福島県	生活環境部長	✓ 阿久津文作	
南相馬市	市長	② 渡辺 一成	代理出席 中川康弘副市長
浪江町	町長	⑧ 馬場 有	代理出席 上野晋平副町長
双葉町	町長	✓ 井戸川克隆	
大熊町	町長	④ 渡辺 利綱	副町長
富岡町	町長	✓ 遠藤 勝也	
広野町	町長	✓ 山田 基星	
福島県	原子力安全対策課主幹兼副課長	近藤 芳行	
"	原子力安全対策課主査	村上 雄美	
"	原子力センター所長	板垣 繁幸	
"	原子力センター主任主査	伊藤 繁	
"	相双地方振興局県民環境部長	✓ 五島 節男	
原子力安全・保安院	福島第一原子力保安検査官事務所長	✓ 志間 正和	
"	福島第二原子力保安検査官事務所長	✓ 佐藤 忠伸	
東京電力株式会社	執行役員原子力設備管理部長	吉田 昌郎	
"	執行役員福島第一原子力発電所長	✓ 小森 明生	
"	執行役員福島第二原子力発電所長	✓ 石崎 芳行	
"	福島事務所長	✓ 松井 敏彦	
"	福島第一原子力発電所副所長	✓ 北村 正彦	
"	福島第二原子力発電所副所長	✓ 名塚 正文	
楢葉町	企画課長	✓ 鈴木 剛	事務局
"	企画課長補佐	✓ 根本 健次	"
"	企画課主査	✓ 市毛 祥吾	"

## 福島県原子力発電所安全確保連絡会議運営要綱

原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定にもとづき設置する福島県原子力発電所安全確保連絡会議（以下「会議」という。）の運営は、この要綱の定めるところによる。

### 第一 構 成

会議は次の構成員をもって組織する。（以下「委員」という。）

福島県生活環境部長	大熊町長
南相馬市長	富岡町長
浪江町長	楢葉町長
双葉町長	広野町長

### 第二 運 営

1. 会議においては主として技術連絡会の報告、原子力発電所の安全確保に関する情報交換を行い、かつ、そのために必要な次の事業を行う。

- (1) 情報交換
- (2) 研修
- (3) 調査及び研究
- (4) 陳情及び要請
- (5) その他会議が必要と認める事業

2. 会議が必要と認めたときは、関係行政機関、学識経験者又は原子力発電所関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

### 第三 会 長

1. 会議に会長を置く。
2. 会長は地方公共団体の長である委員の中から会議において互選する。
3. 会長は会議を代表し、会務を統轄する。
4. 会長に事故あるときは、会長の指名する委員がその職務を代理する。
5. 会長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
6. 会長の任期満了後においても、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行う。

### 第四 会 議

1. 会長は会議を招集し、その議長となる。
2. 会議は必要な都度開くものとする。
3. 会議には委員の指名する当該所属職員の代理出席を認めるほか、必要な所属職員を陪席させることができる。

### 第五 そ の 他

1. 会議の経費は各委員において負担するものとする。
2. 会議の事務局は会長の所属する地方公共団体に置く。

#### 附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から実施する。

昭和53年4月1日一部改正

平成6年4月1日一部改正

平成13年4月1日一部改正

平成18年4月1日一部改正

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う  
福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の耐震安全性評価の延期について

平成 20 年 12 月 8 日  
東京電力株式会社

当社は、経済産業省および同省原子力安全・保安院からの指示<sup>\*1</sup>に基づき、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂（以下「新耐震指針」）に伴う耐震安全性評価を実施しており、平成 20 年 3 月 31 日、福島第一原子力発電所 5 号機および福島第二原子力発電所 4 号機を代表プラントとし、原子炉建屋および安全上重要な機能を有する耐震 S クラスの主要な設備についての耐震安全性評価結果中間報告書を原子力安全・保安院に提出しました。（平成 20 年 3 月 31 日お知らせ済み）

その後も耐震安全性評価を継続して進めてきましたが、原子力安全・保安院から平成 20 年 9 月 4 日に示された「新潟県中越沖地震を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項について」<sup>\*2</sup>を踏まえ、耐震安全性評価で用いている地震応答解析モデルについて、問題がないことの確認作業を追加実施することが必要となりました。

このため、当初福島第一原子力発電所では平成 21 年 6 月に、福島第二原子力発電所では平成 21 年 3 月に予定していた最終報告書の提出を延期することとしましたのでお知らせします。

なお、既に中間報告を提出した福島第一原子力発電所 5 号機および福島第二原子力発電所 4 号機以外のプラントを対象として、当初最終報告書の提出を予定していた時期に代表プラントと同様の評価を行い、お知らせすることとします。

発電所	中間とりまとめ時期
福島第一原子力発電所 (1~4、6号機)	平成 21 年 6 月予定
福島第二原子力発電所 (1~3号機)	平成 21 年 3 月予定

（注）  
（1）福島第一原子力発電所  
（2）福島第二原子力発電所  
（3）以上

\* 1 : 経済産業省および同省原子力安全・保安院からの指示

- 「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価等の実施について（平成 18 年 9 月 20 日）

平成 18 年 9 月 20 日付で、原子力安全・保安院より、新耐震指針に照らした耐震安全性の評価を実施するよう求める指示。この指示に基づき、当社は平成 18 年 10 月 18 日に耐震安全性評価の計画書を提出し、福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の耐震安全性評価を実施している。

- 平成 19 年新潟県中越沖地震を踏まえた対応について（指示）（平成 19 年 7 月 20 日）

平成 19 年 7 月には新潟県中越沖地震があり、経済産業大臣より、新潟県中越沖地震から得られる知見を耐震安全性の評価に適切に反映し、早期に評価を完了する旨の指示。この指示に基づき、当社は平成 19 年 8 月 20 日に耐震安全性評価の計画を見直し。

\* 2 : 「新潟県中越沖地震を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項について」

（平成 20 年 9 月 4 日）

経済産業省原子力安全・保安院が新潟県中越沖地震から得られる知見を整理し、中間取りまとめに加えて、地震動評価における震源モデルでの不確かさの考慮および地下構造特性の影響考慮、施設への耐震安全性評価における地震応答解析モデルの確認等について、具体的な反映事項を取りまとめ事業者に通知したもの。

### 第 3 福島県が見ていた東京電力

福島県エネルギー政策検討会 「中間とりまとめ」

刊行にあたって

福島県は、我が国最大の発電県であり、その発電量は、全国の約 1 割、東京電力株式会社の約 4 分の 1 を占めており、明治以来、我が国の発展に寄与してまいりました。特に、現在、10 基の原子炉を有しており、原子力発電とどのように共生し、地域振興を図っていくかが大きな課題となっております。また、本県においては、平成 5 年、原子力発電所の使用済燃料を一時貯蔵する共用プール設置の際、燃料搬出に関する **国の約束を反故にされたり**、JCO 臨界事故や MOX 燃料のデータ改ざんにより、国民の理解が後退している中、平成 13 年 1 月に突然、プルサーマルを実施しようとする事業者の動きが報道されました。さらに、翌 2 月には、これまで地元と協力して進めてきた新規電源開発計画の凍結が、事業者から一方的に発表されるなどの動きがありました。福島県としては、

これまでエネルギー政策は国策であると受け止め、協力してまいりましたが、国や事業者が国策の名の下に立地地域の意向をないがしろにして一方的に推し進めるということでは、電源立地地域がその存在を脅かされるほどの影響を受けかねないと判断し、昨年5月、私を会長とするエネルギー政策検討会を設置いたしました。そして、これまで著名な講師の方々との意見交換等を行いながら24回にわたって検討を進めてまいりました。この「中間とりまとめ」は、これまでの検討内容やエネルギー政策についての様々な疑問点を整理するため、本年9月にまとめたものであり、国の考え方をはじめ、様々な方々の御意見も掲載しております。**原子力発電の健全な維持・発展を図るためには、国は、徹底した情報公開、政策決定への国民参加など、新しい体質・体制で今後の原子力行政を進めていくべきであると考えます。**最後になりましたが、御協力、御指導いただきました講師の方々や様々な御意見をいただきました県民の皆様に御礼を申し上げますとともに、この「中間とりまとめ」を契機に、エネルギー政策について活発な議論が巻き起こり、国民の合意のもとにエネルギー政策が展開されることを期待いたします。

平成14年12月

福島県エネルギー政策検討会会長

福島県知事 佐藤宗介

## 1 エネルギー政策の検討に至った経緯について

福島県は、明治32年6月の沼上発電所供用開始以来、1世紀にわたって国のエネルギー政策と電気事業者の事業展開に協力してまいりました。現在では、我が国最大の発電県として、その発電量は全国の約1割、東京電力(株)の約4分の1を占めています。特に本県においては、現在10基の原子炉が稼働しており、原子力発電とどのように共生し、地域振興を図っていくかが大きな課題となっております。このような中にあって、本県においては、原子力発電所の再循環ポンプの損傷事故(昭和64年)や共用プール設置における国の約束反故(平成5年)などの事故や事件がありました。さらに、平成7年12月には、高速増殖原型炉「もんじゅ」の事故が発生し、意図的な事故情報の隠ぺい等が明らかになるに至り、本県は、「今後の原子力政策の基本的方向について、改めて

国の明確な責任において国民の合意形成を図ることが重要である」と考え、平成8年、新潟県、福井県とともに総理大臣に対し「三県知事提言」を行うとともに、その後の総理大臣との懇談においても「国は新しい体質のもとでの原子力政策を推進すべきである」旨の提案を行いました。また、プルサーマル計画について、本県は、平成9年に「核燃料サイクル懇話会」を設置して、約1年間をかけて検討を行い、平成10年、「核燃料サイクルについて広く国民・県民の理解を得ること」など4つの要請事項を付して、全国で初めて事前了解を行いました。しかししながら、その後、MOX燃料データ改ざんやJCO臨界事故など相次ぐ不祥事や事故が発生し、国民・県民の理解が後退している中、平成13年1月、突然、プルサーマルを実施しようとする事業者の動きがテレビで全国に報道されました。

#### 1 エネルギー政策の検討に至った経緯について 資料編【東京電力(株)福島第二原子力発電所3号機における「再循環ポンプ損傷事故」について】

昭和64年1月6日、東京電力(株)福島第二原子力発電所3号機において、再循環ポンプの水中軸受けリングやボルト、羽根車等が脱落した事故が発生した。当初、東京電力(株)は「部品回収に全力」としていたが、「安全性が確認できれば未回収でも運転あり得る」と方針を転換した。「住民と事業者との安全性に対する認識のずれ」が問題となり、福島県としては、事業者と地元住民との信頼関係の構築、連絡・通報体制の改善や、事故の再発防止策、事故が起こった際の速やかな情報公開などについて、十分な事業者間での水平展開（事故の教訓を原子力政策や他の事業者全体に拡げていくこと）が重要であると強く訴えた。

#### 【東京電力(株)福島第一原子力発電所共用プール設置と「第二再処理工場」建設について】

福島県は、平成5年4月の東京電力(株)福島第一原子力発電所共用プール設置の事前了解に際し、「福島第一原子力発電所の使用済燃料貯蔵量が一時的に漸増するが、2010年頃予定されている第二再処理工場の操業開始後漸減する」という推移見込みについて、当時の通産省担当課長の確認を得た。しかしながら、その1年後、平成6年の「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（以

下、「原子力長期計画」という。)の策定において、国は、民間第二再処理工場の建設を遅らせるという方針を打ち出した。

(参考) 原子力長期計画における「第二再処理工場」についての記載

・平成6年原子力長期計画

「民間第二再処理工場は、……、2010年頃に再処理能力、利用技術などについて方針を決定することとします。」

・平成12年原子力長期計画 「六ヶ所再処理工場に続く再処理工場は、……、2010年頃から検討が開始されることが適當である。」エネルギー政策の検討に至った経緯についてさらに、平成13年2月8日には、「全ての新規電源の開発計画を抜本的に見直し、原則3～5年凍結する」との方針が、一方的に、事業者から発表され、しかし、その翌9日には、「国策として進めるべき原子力発電については、今後とも計画通り推進」するとの修正がなされました。このように、**国策として一旦決めた方針は、国民や立地地域の住民の意向がどうあれ、国家的な見地から一切変えないとする一方で、自らの都合により、いとも簡単に計画を変更するといった、国や事業者のブルドーザーが突進するような進め方は、本県のような電源地域にとって、地域の存在を左右するほどの大きな影響を与えかねないものです。**こうした動きに左右されず、地域の自立的な発展を図っていくためには、電源立地県の立場で、エネルギー政策全般について検討し、確固たる考えのもとに対処していく必要があると考え、エネルギー政策検討会を設置いたしました

—5頁—

【「三県知事提言」について】 資料編

平成7年12月の高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故と旧動燃による事実隠ぺい事件の重大性から、平成8年1月に新潟県知事、福井県知事と共に三県知事提言を行った。「改めて国の明確な責任において国民の合意形成を図ることが重要である」と、原子力政策を根本から見直すよう訴えた。

「三県知事提言」の概要

1 核燃料リサイクルのあり方など今後の原子力政策の基本的な方向について、改めて国民各界各層の幅広い議論、対話をを行い、その合意形成を図ること。こ

のため、原子力委員会に国民や地域の意見を十分反映させることのできる権威ある体制を整備すること。

2 合意形成に当たっては、検討の段階から十分な情報公開を行うとともに、安全性の問題を含め、国民が様々な意見を交わすことのできる機会を、主務官庁主導のもと各地で積極的に企画、開催すること。

3 必要な場合には、次の改定時期にこだわることなく、原子力長期計画を見直すこと。核燃料リサイクルについて改めて国民合意が図られる場合には、ブルサーマル計画やバックエンド対策等の将来的な全体像を、具体的に明確にし、関係地方自治体に提示すること

—12頁—

## II 「原子力発電所における自主点検作業記録に係る不正問題」について

今回の「原子力発電所における自主点検作業記録に係る不正問題」は、原子力発電所の安全性に対する信頼を根本的に揺るがす極めて重大な問題である。事業者の責任は当然のごとく厳しく問われるべきであるが、国の責任も極めて重大である。

今回の問題は、原子力政策を“ブルドーザーのように”、また、“立地地域の住民を軽視して”進める国の体制・体質の問題である。

・ 「もんじゅ」、「JCO」事故の際にも情報隠しや不正行為が行われたが、今回の問題においても、同じようなことが長年にわたり行われてきている。国の原子力行政にこれまでの教訓が全く生かされていないのではないか。

・ **国は、平成12年7月及び11月に、2件の申告情報を当時の通商産業省が入手していたにもかかわらず、地元自治体に対しては、2年余りにわたって何の連絡・報告もせず突然に公表している。**一方では、その間、原子力政策を推進すべく地元への安全性の広報等を大々的に行っている。立地地域住民の安全・安心を一体どのように考えていたのか。

・ 国は、申告情報を入手し公表するまで2年余りもかかっており、また、経済産業大臣には公表日前日まで報告がなかったこと、申告制度が適切に機能していなかつたこと等、国の組織内部における情報伝達、調査、意思決定に問題はなかつたのか。

・ 国は、申告者から身元を明らかにしてよいとの連絡を、平成 12 年 11 月に、また、GEII 社から不正に関する連絡を平成 14 年 1 月、3 月、5 月に受け、さらに事業者からも 8 月初旬に報告を受けていた。この間、公表する機会が多くあったにもかかわらず、公表せず、また、申告者の個人情報を実質的に事業者に伝えるなど、情報公開や個人情報管理に問題はなかったのか。

・ 原子力行政に対する不安や不信が高まっている状況にありながら、国は「今回の問題で多少の遅れはあっても、プルサーマルの実施を

— 13 頁 —

#### 【原子力発電所における自主点検作業記録の不正問題の概要】 資料編

○ 平成 14 年 8 月 29 日に国の原子力安全・保安院及び東京電力(株)から「**原子力発電所における自主点検作業記録の不正問題**」が公表された。その内容は、東京電力(株)が福島第一原子力発電所、第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所において、1980 年代後半から 90 年代にかけて GEII 社 (General Electric Internationaol Inc.) に発注して東京電力(株)が実施した自主点検作業について、シュラウド、蒸気乾燥機、ジェットポンプなどの機器のひび割れやその微候等の発見、修理作業等についての不正な記載等が行われていたというものでした。公表に至るまでの経過は、次のようなものでした。

平成 12 年 7 月 3 日 通商産業省(当時)が福島第一原子力発電所 1 号機蒸気乾燥機の点検結果に関する申告を受ける。

11 月 13 日 同じ申告者から通商産業省へ第 2 回目の申告(福島第一原子力発電所 1 号機炉内で工具紛失、回収。※後に 3 号機に訂正)。

14 年 3 月 19 日 国及び東京電力(株)に対し、GE 本社が申告案件以外の問題があることを情報提供。

5 月 23 日 国に対し、GE 本社が申告以外の案件の対象機器と件数の概要(20 数件)を情報提供。

8 月 7 日 国に対し、東京電力(株)が申告以外の案件について報告。

8 月 29 日 国及び東京電力(株)が自主点検作業記録等 29 件の不正の疑いについて公表。

(福島県内分) 福島第一原子力発電所 18 件 ノ 第二原子力発電所 7 件

9月13日 原子力安全・保安院が、東京電力(株)が10年ごとに実施している定期安全レビューを“妥当である”とした同院の評価を撤回。

(福島県内分) 福島第一原子力発電所 1, 2, 3, 4, 5号機 ツ 第二原子力発電所 2, 3, 4号機

【「中間とりまとめ」以降の主な経過】

平成14年9月20日 原子力安全・保安院及び東京電力(株)が、原子炉再循環系配管の点検・補修作業に係る不適切な取り扱いの疑いある事案8件を公表。

(福島県内分) 福島第一原子力発電所 5件 ツ 第二原子力発電所 1件

10月1日 原子力安全・保安院が、原子力発電所における自主点検作業記録の不正等の問題について中間報告。

10月3日 原子力安全・保安院が、福島第二原子力発電所1号機の定期安全レビューを“妥当である”とした同院の評価を撤回。

—14頁—

目指す基本線は変わらない、「プルサーマル計画を着実に進める」等プルサーマルを推進しようとしているが、今回の問題の本質を理解していないのではないか。

また、国の検査体制は十分に機能してきたのか、国は原子力発電所の安全確保に真に責任をもって対応できているのかが、現実の問題として噴出している。

・ 国は、今回の問題は事業者が行う自主点検の中でなされたため、真相究明がなかなか進まなかったとしているが、事業者の自主点検結果は国に報告されている定期検査結果報告書に記載されており、不正疑惑が指摘されれば、国は究明可能なはずではないか。

・ 今回の問題は、事業者が定期検査期間を短縮し、稼働率を上げようとしたことが一因であるとも言われている。今後、電力自由化の進展によっては、今回のような問題をさらに引き起こすことにならないか。

- ・ 現在、国において、事後保全、維持基準などの新たな考え方に基づく検査制度の導入が検討されているが、それらは今回のような問題の再発防止に本当に効果があるのか、原子力発電所の安全性・信頼性向上に結びつくのか疑問が残る。今回の問題を十分に踏まえ、時間をかけて慎重に検討していくべきではないか。
- ・ 平成 14 年 3 月以降、国は事業者の自主点検作業記録の不正について具体的な疑いを持ちながら、一方では、同年 7 月に出された定期安全レビューの評価で、福島第二原子力発電所の 3、4 号機の安全性、信頼性が高い水準にあることを一旦は認めていた。しかし、今回の不正が公表され大きな問題となつたため、その妥当性の評価について十分な説明も無いまま、撤回するという異例の事態に追い込まれることになった。**原子力発電所の安全性、信頼性を国自身が裏付ける定期安全レビューがこのような状況では、国の安全に関する審査、評価体制そのものが適切に機能しているとは到底言えないのではないか。** 14

#### 資料編

平成 14 年 10 月 25 日 原子力安全・保安院及び東京電力(株)が、原子力発電所における 格納容器漏えい率検査の不正問題を公表。

・福島第一原子力発電所 1 号機において、平成 3 年及び 4 年に実施された定期期間中に行われた原子炉格納容器の漏えい率検査が適正に行われなかつたといふもの。(平成 14 年 11 月 5 日現在 原子力安全・保安院及び東京電力(株)において調査継続中。)

10 月 28 日 東京電力(株)点検記録等不正の調査過程に関する評価委員会(委員長：佐藤一男元原子力安全委員長)が中間報告。

10 月 29 日 原子力安全委員会が経済産業大臣に「原子力安全の信頼の回復に 関する勧告」。

10 月 31 日 原子力安全規制法制検討小委員会(委員長：近藤駿介東京大学大学院教授)が中間報告。

11 月 15 日 各原子力施設設置者が自主検査作業総点検に関する中間報告を国 に提出。東京電力は情報提供することが望ましかつた事案として 5 件を報告。

(福島県内分) 福島第一原子力発電所 3件 ノ 第二原子力発電所 1件

11月29日 原子力安全・保安院は、東京電力に対し原子炉等規則法に基づき 福島第一原子力発電所1号機の1年間の原子炉運転停止処分。

—16頁—

本県は、平成8年の「三県知事提言」以降、新しい体質のもとで、原子力政策を推進すべきである旨の提言を何度となく行ってきたが、国の原子力行政の体質・体制は当時とほとんど変わっていない、むしろ部分的には 後退しているとすら言えるのではないか。原子力発電は、巨大な科学技術でその内容が非常に難解であり、地域住民、一般国民が、安全に安心して原子力発電と共に存していくためには、国と事業者が、適切な緊張関係の中において、それぞれが権限を行使し、責任を果たすとともに、必要かつ十分な情報を速やかに、わかりやすく国民に公開していくことが当然のこととして求められている。とりわけ原子力行政においては、このような基本的なことが機能して、初めて具体的な政策が展開できるのであり、これが機能しないということは、地域住民、一般国民は一体何を頼りにどう判断すればよいのか。今回の問題について、感情論を避け、科学的合理性に立ち、冷静に対応すべきとの意見が出されているが、原子力発電は、地域との搖るぎない信頼関係があつて初めて共存できるということを、国、事業者は肝に銘じるべきである。技術論を偏重し、世論や地域の感情を軽視する体質こそが、今回の問題の背景にあるのではないか。まさに、今回の問題により、国の原子力政策、安全確保にかかる基本的な体質・体制そのものが厳しく問われている。

- 科学技術は核エネルギーをはじめ、生命科学、ITなど、かつてないほど生活に大きな影響を与えるようになっており、住民は否応なしに科学技術の成果にさらされている。
- 平成13年9月の同時多発テロは、人々に科学技術が悪意をもって利用されたときの恐怖をさまざまと見せつけた。
- また、科学技術の発展により巨大都市が誕生したが、一方で、公害やヒートアイランド現象などその負の影響が大きく顕在化している。
- 科学技術を真に人間社会を豊かにするものとするためには、科学技術を人間や社会に関連づけて考える視点を持つとともに、住民においても、自治体においても中央依存から脱却し、自ら情報を得る努力と自ら判断し、行動することが求められている。
- この基盤となるのは徹底した情報公開と意思決定過程の透明性の確保である。
- 県としては、このような基本的認識のもと、本来国策であるエネルギー政策全般、とりわけ原子力政策について電源立地地域の立場から検討を進めてきた。その過程で、様々な疑問点が浮かび上がってきたが、今回明らかになった自主点検作業記録に係る不正問題は、その疑問点が、正に現実のものとなって顕在化したものであると考える。
- こうした状況を踏まえると、原子力発電の健全な維持・発展を図るために、国は、今回の問題を契機に、かたくなに既定の方針に固執するような進め方を止めて、原点に立ち返り、るべき原子力政策について、真剣に検討すべき時であると考える。
- **そして、平成8年の「三県知事提言」以降、再三にわたり指摘してきたように原子力発電所立地地域の住民の立場を十分配慮しながら、徹底した情報公開、政策決定への国民参加など、まさに新しい体質・体制のもとで今後の原子力行政を進めていくべきではないか。**
- とりわけ、核燃料サイクルについては、一旦、立ち止まり、全量再処理と直接処分等他のオプションとの比較を行うなど適切な情報公開を進めながら、今後のあり方を国民に問うべきではないか。

○ 最後に、国は、我々の意見に謙虚に耳を傾け、自らの責任と権限のもと、我々の示した疑問点等について国民に説明責任を果たしながら、これまでの流れにとらわれない、新しい原子力政策の具体像を国民の前に明らかにし、国民の理解・信頼さらには安全・安心に裏打ちされた原子力行政を進めるよう期待する。

#### 第4章 原告は再度主張する

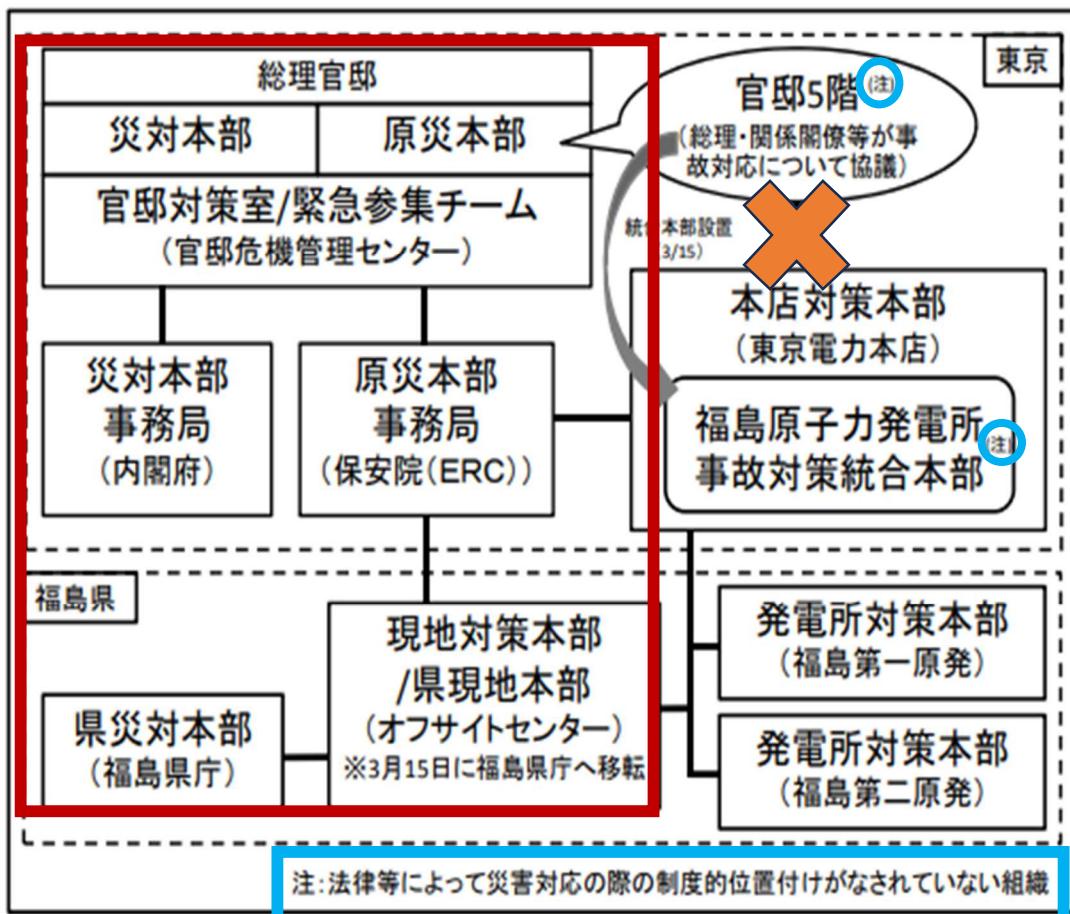
##### 第1 被告東京電力の事故報告書から本件事故のウソが分かる

原告がこの証拠を知ったのは、双葉町長を辞してからである。原告が双葉町災害対策本部長として、このような偽装を打診されたこともなく、又、原災法に違反するこのような行為を認諾することは現在でもない。これを認めたら双葉町民に対する背任となり、町民から損害賠償請求が起こることは確実だから、認諾することはない。しかし、何故このような暴挙を政府が行ったのかの説明と、了解を得ることが基本ではないのか。

## 第2 政府事故調・中間報告

下記資料は政府事故調・中間報告の55頁に記載されているウソの姿。

図III-1 福島第一・第二原発における事故対応等に関する組織概略図（3月15日以前）



「注：法律等によって災害対応の際の制度的位置付けがなされていない組織」と注釈されている。これは由々しい事態である。これが本件事故の最大の問題と原告は捉えている、菅直人政府原子力災害対策本部は違法の下に、本件事故対応を行ったのだから不法行為の罰を受ける立場なので、原告は、本件事故後の違法に従うこととはできない。

したがって、違法の下で作られたものは全て違法と断定して、中間指針も違法の下で作られたので、原告はやむなく裁判を選んだことを被告東電は理解しなければならない。

■ 框内は原災法に定められた体制。本件は違法で枠外ですべてを対応している。

第3 被告東電の借金申し入れ  
《資料のまま》

平成23年5月10日

原子力経済被害担当大臣  
海江田万里殿

原子力損害賠償に係る国の支援のお願い

東京電力株式会社  
代表取締役社長 清水正孝

このたびは、当社福島第一原子力発電所の事故により、発電所周辺地域の皆さま、広く社会の皆さまに、大変なご心配とご迷惑をおかけし、心より深くお詫び申し上げます。

当社は、現在、原子力損害の原因者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの補償を早期に実現するとの観点から、原子力損害賠償法に基づく補償を実施することとし、そのための準備を進めてきております。

一方で、当社は、現在、原子力事故の収束と安定に全力を尽くしているなかで、同時に、2,860万戸のお客さまに電力を安定供給するという使命と責任を担っております。現在、計画停電を回避するため被災した設備の復旧や新規電源の確保などに取り組んでおりますが、火力発電への依存度が高まるなか、高騰する化石燃料の手当等に今年度追加でおよそ1兆円近くかかるなど、相当な資金が必要となっております。

また、資金調達面については、社債発行はもちろんのこと、金融機関からの借り入れなど資金調達は極めて厳しい状況にあります。こうした状況がこのまま続きますと、今年度は社債・借入金合わせて約7,500億円の償還・返済が予定されていることなどから、当社は資金面で早晚立ち行かなくなり、被害を受けられた皆さまへの公正かつ迅速な補償に影響を与えるおそれがあるばかりでなく、電気の安定供給に支障をきたすおそれもあります。

政府におかれましては、こうした状況をご勘案のうえ、原賠法第16条に基づく国の援助の枠組みを策定していただきたく、何とぞよ

平成23年5月10日

原子力経済被害担当大臣  
海江田万里殿

原子力損害賠償に係る国の支援のお願い

東京電力株式会社  
代表取締役社長 清水正孝

このたびは、当社福島第一原子力発電所の事故により、発電所周辺地域の皆さま、広く社会の皆さまに、大変なご心配とご迷惑をおかけし、心より深くお詫び申し上げます。

当社は、現在、原子力損害の原因者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの補償を早期に実現するとの観点から、原子力損害賠償法に基づく補償を実施することとし、そのための準備を進めてきております。

一方で、当社は、現在、原子力事故の収束と安定に全力を尽くしているなかで、同時に、2,860万戸のお客さまに電力を安定供給するという使命と責任を担っております。現在、計画停電を回避するため被災した設備の復旧や新規電源の確保などに取り組んでおりますが、火力発電への依存度が高まるなか、高騰する化石燃料の手当等に今年度追加でおよそ1兆円近くかかるなど、相当な資金が必要となっております。

また、資金調達面については、社債発行はもちろんのこと、金融機関からの借り入れなど資金調達は極めて厳しい状況にあります。こうした状況がこのまま続きますと、今年度は社債・借入金合わせて約7,500億円の償還・返済が予定されていることなどから、当社は資金面で早晚立ち行かなくなり、被害を受けられた皆さまへの公正かつ迅速な補償に影響を与えるおそれがあるばかりでなく、電気の安定供給に支障をきたすおそれもあります。

政府におかれましては、こうした状況をご勘案のうえ、原賠法第16条に基づく国の援助の枠組みを策定していただきたく、何とぞよ

ろしくお願い申し上げます。

当社といたしましては、国のご支援をいただくからには、当社自身による最大限の経営スリム化は当然の前提であると認識しており、抜本的な経営合理化による費用削減と資金確保に取り組んでまいります。すでに、役員報酬や職員給与の引き下げ、来年度の新卒採用の中止などを決定しておりますが、今後、さらなる措置として、代表取締役の報酬を当分の間返上するとともに、保有する有価証券、不動産の売却、事業の整理などにより、できる限りの資金を捻出し、被害を受けられた皆さまの補償などに充当してまいる所存であります。

また、これらを実施するにあたっては、福島第一原子力発電所における作業員の安全と作業環境、さらには地域の雇用にも十分配慮してまいります。

最後に繰り返しになりますが、当社といたしましては最大限の経営合理化に取り組んでまいりますので、被害者の皆さまへの公正かつ迅速な補償を確実に実施するため、国によるご支援を何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上

平成 23 年 5 月 10 日

東京電力株式会社  
代表取締役社長 清水 正孝 殿

### 確認事項

原子力経済被害担当大臣  
海江田万里

平成 23 年 5 月 10 日付で、貴社から受けた要請については、貴社において次の措置がとられることを確認したい。

- ① 賠償総額に事前の上限を設けることなく、迅速かつ適切な賠償を確実に実施すること。
- ② 東京電力福島原子力発電所の状態の安定化に全力を尽くすとともに、従事する者の安全・生活環境を改善し、経済面にも十分配慮すること。
- ③ 電力の安定供給、設備等の安全性を確保するために必要な経費を確保すること。
- ④ 上記を除いて、最大限の経営合理化と経費削減を行うこと。
- ⑤ 厳正な資産評価、徹底した経費の見直し等を行うため、政府が設ける第三者委員会の経営財務の実態の調査に応じること。
- ⑥ 全てのステークホルダーに協力を求め、とりわけ、金融機関から得られる協力の状況について政府に報告を行うこと。

平成23年5月11日

原子力経済被害担当大臣

海江田万里 殿

平成23年5月10日付で頂戴いたしました「確認事項」につきましては、了承させていただきます。

東京電力株式会社  
代表取締役社長 清水正孝

#### 第4 双葉町民へ伝える原告の誓約書

先ず、皆さんが知っておかなければいけないことは。  
災害対策基本法、  
原子力災害対策特別措置法並びに  
原子炉等規制法です。(各平成22年度版において)

災害対策基本法第一条には、「**責任の所在を明確にする**」  
ことが記されています。また、第三条には、「**国土、国民の  
生命、身体及び財産を守る**」こと。

原子力災害対策特別措置法第一条にも、「**国民の生命、身  
体及び財産を守ること**」と定められています。

原子炉等規制法には、原子力施設等周辺監視区域外の  
放射線量を「**1ミリシーベルト以下にしなさい**」と、事業者に  
守るよう、告示で示されています。

国民の皆さんは、災害、原子力災害から、上記のように守  
られていなければなりません。

83

#### 伝家の宝刀

双葉町民はこれで守られている！

「東京電力株式会社福島第一原子力発電所  
周辺地域の安全確保に関する協定書」

通称「安全確保協定」  
を飾り物にしていたから  
発電所の破壊に至った

（ふじい）

84

約束と社会規範を

裏切った原子力関係諸法は

作文で、現場は滅法・無法の

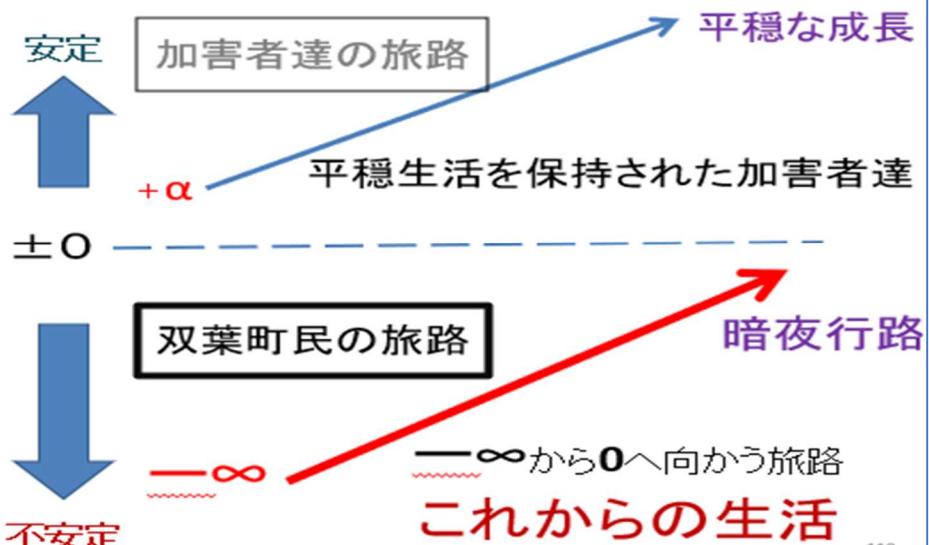
犠牲にされているのが許せないと

## 合同対策協議会で決めるここと

- ① 屋内退避・避難の決定及び解除
- ② ヨウ素剤服用の指示の決定
- ③ 飲食物摂取制限の決定及び解除
- ④ 事故収束のためにとるべき措置
- ⑤ 緊急事態宣言解除宣言を出すべきとの具申
- ⑥ その他現地対策本部長が必要と認めた事項

となっていたが、このシナリオの事務局の原子力保安検査官の職場放棄のために実現していない。

### 平穏生活権の対比



118

私はご正道に従い、人の道はまっすぐ歩く。  
私は事故発生以来、汚れた事故対応に同  
**意・合意**していない。

私は、双葉町民の生命・身体及び財産を被  
告東電、被告国に**引き渡さなかつた。**  
東電の不始末を許したことではない。

発電所周辺監視区域「**外**」の放射線量の限  
界1ミリシーベルト以上を認めたことはない。

132

上記について、原告の心情と順法精神を示したもの。これを他人に干渉される  
ものではない。

## 第5章 被告東京電力準備書面（15）の誤り

### 第1 原子力損害賠償の概略

#### 1 原因

2011年3月11日に東京電力株式会社福島第一原子力発電所で、運転  
を止めることも、冷やすことも、とじこめることもできない事故を発生させ、  
原告（双葉町災害対策本部長）に通告なしで、大量に希ガス、放射性物質等を  
放出し、広範囲に被ばく被害を発生させた。この影響は、福島県に限らず周辺  
の各県にも及び、多くの住民、事業者等に損害をもたらした。しかし、事故時  
に備えていた防災訓練の実績を政府災害対策本部は葬り、福島県が実施する  
ことになっていた緊急時環境放射線モニタリングの実測値が公表されず、現地  
の被ばく実測に見合う影響範囲ではなく、総理官邸政治家たちが机上で、炉規  
法に抵触する20ミリシーベルト以下というウソの影響範囲を決めたために、  
被害区域は恣意的に狭められ、発電所から半径20km以内にされてしまっ  
たことは、永久に禍根と被害・損害を残すことにしてしまった。

## 2 避難者の状況

本件事故直後から、事故の規模はレベル7かける4基という世界最大で、非常に広範囲になったが、直後から事故隠しが始まって2011年4月22日に警戒区域、計画的避難区域、警戒区域の3つが設けられた。しかし、この区域設定では、事故前から国民の既得権である一般公衆限度の1ミリシーベルト以下という基準が隠ぺいされ、被告らの責任回避策の20ミリシーベルト以下という数値を区域設定で使用した。ここで断っておかなければならぬことは、本件事故前のあらゆる文献等には1ミリシーベルト以下ということは記載されていたが、20ミリシーベルト以下という数値は存在していなかった。

このため、非知・無知な国民は賠償問題で、政府がいう20ミリシーベルト以下という数値を信じてしまい、虚偽で作られた中間指針へと誘導されました。20ミリシーベルト以下という数値を国民に強制するのは違法なので、20ミリシーベルト以下というウソの避難の妨害事案と、従来の1ミリシーベルト以下と比べて、現在は20分の19の被害・損害が未払いとなっているのが、本件事故の特徴で、事件でもある。

したがって、20ミリシーベルト以下というウソの下で、避難が済んでいない国民、避難しなければならないことを知らない国民、また、20ミリシーベルト以下というウソで避難をさせられても、騙されたことには違いがないので、被ばく被害者としての求償権は存在する。

## 原子力災害対策特別措置法の解釈

### 原子力災害対策特別措置法の定義

原子力災害 原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

原子力緊急事態 原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

## 第2 賠償内容・基準

### 1 原子力損害賠償紛争審査会

【賠償の対象となる原子力損害については、多数の避難者が発生し、巨額の原子力損害賠償が発生すると想定される場合、原子力損害の賠償に関する法律（以降、「原賠法」という。）2条2項において「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性作用により生じた損害」と規定されている。しかし、その具体的な判断基準は示されておらず、賠償において当事者間で紛争が発生することが想定される。このため、原賠法18条により「原子力損害賠償紛争審査会」（以降、「紛争審査会」という。）の設置が規定されている。紛争審査会は和解の仲介や原子力損害の範囲の判定等に関する指針の策定を行い、紛争の解決を目指す機関である。】

福島事故では、2011年4月11日に紛争審査会が設置されて、原子力損害に関する指針を策定した。

---

#### 原子力損害の賠償に関する法律18条

文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会を置くことができる。

#### 2 審査会は次に掲げる事務を処理する

- 一 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと。
  - 二 原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること。
- 

#### 2 中間指針の策定と考え方

事故後の被害者の置かれた環境が悪化していた関係で、原子力損害に該当するのが高いことから順次指針を示した。2011年4月28日に第一次指針、

5月に第二次指針、6月に第二次追補を策定した。同年8月5日に「中間指針」が策定された。ただし、この中間指針が賠償の全てではないことが明記されて、その後第四次追補まで策定された。

中間指針は、当面のものとして公表されたが、損害賠償として類型化が可能な損害項目を示した。中間指針で対象とされなかったものまで、賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係があるものは認められるとした。

中間指針は、損害の範囲について、一般の不法行為による損害賠償請求事案における損害の範囲と特別に異なって理解する必要はなく、本件事故と相当因果関係が有る損害を原子力損害と認めるとしている。

本件事故の内容、深刻さ、規模、範囲、期間等において、JCO 臨界事故とは大きく異なることから特有の事情を考慮するとしている。

### 3 公平性

中間指針を原告が認諾するのには、基準を策定するにあたって、中立と公正が厳格でなければならない。この考えでいえば、政府は本件事故の当事者なので、指針策定に関与した場合偏っていることになり、その指針は使えないことは明白である。

公平性を第一条件と捉えている原告の考えは。第3章 被告東京電力準備書面(15)の誤り 第1 原子力損害賠償の概略 1 原因 2 避難者の状況の項で述べているとおり、本件事故の場合、事故の原因者(債務者:被告国、被告東電をいう。)が被害者(債権者:原告及び国民をいう。)と対等に対峙して合意したものではなく、断りもなく債務者側が策定したものに、被災者を飢えた状態まで追い込んで、無理やり同意をさせたことは、欺罔に近くとても公平とは言えない。

公平性についていえば、事故当時者と反当事者が対等に対峙して、被害・損害を紛争することなく認め合うということは公平性に近い。しかし、それは理想に近いので、現実にはあまり例を見ないが、交通事故の場合には、加害者、被害者の損害保険会社が警察官の現場検証による過失割合に準じて争うことなく決めている例が多い。

本件事故の場合、初めての経験なので戸惑うことが多く、又、本件事故の加虐性・悪質性及び違法性の判断に寄与する法律・マニュアル等の知識を持つ被災者（国民）は皆無に等しく、被告国、被告東電の言うままになっていて、公平性を問うことなく中間指針に応じてしまっている。

#### 4 中間指針の効力

中間指針の効力は、本件事故の出発点における基本的な間違いなので、効力はないと判断している。本件事故の出発点における基本的な間違いについては、これまでの準備書面及び陳述書等で十分示してきたので、ご理解されていると判断している。ここでも、再掲するが、原告が双葉町災害対策本部長として、本件事故の対応に排除されたので、事故発生以来何も情報の共有はおろか、何も合意、同意をしていないので、ここに至って中間指針だけに合意することはできないので、原告に対して中間指針について、被告東電が迫ることはできないのである。

#### 5 損害の内容について

現時点の損害の内容はすでに示しているとおりで、被告東電からあれこれと進言される筋合いではないと断言しておく。

被告東電に断つていかなければならぬことは、無過失・無期限ということと、晚発性障害の呪縛について現在進行形であるので、裁判後も被害が続くということを主張しておくことにする。

### 第3 ICRP、UNSCEAR の被ばく評価の偽り

本件事故の偽装で多くの国民は、不当な被ばくをさせられている。そもそも国民が有する既得権の1ミリシーベルト以下という権利を、原子力産業の利権にまつわる者たちによって、でたらめな推計という数値に騙されている。ICRPとUNSCEARは我が国の法に定められた組織ではなく、資金提供者の強い影響下にあるために、その判断に責任と強制力を持たない任意組織なので、原告には何も影響を与えることはない。

## 1 ICRP の誤用



## 2 UNSCEAR は机上のウソの作文に過ぎない

以下に、示す参考資料の数値は、実測値と現場の特定がないもので、第三者によるバックチェックをすることができない机上の「作文」と判断せざるを得ないものである。

## 参考資料 1－2

(改変のち再掲) 第6回東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議 参考資料3

アンスケア

### 原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)による、 2011年東日本大震災と津波に伴う原発事故による 放射線のレベルと影響評価報告書(概要)

平成26年4月

外務省、環境省、厚労省、規制庁

UNSCEARは、2011年から東日本大震災と津波に伴う原発事故による放射線のレベルと影響評価(以下、福島第一原発事故の放射線影響評価)を行っており、①原発事故関連の各種データ、②放射性物質の放出と拡散状況、③公衆と作業者の被ばく線量と健康影響、④ヒト以外の動植物の被ばく線量とリスク評価、の各事項につき科学的な評価を進め、2014年4月2日に報告書を公表した。なお、報告書の本文和訳は、USCEARホームページ(下記URL)で公開中。

[http://www.unscear.org/unscear/en/publications/2013\\_1\\_JP.html](http://www.unscear.org/unscear/en/publications/2013_1_JP.html)

#### ＜報告書の主なポイント＞

- 福島第一原発から大気中へ放出された放射性物質の総量は、 Chernobyl 原発事故の約 10 分の 1 (ヨウ素 131) 及び約 5 分の 1 (セシウム 137) 。
- 避難により、被ばく線量を 10 分の 1 に低減することができた。ただし、避難により、避難関連死の増加と、精神的、社会福祉的なマイナスの影響も生じている。
- 作業員の内部被ばく線量評価については、不確実さを低減するため、事故初期の被ばく量を明らかにするための、さらなる調査が必要。
- 福島県の住民の甲状腺被ばく線量は、 Chernobyl 事故後の住民の被ばく線量と比べかなり低く、 Chernobyl 事故後のように実際に甲状腺がんが大幅に増加する事態が起きる可能性は無視することはできる。福島県民健康調査における子どもの甲状腺検査について、このような集中的な検診がなければ通常は検出されなかつたであろう甲状腺異常(多数のがん症例を含む)が比較的多数見つかると予想される。
- 不妊や胎児への障害などの確定的影響は認められず、白血病、乳がん、固形がんについて増加が観察されるとは予想されない。遺伝性の影響の増加が観察されるとは予想されない。

ここで騙されてはいけないのは、端数のない整数を語っている推計ということは、作文なので挙証ができないものであると、強調しておかなければならぬ。

「●福島第一原発から大気中へ放出された放射性物質の総量は、 Chernobyl 原発事故の約 **10 分の 1** (ヨウ素 131) 及び **約 5 分の 1** (セシウム 137)。」について、問題を提起すると、「放出された放射性物質の総量」という言葉だけでは、算数の計算ができない。もう少し丁寧に、計測時間、期間、どこで、誰が、どの計測器を使ったのか、時期、気候等を一覧表にまとめ、現場を確認できる写真、計測者名の記載がなければ、ここに書かれていることの真偽を確かめることができないので、 **10 分の 1** とか **5 分の 1** とか整数で示すことも、原告が経験してきた計測の実歴から、正確性がない。

「●避難により、『被ばく線量を **10 分の 1** に低減できた。ただし、避難により、避難関連死の増加と、精神的、社会福祉的なマイナスの影響も生じている。』について、作文の典型的な書き方だ。**10 分の 1** は、低減前の実数と、どこから、どこまで避難したかの場所の明記と、避難先の被ばく線量を示して、その結果、**10 分の 1** になったというプロセスが分かる数値を示さない限り信用することはできないから、UNSCEAR は作文を示していると判断している。また、『避難により、避難関連死の増加と、精神的、社会福祉的なマイナスの影響も生じている。』について、本件事故がなければいずれも発生しない。代表的なのは、『双葉病院置き去り患者死亡事件』が、『あれなければ、これなし』の見本を示している。

「●作業員の内部被ばく線量評価については、不確実さを低減するため、事故初期の被ばく量を明らかにするための、さらなる調査が必要。」について、当然である。労働安全衛生法・規則及び原子炉等規制法に照らしても、作業者の被ばく管理は厳格でなければならない。被告東電は放射線管理を行っていた関係から、プロとして公務員ら以上の厳格な管理を行うことが要求される。

因みに、被告東電は本件事故前には、入所教育用教材として A 及び B/C 教材で、新しい入所者に対して放射線教育を行っていたので、万全を期すことは常識である。

又、被告東電は毎年、原告（双葉町災害対策本部長）及び福島県等に防災資機材報告があり、この中に、線量計の数量も記載されていたので、万全の備えだったようだ。このため、かりそめにも、線量計がなかったということができない。

しかし、事故発生直後には、線量計が足らなく、社員、作業員の中には、初期被ばく線量を記録されなかつたという話を聞いている。これは、放射線障害防止規則と人権にかかわる事案なので、振り返って調査し、正確な被ばく線量を該当者に提示しなければならない義務がある。

「●①福島県の住民の甲状腺被ばく量は、チェルノブイリ事故後の住民の被ばく線量と比べかなり低く、チェルノブイリ事故後のように実際に甲状腺がんが大幅に増加する事態が起きる可能性は無視することができる。②福島県民健康調査における子どもの甲状腺検査について、③このような集中的な検診がなければ通常は検出されなかつたであろう甲状腺異常（多数のがん症例を含む）が比較的多数見つかると予想される。」について、

- ①福島県の住民の被ばく量が隠ぺいされ、避難の必要性が偽装されているのに、チェルノブイリ事故後と比較するのは、算数を知らない者がいうことである。比べるには、環境、気候、計測器の性能・規格・基準が共通すること、又、その数値の解析方法が共通すること、そして、数量、形状、寸法・重量も共通しないと比べることは許されない。したがって、ここでは、『実際に甲状腺がんが大幅に増加する事態が起きる可能性を無視することはできないのである。』
- ②「福島県民健康調査」そのものがインチキであるので、原告は県民の被ばく被害を隠ぺいするための組織であると睨んでいる。インチキと断定するのは、福島県が本件事故前に作っていた「**福島県緊急被ばく医療活動マニュアル**」がありながら、これを引用せず、避難が必要な県民を高線量地区に留め置いた。福島県緊急被ばく医療活動マニュアルは被ばく回避と被ばく被害者への対応が詳述されており、このマニュアルのとおり、被ばく被害を防止すれば、福島県民健康調査などという、インチキな会議を設けることはなかったのである。

## 1 緊急被ばく医療の方針

- (1) 原子力発電所から放射性物質が大量に放出されたり、原子力発電所内において作業者が放射性物質による汚染あるいは放射線被ばく(以下「放射線被ばく等」という。)を受ける事故が起きた場合には、放射線被ばく等を受けた者(以下「被ばく者等」という。)のほか、緊急時の混乱により生じる一般傷病者に対する医療が必要になる。
  - (2) このような事態においては、全く医療を必要としない場合でも、多くの者が放射線障害に対して漠然とした不安や危惧を持ち、各医療施設に検査等を求めてくることが予想される。こうした事態に迅速、的確に対応するため、あらかじめ緊急被ばく医療体制を整備しておくとともに、正確な事故の状況と汚染検査等の結果について積極的な情報提供・広報を行い、住民の不安等の解消に努めることが必要である。
  - (3) 緊急被ばく医療は、「いつでも、どこでも、誰でも最善の医療を受けられる。」という命の視点に立ち、一般の救急医療、災害医療との整合性を図るものとする。よって、①被ばく医療の対象として、原子力発電所の従事者と周辺住民等とを区別せずに同じように対応する②原子力発電所における原子力緊急事態の発生時のみならず、原子力緊急事態に至らない場合等で被ばく者等が発生する場合にも同じように対応する、このような緊急被ばく医療体制を構築することが必要である。
  - (4) 原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)に基づく原子力緊急事態宣言後においては、福島県原子力災害対策センター(以下「オフサイトセンター」という。)に組織される原子力災害合同対策協議会の医療班との連携を図るとともに、独立行政法人放射線医学総合研究所を中心とした緊急被ばく医療派遣チームの指導、助言を得るものとする。
- 
- (3) 「このような集中的な検診・・・予想される。」について上記は、福島県緊急被ばく医療活動マニュアル（5頁記載）では、解釈することができないウソである。原告準備書面39の41頁に示したように、初期被ばくの検査については、「汚染の有無にかかわらず・・」をすることになっていた。したがって、UNSCEARはウソをついている。

原子力災害等において、被ばく患者が発生した場合には、この被ばく患者を受け入れることとされる医療機関へ迅速に搬送し、適切に被ばく医療を行うことが必要である。

防災基本計画においては、**国及び地方公共団体は**、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、緊急被ばく医療体制を整備・維持するものとされている。

これら緊急被ばく医療体制は、汚染の有無にかかわらず初期診療や救急診療を担う「初期被ばく医療機関」、専門的な診療を担う「二次被ばく医療機関」、原子力立地道府県等では対応することが困難な高度専門的な診療を担う「三次被ばく医療機関」等からなっている。

「●不妊や胎児への障害などの確定的影響は認められず、白血病、乳がん、固形がんについて増加が観察されるとは予想されない。遺伝性の影響の増加が観察されるとは予想されない。」については上記と同じで、予想されないではなく、事実に蓋をしたので予想しないことに偽装するので、UNSCEAR の名前を使っているに過ぎないのである。

3 再度原告は以下について要求する

## 要 求 書

平成24年6月29日

東京電力株式会社  
取締役会長 下河邊和彦 様  
代表執行役社長 廣瀬直己 様

双葉町長 井戸川克隆

重役ご就任おめでとうございます、福島第一原子力発電所の事故処理という前例の無い大役を引き受けられ、新たな経営陣で御社の危機を乗り越えられることをご期待申し上げます。

私たち町民は事故がないことで原子力発電所を誘致いたしました、しかし、この期待とは反対になってしまいました。山紫水明な双葉町が人の住めない町になりました。どのようなことになっても双葉町は事故以前の環境・町機能・産業を回復させ、明るく希望があり、子供たちがしっかり学び、高齢者が安心して住み、町民は健康でそれぞれの家系の継承が出来るようにしなければなりません。

このため、以下について町民が抱えている問題を提起しますので、いかなる理由を言うことなく実行して頂くことを要求します。

記

1. 事故由来の不利益を完全賠償すること。
2. 第一原子力発電所で事故対応した町民を終生補償すること。
3. 第一原子力発電所で現在働いている町民に追加被曝をさせないこと。
4. 惨めな避難生活から新たな住居を設けて早期脱却すること。
5. 3月11日以前の町機能に早期回復すること。
6. 町民の生活環境および収入の回復をすること。
7. 放射能被曝から町民を隔離すること。
8. 被曝した町民の除染を早期に実施すること。
9. 事故処理工程は町と事前協議すること。
10. 町内から不要な廃棄物は持ち出すこと。
11. 1～4号機の廃棄物は双葉町に持ち込まないこと。

## 要 求 書

平成24年7月12日

東京電力株式会社

取締役会長 下河邊和彦 様  
代表執行役社長 廣瀬直己 様

双葉町長 井戸川克隆

第一原発事故の終息に銳意取り組まれておりますことに声援を送ります。

私たち、町民は1日でも早く事故が片付いて、事故以前の山紫水明で穏やかな生活が出来るよう町機能が回復されることを願っております。新たな経営陣で貴社の危機を乗り越えられることをご期待申し上げます。

さて、この事故は人災とする、国会事故調の報告を受けて、私たち町民は更なる怒りを覚えました。私たちは事故がないことで原子力発電所を誘致いたしました、しかし、この期待は完全に裏切られました。

双葉町はこのたびの事故は全く容認していません、全ての責任を東京電力に求めます。

昨日、環境省の南川事務次官他2名が当町埼玉支所にこられ、放射性物質の置き場を双葉町に造れという、とても理解できない話をされました。事故が無ければ今受けている屈辱的な差別、不利益なことを言わることはできません。昨日は大変な精神的苦痛を受けました。

貴社においては私たちが事故で受けている、このように「受ける理由が無い不利益」についてどのように考えているのですか、立地協定に無いものは協議に入る理由がありません。

以下について、貴社の社長の説明を求めます。

### 記

1. 事故由来の不利益をどうして我々町民が受けるのですか。
2. 全国で避難生活をしている町民に見舞いをしましたか。
3. 事故は起さないと言ってきたことの責任はどうするのですか。
4. 惨めな避難生活を早く解消してください。
5. 3月11日以前の町機能を早期に回復してください。
6. 立地協定を守ってください、中間貯蔵施設は協定に入っています。
7. 新たな迷惑施設は双葉町では引き受けません、持ち込みもダメです。
8. 放射能の被爆は発症の如何に関係なく受けられません。

## 第6章 原告の損害賠償請求に終わりはない

### 1 実害の証明

#### (1) 実録放射性物質濃度

平成23年3月25日

#### 放射線班 全体会議資料

##### ○ トピックス

###### 1. 環境試料中の放射性物質濃度について

- 県内の「上水」(水道水)について、11箇所の放射性物質を分析したところ、2箇所において指標値を超える値(飯館村; ヨウ素 344Bq/kg : 指標値 300Bq/kg)を検出。また、4箇所において乳児用の指標値を超える値(飯館村3箇所、いわき市; 指標値 100Bq/kg)を検出。
- 県内の「土壤」について、20箇所の放射性物質を分析したところ、全箇所において、セシウム(飯館村; 最高値: 115,700Bq/kg : 通常は未検出)及びヨウ素(飯館村; 最高値: 256,000Bq/kg : 通常は未検出)を検出。
- 県内の「雑草」について、11箇所の放射性物質を分析したところ、全箇所において、セシウム(飯館村; 最高値: 3,170,000Bq/kg : 通常は未検出)及びヨウ素(最高値: 1,100,000Bq/kg : 通常は未検出)を検出。
- 県内の「陸水」(池水及び雨水)について、2箇所の放射性物質を分析したところ、全箇所において、セシウム(川俣町; 最高値: 345Bq/kg : 通常は未検出)及びヨウ素(小野町; 最高値: 7,440Bq/kg : 通常は未検出)を検出。

###### 2. 25日のモニタリング実施計画(別紙)

- 空間放射線量率の測定をモニタリングカー7台で実施。(SPEEDI拡散予測を踏まえ、伊達市及びいわき市にも展開。)
- 大気中の放射能濃度を測定するため、ダストサンプラーを用いて空気を吸引し採取。(14箇所)
- 環境試料中の放射性物質濃度について、30km以遠周辺の飲料水(上水)12件、葉菜11件、陸土12件等を採取し、継続的に監視。
- 水道(77箇所)、葉菜(35箇所)の分析結果を受け、サンプル数を拡大した、より広域的な環境試料分析を行うことで、現在地元自治体と調整中。(明日から採取開始予定)  
着手は明日からでやむなし。

以上

«前頁の拡大版»

### 1. 環境試料中の放射性物質濃度について

- ・ 県内の「上水（水道水）」について、11箇所の放射性物質を分析したところ、2箇所において指標値を超える値（飯館村；ヨウ素  $344\text{Bq}/\text{kg}$  指標値  $300\text{Bq}/\text{kg}$ ）を検出。また、4箇所において乳児用の指標値を超える値（飯館村3箇所、いわき市；指標値  $100\text{Bq}/\text{kg}$ ）を検出。
- ・ 県内の「土壤」について、20箇所の放射性物質を分析したところ、全箇所において、セシウム（飯館村；最高値： $115,700\text{Bq}/\text{kg}$ ：通常は未検出）及びヨウ素（飯館村；最高値： $256,000\text{Bq}/\text{kg}$ ：通常は未検出）を検出。
- ・ 県内の「雑草」について、11箇所の放射性物質を分析したところ、全箇所において、セシウム（飯館村；最高値： $3,170,000\text{Bq}/\text{kg}$ ：通常は未検出）及びヨウ素（最高値： $1,100,000\text{Bq}/\text{kg}$ ：通常は未検出）を検出。――
- ・ 県内の「陸水（池水及び雨水）」について、2箇所の放射性物質を分析したところ、全箇所において、セシウム（川俣町；最高値： $345\text{Bq}/\text{kg}$ ：通常は未検出）及びヨウ素（小野町；最高値： $7,440\text{Bq}/\text{kg}$ ：通常は未検出）を検出。

上記資料を拡大したのは、ヨウ素及びセシウムの最高値と、通常は未検出という比較について、捨てがたいものがあるからである。例えば飯館村の雑草の最高値が  $3,170,000\text{Bq/kg}$ 、通常は未検出はゼロ  $\text{Bq/kg}$  と見なして比べると、本件事故による汚染は  $3,170,000$  倍という数値は、表現のしようがない驚愕の汚染があるということになる。少し回りくどい言い方をしたが、「場」の線量管理法から言えば、生物は存在してはいけない汚染度だということになるので、ここに引用した。

本件事故でいやらしい、おぞましい線量評価は、その場所に放射性物質が存在するかの評価が、被ばく防止の原則であるが、「空間という人の線量評価」を採用していることである。

被ばく線量の実質的評価を行うには、物理的、生理的、科学的、臨床医学的に適う「放射性物質」の有無を確認することが原理・原則であると考えている。

これを発電所で実施していたのは、被告東電である。放射線管理技師等有資格者が、放射線管理区域内で汚染箇所を探し、汚染物質を除染してから作業員たちが作業していたのだから、「汚染物質」の除去が優先されなければならない。飯舘村はこの数値を記録した後、村民に立ち入らせたのか非常に気になるところである。

## (2) 原子力災害対策マニュアルによる被ばく患者の解釈

(平成22年9月14日改訂版)

原子力災害危機管理関係省庁会議幹事会の構成員は以下のとおりである。

内閣官房内閣参事官（安全保障、危機管理担当）  
内閣官房内閣情報調査室内閣参事官  
内閣官房内閣参事官  
内閣府政策統括官付参事官（災害応急対策担当）  
内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課長  
内閣府原子力安全委員会事務局管理環境課長  
警察庁警備局警備課長  
総務省大臣官房総務課長  
消防庁特殊対策室長  
外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長  
財務省大臣官房総合政策課政策推進室長  
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課防災環境対策室長  
厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理官  
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長  
経済産業省資源エネルギー庁原子力安全・保安院原子力防災課長  
国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）  
気象庁総務部企画課長  
海上保安庁警備救難部環境防災課長  
環境省水・大気環境局大気環境課長  
防衛省運用企画局事態対処課長

(8) 医療体制の準備

①救急自動車、ヘリ等の緊急輸送体制の準備状況〔消防庁、防衛省〕

②医師団の派遣及び収容病院の受入れ等の準備状況

〔厚生労働省、文部科学省〕

③安定ヨウ素剤の配備状況〔厚生労働省〕

(9) 人的被害の状況

①事故現場からの被救助者、行方不明者等の数、性別、その他人定事項

〔安全規制担当省庁、警察庁、海上保安庁、消防庁〕

②被ばく患者（被ばくのおそれのある者を含む。）等の負傷者の数、負傷程度及び収容先

〔消防庁、厚生労働省、文部科学省〕

被ばく患者（被ばくのおそれのある者を含む）

## 2 許されざる事故対応

《原告準備書面 39 (29 頁)》

(原子力災害合同対策協議会)

第23条 原子力緊急事態宣言があったときは、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

2 原子力災害合同対策協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員

二 都道府県の災害対策本部長又は当該都道府県の災害対策本部の災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員で当該都道府県の災害対策本部長から委任を受けた者

三 市町村の災害対策本部長又は当該市町村の災害対策本部の災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員で当該市町村の災害対策本部長から委任を受けた者

3 原子力災害合同対策協議会は、必要と認めるときは、協議して、前項に掲げるもののほか、指定公共機関、原子力事業者その他の原子力緊急事態応急対策の実施に責任を有する者を加えることができる。

4 原子力災害合同対策協議会の設置の場所は、緊急事態応急対策拠点施設とする。

本件事故では、原告ら発電所周辺の自治体を排除した原子力災害合同対策協議会が開催されたようだが、必要と認めなかつたようだ。

したがって、原告（双葉町災害対策本部長）は、本件事故では何も事故情報を共有することも、協議・合意形成を行っていない。このため、全ての決定は被告らだけで行ったのである。このため、偏った決定では、原告らをすべて強制できないのである。

損害賠償もしかりである。

### 3 東京電力の事故報告から

福島原子力事故調査報告書　乙イ第2号証の1

平成24年6月20日

#### ①原子力安全・保安院

3月11日の地震スクラム発生後、原子力安全・保安院との情報連絡を密にするため、本店対策本部官庁連絡班等の要員を原子力安全・保安院の緊急時対応センター（E R C）等に派遣した。なお、原子力発電所のトラブル発生時には通常こうした対応が図られており、今回の事故に際しても常時5名程度が交代しながら原子力安全・保安院E R Cに駐在する形での要員派遣を行った。

事故対応の初期段階においては、原子力安全・保安院のE R Cのファックスが、他社との共同使用で混雑していたことから、派遣された要員が本店からの情報を電話で聞き、定期的に発電所で読み上げられたモニタリングポストの線量や原子炉水位、原子炉圧力

#### ②政府、総理官邸

3月11日19時03分に官邸に原子力災害対策本部が設置されたが、原子力について話を聞きたいので誰か来てほしいとの漠然とした要請が原子力災害対策本部設置以前にあり、本店対策本部のスタッフながら、特定の機能班を受け持っていた原子力部門の部長を派遣することとした。また、説明には菅直人内閣総理大臣も同席するとの話があったために、より上位職の者を出すことになり、直接的には福島事故対応をしていなかった武黒フェローをも派遣することとし、他に2名を加えた4名を急遽、技術補助者として派遣した。

官邸での説明の後、帰社する途中で、再度、官邸から戻ってきてほしいという連絡が本店にあったことから、武黒フェロー以下全員が急遽もう一度官邸に向かった。

官邸については、原子力災害時に当社から要員を派遣することにはなっていなかったが、上記4名とは別に官邸の危機管理センターへの要員派遣の要請があった。このため、3月13日以降、官邸2階に4～5名程度社員の派遣を増員するとともに、3月14日以降は地下の危機管理センターにも4名程度の社員を派遣し、24時間体制で常駐させた。官邸への情報提供についても経済産業省を通さず当社へ直接提供を求められることが多かった。情報提供内容については、官邸側の質問に対応する他、モニタリングポストの線量やプラントパラメータ等、順次定例的な情報も提供していくこととなった。

5.3(2) ①で述べたとおり、当社は原災法や原子力事業者防災業務計画に基づき、プラント情報等を国（原子力安全・保安院はもとより、官邸内危機管理センター等）などの関係機関へ隨時提供していたほか、原子力安全・保安院に派遣した連絡者を通じて、国からの質問等にも答える態勢をとっていた。官邸は、予め定めている原子力安全・保安院からの連絡経路を利用せず、また、一部情報は危機管理センターに送信されていたがそれらの利用もせず、直接原子力発電所と連絡をとれる方法を要請してきた。菅総理の命を受けた細野補佐官の強い要請で、官邸から発電所長へのホットラインが開設された。官邸からの質問には、基礎的な質問や官邸・国が担うべき退避範囲の妥当性に関する質問が含まれていた。

#### (6) オフサイトセンターでの活動状況

当社から3月11日16時45分に行われた原災法第15条報告により、約2時間後の同日19時03分に、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発令されるとともに、官邸に原子力災害対策本部が、現地の緊急対策拠点であるオフサイトセンターに原子力災害現地対策本部（原子力災害合同対策協議会）がそれぞれ設置された。

オフサイトセンターは、原子力災害発生時には情報を一元的に集め、緊急時の対応対策を決定する重要な機関となっている。このため、その開設時には、福島第一、第二原子力発電所からの要員派遣の他、本店からは原子力・立地本部長等が派遣され、即座に判断できる体制としていた。

本店から派遣された原子力・立地本部長等は、前述したように18時頃には福島第二原子力発電所に到着しており、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が出された19時03分にはオフサイトセンターへの要員派遣の準備は整っていた。しかしながら、オフサイトセンターが開設されなかったために、翌12日未明まで待機となった。

オフサイトセンターは、周辺住民に対する広報活動や住民避難、屋内待避区域の設定、避難誘導等を行う拠点となるものであったが、3月11日20時50分には福島県による一部周辺住民への避難指示、同日21時23分には政府による福島第一原子力発電所半径3km圏内の住民に対する避難指示等、オフサイトセンターが開設する前に避難措置等が動き出した。避難指示については距離を変えて何度か発出されたが、本来オフサイトセンターで決めるべき事項でありながら、実際にはテレビで枝野幸男内閣官房長官の発表を聞いて知るような状況に陥っていた。

オフサイトセンターは当初開設されなかったため、全面的な人員派遣は見合わせられていたが、12日3時20分に活動が開始されたとの情報を受けて、当日中には合計28名（14日は最大で38名）が同所での活動を開始した。本店対策本部から発電所支援のために来ていた原子力・立地本部長以下5名の本店の要員についても、活動開始以降12日中にオフサイトセンターへ入っており、これらも上記人数に含まれている。

オフサイトセンターの当社派遣要員は、訓練の際と同様に、当社の使用ブースに設置され、地震等による被害を受けず機能が維持されていた当社所有の保安回線を介するTV会議システムや保安電話等を活用して、発電所及び本店の対策本部との間でリアルタイムの情報共有を図ることができた。当社の会議がある時は、そのうちに福島県や原子力安全・保安院のメンバーも含めて、TV会議システムの前に皆が集まり、プラントの状況を聞くようになっていた。

### ＜当社本店での菅総理＞

4時42分頃、清水社長は官邸を辞し、同時に出発した細野補佐官等が、本店対策本部に来社したところで細野補佐官の指示に基づき、本店対策本部室内的レイアウト変更が行われ、菅総理を迎える準備が行われた。

5時35分、菅総理が本店に入り、本店対策本部で福島事故対応を行っていた本店社員やTV会議システムでつながる発電所の所員に、全面撤退に関して10分以上にわたって、激昂して激しく糾弾、撤退を許さないことを明言した<sup>1</sup>。前述の通り菅総理は官邸での清水社長とのやりとりによって当社が全面撤退を考えているわけではないと認識していたはずであり、上記菅総理の当社での早朝の演説は、意図は不明ながらも、当社の撤退を封じようとしたものとは考え難い。

清水社長は、国の対策本部長として懸命に取り組まれていることを感じながらも、「先ほどお会いしたときに納得されたはずなのにと違和感を覚えた」とこの時の総理の態度が理解できなかったことを証言している。

また、福島第一・第二原子力発電所の対策本部において、菅総理の発言を聞いた職員たちの多くが、背景の事情はわからないまま、憤慨や戸惑い、意氣消沈もしくは著しい虚脱感を感じた、と証言している。

#### 4 今中哲二資料より

『双葉町の女の子が 100 ミリシーベルトの甲状腺被曝を受けた』ストーリー  
(中間まとめ) 今中哲二 京都大学複合原子力科学研

5月6日の IISORA ZOOM 勉強会で、榎原さんから、新著『福島が沈黙した日：原発事故と甲状腺被曝』(集英社新書 2021)についての話を聞かせてもらつた。「2011年3月14日か15日に郡山市の体育館で、**双葉町から避難してきた11歳の女の子をスクリーニングしたら、100ミリシーベルト程度の甲状腺被曝を示す測定結果があり、5月はじめの放医研の会議に報告されていたが、結局は握りつぶされてしまった**」という内容である。女の子は、1号機で水素爆発が起きた3月12日の午後、みんなと外で遊んでいたらお母さんが連れに来て家に戻らずそのまま避難したそうだ。以前、元双葉町長の井戸川さんから「3月12日午後、双葉町の高齢者施設（図1の双葉厚生病院周辺）で避難誘導をしている際に1号機が爆発して、しばらくして白いものがふわふわ降ってきた」と聞かされていたし、また、水素爆発に先立つ1号機のベントにともなって、双葉町内の上羽鳥モニタリングポストで毎時  $4000 \mu\text{Sv}$  を越える空間線量があったと承知していたこともあって（図4）、5月6日の ZOOM では、『放射性プルームに含まれていた核種の割合が分かれば、吸入によって 100mSv 程度の甲状腺被曝があり得たかどうかくらいはチェックできるでしょう』とコメントした次第だった。以来あれこれ調べ直して、「3月12日の午後、1号機水素爆発で発生した放射性プルームに双葉町で遭遇した人の吸入にともなう甲状腺被曝」のストーリーをざっくりと組み立ててみたら、10歳の子供で 330 ミリシーベルト、大人男性で 180 ミリミリシーベルトという話が出来上がった。

◆ いくつかの仮定

- 仮定 1：空間放射線量と暴露時間 図2は、大気拡散モデルと周辺での測定データを組み合わせて放出量の“逆推定”を行った JAEA の Katata 論文(2015)の Fig.7 で、2013年に原発敷地直近の放射線量を無人ヘリコプターで測った

Sanada 論文 (2015) から引用された図である。北北西に流れている黄色の帯が 1 号 機水素爆発の軌跡となっている。(西方と南方への 3 つの赤い帯は、3 月 14 日の夜以降に形成された。) 図 3 は Katata 論文の Fig.6 で、1 号機水素爆発放射性プルームの拡散・沈着計算で得られた、13 日 12 時における等放射線量線と、同時期の測定値の比較である。Shinzan (新山 MP) の位置に注目されたい。図 2 では軌跡の左端だか、図 3 では中心より右にずれている。つまり、Katata らの拡散シミュレーションは実際よりいくらか西寄り (1km 程度か) にプルーム が流れしたことになっている。いずれにせよ、1 号機水素爆発の放射性プルームが双葉町中心部を通過したことは間違いない。ちなみに、IISORA の豊田さんらが 3 月 13 日午前 10 時半頃に双葉厚生病院まで行ってみると、 $1000\mu\text{Sv}/\text{h}$  まで測れるガイガーカウンターが振り切れたそうだ。図 4 は、図 1 に示した 4 つの MP での 3 月 12 日から 13 日にかけての放射線量をプロットしたものである。これらの MP は津波と停電で事故の時には役に立たなかつたが、記録されていたデータが後に回収されて公開されている。しかし、津波で流されたり記録不十分なデータもある。新山 MP については、デジタル記録が得られずチャートから読み取った 1 時間平均である。12 日 15 時～16 時が最大値  $904\mu\text{Gyv}/\text{h}$  となっているが、実際のピークはもっと鋭く上がって時間も短かったであろう。郡山 MP でのピークと比較しながら、本メモの計算対象者は、『 $2000\mu\text{Gy}/\text{h}$  の放射性プルームに包まれて屋外で 10 分作業していたか遊んでいた』と仮定する。

●仮定 2：放射性プルームの放射能組成 図 4 に認められる放射線量の多数のピークは、放射性プルームがたまたまその MP 近辺を通過したことを反映している。ピーク後にダラダラと放射線量が減っている部分は、MP 周辺の地面に沈着した放射能からの放射線と考えてよい。図 1 に示したように、1 号機から双葉町中心街までは約 5 km 足らずで、風速 3 m/sec なら 20 分程度である。水素爆発で放出されたままの放射能組成で双葉町を通過したとしておこう。3 つの原子炉がメルトダウンした福島原発事故からの放射能放出プロセスは込み入っていて、放出量とその時間変化を推定するのは大変な作業になるが、いろいろな研究グループがさまざまな方法でチャレンジしている。UNSCEAR (国連科学委員

会) 2013 年報告は、それらの研究 をレビューし、UNSCEAR 自身の「推奨値」のような値を報告している。このメモでは、1号機水素爆発にともなう放出放射能組成として『UNSCEAR2013 報告の組成』を仮定しておく(表1)。ヨウ素131 (I131) 濃度を1としたときの比に着目して頂きたい。

## 結 語

つまり、ウソの終わりは仮説にもならないので結論には至らない。

原子力発電所は国家として推進し、電力事業者がこれに呼応して、未知の世界の原子力発電所を作った。設計図のとおりに作る技術は、造船等の大型構築物の経験と実績があったので、原子力発電所のハードを完成させた。問題は、ソフトの分野、特に文官が、監理・監督を完遂させる能力は備わっていなかった。これは、役場に訪れる文官らしき原子力安全・保安院の審議官、検査官、特別検査官たちは、高学歴であるが、アメリカ合衆国原子力規制委員会 (NRC) のように、日本の原子力運転員を押しのけて、実機の操作ができる者の存在を確認したことなかった。

原告は、双葉町長になる前、建築設備工事、維持管理、フローチャート作成、システム設計及び施工を生業にしてきた。この中で、文官所謂公務員に、ご指導を頂いた経験はなかった。公共工事の発注に携わる公務員の殆どは、案件を設計事務所やコンサルタントに丸投げで、完成したものに金額を査定して発注していただけなので、現場の監督、検査、指示などは工事業者任せがほとんどだった。

本件事故を受けて感じることは、政府の高官が現場で原告と事故の談義をしたことがないことを裏返すと、本件事故発生以来、事故前の約束、実績を隠ぺいし、「自分たちに責任の矛先が向かないようする対策」に励んできたことを、過去に遡り、覆されることを恐れて原告との協議を拒んでいるようだ。

ウソを百篇繰り返しても、実話でないものはメッキというもので、やがてはげ落ちてしまう運命が待っている。

おわり